

# 宇都宮文星短期大学 自己点検・評価報告書

平成27年6月



## 目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	21
3. 提出資料・備付資料一覧	25
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	31
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	32
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	34
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	41
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	43
◇ 基準Ⅰについての特記事項	43
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	45
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	47
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	60
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	76
◇ 基準Ⅱについての特記事項	77
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	79
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	81
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	89
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	95
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	98
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	104
◇ 基準Ⅲについての特記事項	104
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	107
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	109
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	113
基準Ⅳ-C ガバナンス	118
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	126
◇ 基準Ⅳについての特記事項	126
【選択的評価基準1. 教養教育の取り組みについて】	127
【選択的評価基準2. 職業教育の取り組みについて】	129
【選択的評価基準3. 地域貢献の取り組みについて】	131



## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、宇都宮文星短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成27年6月29日

理事長

上野憲示

学長

上野孝子

A L O

藤生恵子



## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革（1600字程度）

#### ○ 学校法人の沿革

明治44年	2月	私立宇都宮実用英語簿記学校創立
大正4年	3月	私立宇都宮実業学校と改称
大正11年	3月	栃木県宇都宮実業学校と改称、夜学専修科設置
昭和3年	3月	夜学専修科廃止、第2本科設置 私立宇都宮商科学校設置
昭和4年	6月	宇都宮女子実業学校創立
昭和6年	3月	私立宇都宮商科学校廃止
昭和18年11月		財団法人栃木県宇都宮実業学校に組織変更及び財団法人宇都宮女子商業学校に組織変更
昭和19年	3月	第2本科生徒募集中止、宇都宮第二女子商業学校を創立
昭和23年	1月	財団法人栃木県宇都宮学園高等学校に組織変更、栃木県宇都宮実業学校・宇都宮女子商業学校・宇都宮第二女子商業学校を併合し、高等科（男子部・女子部）とする
昭和25年	9月	学校法人宇都宮学園に組織変更、校名を宇都宮学園高等学校（男子部・女子部）とする
昭和28年10月		商業科の他に普通科を設置、女子部を宇都宮女子商業高等学校（商業科・普通科）と改称 戦前の栃木県宇都宮実業学校第二本科を宇都宮夜間高等学校として復活
昭和31年	9月	学校法人育英学園に改称、宇都宮夜間高等学校を宇都宮育英高等学校（夜間・定時制）と改称
昭和49年	4月	宇都宮育英高等学校を休校とし、生徒募集を中止
昭和63年12月		宇都宮文星短期大学（文化学科・美術学科）設置認可
平成元年	4月	宇都宮文星短期大学（文化学科・美術学科）開学
平成3年	9月	宇都宮文星短期大学（専攻科・美術専攻）設置認可
平成8年	4月	宇都宮女子商業高等学校を宇都宮文星女子高等学校と校名変更
平成10年12月		文星芸術大学（美術学部）設置認可
平成11年	4月	文星芸術大学（美術学部）開学
平成12年12月		宇都宮文星短期大学美術学科廃止
平成13年	3月	宇都宮文星短期大学専攻科・美術専攻廃止

## 宇都宮文星短期大学

平成14年	4月	宇都宮学園高等学校設置科名変更認可
平成14年	11月	宇都宮文星女子高等学校設置科名変更認可
平成14年	12月	文星芸術大学大学院芸術研究科美術専攻修士課程（前期）設置認可
平成15年	4月	文星芸術大学大学院芸術研究科美術専攻修士課程（前期）開設
平成15年	4月	宇都宮学園高等学校を文星芸術大学附属高等学校と校名変更、設置科名商業科を総合ビジネス科と変更
平成15年	4月	宇都宮文星女子高等学校設置科名商業科を総合ビジネス科と変更
平成16年	4月	宇都宮文星短期大学地域総合文化学科設置
平成16年	11月	文星芸術大学大学院芸術研究科美術専攻博士課程（後期）設置認可
平成17年	2月	文星芸術大学附属中学校設置認可
平成17年	3月	宇都宮育英高等学校（定時制課程普通科）廃止
平成17年	4月	文星芸術大学附属中学校開学
平成17年	4月	文星芸術大学大学院芸術研究科美術専攻博士課程（後期）開設
平成19年	3月	宇都宮文星短期大学文化学科廃止

### ○ 宇都宮文星短期大学の沿革

昭和63年	12月	宇都宮文星短期大学（文化学科・美術学科）設置認可	
平成	元年	4月	宇都宮文星短期大学（文化学科・美術学科）開学
平成	3年	9月	宇都宮文星短期大学（専攻科・美術専攻）設置認可
平成12年	12月	宇都宮文星短期大学美術学科廃止	
平成13年	3月	宇都宮文星短期大学専攻科・美術専攻廃止	
平成14年	4月	宇都宮文星短期大学文化学科（文化、情報、芸術コース）に生活コースを開設	
平成15年	4月	宇都宮文星短期大学文化学科生活コースに調理師養成専攻を開設	
平成16年	4月	宇都宮文星短期大学地域総合文化学科設置	
平成17年	4月	地域総合文化学科調理栄養コース（栄養士養成専攻）設置	
平成18年	4月	地域総合文化学科調理栄養コース（製菓衛生師養成専攻）設置	
平成19年	3月	宇都宮文星短期大学文化学科廃止	
平成23年	4月	地域総合文化学科（地域文化・情報実務・調理栄養・芸術文化の4領域を総合キャリア・フード・アートの3フィールドに改編）	



(2) 学校法人の概要

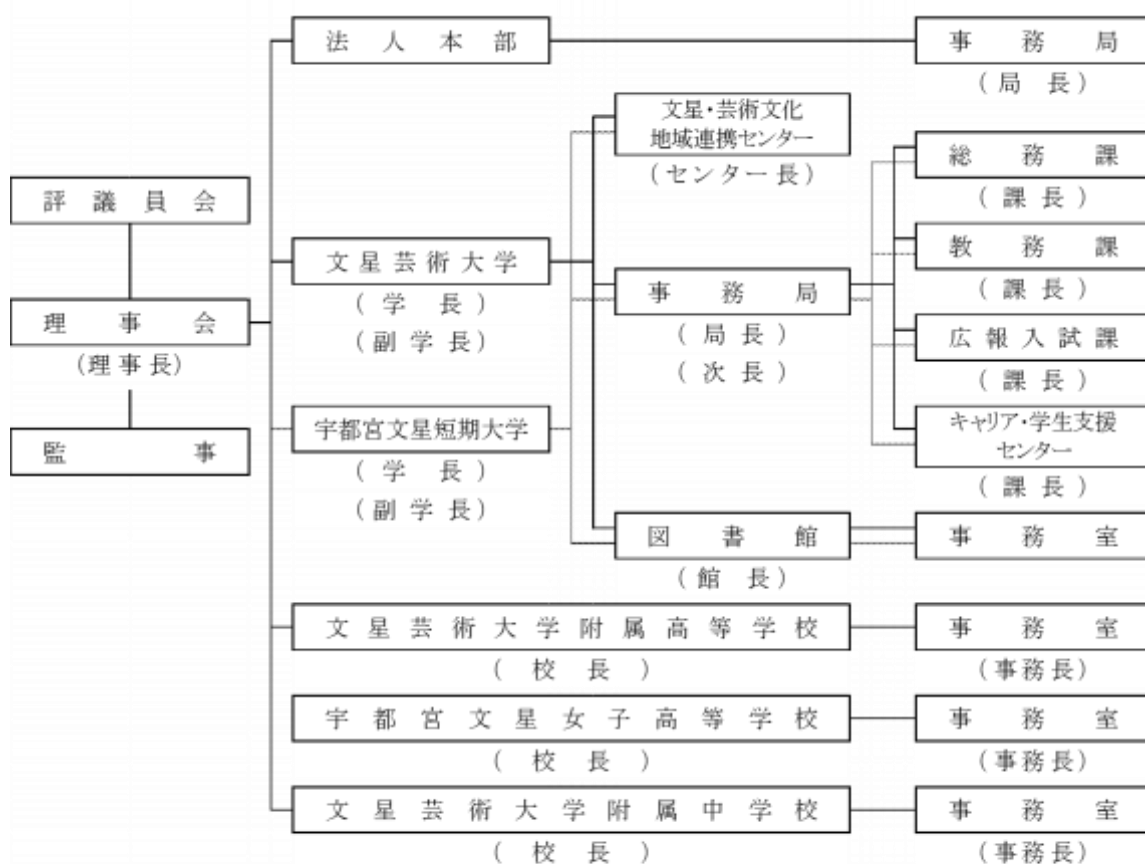
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成27年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
文星芸術大学	栃木県宇都宮市上戸祭4丁目8番15号	95	※470	259
文星芸術大学大学院	栃木県宇都宮市上戸祭4丁目8番15号	25	55	19
宇都宮文星短期大学	栃木県宇都宮市上戸祭4丁目8番15号	100	200	174
文星芸術大学附属高等学校	栃木県宇都宮市睦町1番4号	620	1,860	1,097
宇都宮文星女子高等学校	栃木県宇都宮市一の沢町24番35号	720	2,160	932
文星芸術大学附属中学校	栃木県宇都宮市睦町1番4号	60	180	84

※ 編入学定員10名を含む

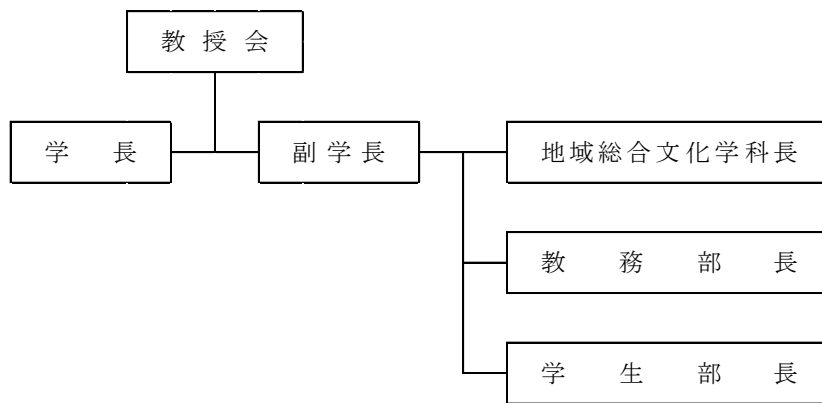
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成27年5月1日現在

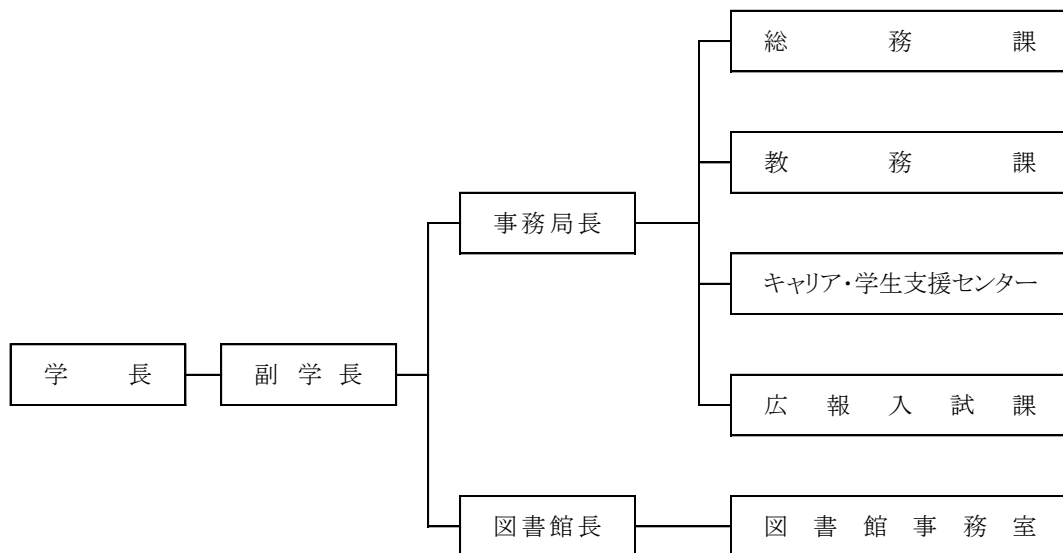


※ 文星芸術大学・宇都宮文星短期大学 事務局は、平成27年4月に組織の改編を行った。

宇都宮文星短期大学 教学組織図



宇都宮文星短期大学 事務組織図



※ 宇都宮文星短期大学 事務局は、平成27年4月に組織の改編を行った。

■ 専任教員数、非常勤教員（兼任・兼担）数、教員以外の専任職員数

専任教員数	非常勤教員数	専任職員数	非常勤職員数
15	52	10	22

※ 専任教員：学長、副学長、フィールド・ユニット所属の教員 13名

## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

## ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

## ○ 年齢別人口及び構成比の推移

&lt; 栃木県ホームページより 各年10月1日現在 &gt;

区分	年少人口 (15歳未満)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
平成11年	314,416	15.7%	1,359,012	67.7%	334,137	16.6%
平成12年	306,905	15.3%	1,352,311	67.5%	344,506	17.2%
平成13年	302,257	15.1%	1,350,607	67.3%	355,105	17.7%
平成14年	297,398	14.8%	1,346,964	67.0%	365,050	18.2%
平成15年	293,109	14.6%	1,343,865	66.8%	373,622	18.6%
平成16年	289,933	14.4%	1,343,692	66.7%	380,154	18.9%
平成17年	285,245	14.2%	1,336,513	66.4%	390,896	19.4%
平成18年	282,461	14.0%	1,327,191	66.0%	401,476	20.0%
平成19年	279,938	13.9%	1,318,479	65.6%	412,839	20.5%
平成20年	278,165	13.8%	1,308,777	65.1%	423,731	21.1%
平成21年	275,339	13.7%	1,296,809	64.6%	434,605	21.7%
平成22年	269,823	13.6%	1,281,274	64.4%	438,196	22.0%
平成23年	266,538	13.5%	1,272,933	64.2%	442,160	22.3%
平成24年	262,796	13.3%	1,254,119	63.5%	458,081	23.2%
平成25年	260,002	13.2%	1,233,173	62.6%	475,554	24.2%
平成26年	256,647	13.1%	1,212,864	61.8%	493,059	25.1%

## ○ 栃木県の年齢別(5歳階級)人口

&lt; 栃木県ホームページより 平成26年10月1日現在 &gt;

年齢	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	割合 (%)
0～4	41,235	39,092	80,327	4.1%
5～9	43,657	41,190	84,847	4.3%
10～14	46,895	44,578	91,473	4.7%
15～19	48,058	45,848	93,906	4.8%
20～24	46,235	41,724	87,959	4.5%
25～29	51,307	46,093	97,400	5.0%
30～34	60,942	55,031	115,973	5.9%
35～39	70,364	64,393	134,757	6.9%
40～44	77,449	71,153	148,602	7.6%
45～49	65,711	62,296	128,007	6.5%
50～54	61,849	58,950	120,799	6.2%
55～59	66,581	64,521	131,102	6.7%
60～64	77,446	76,913	154,359	7.9%
65～69	71,602	72,026	143,628	7.3%
70～74	55,979	60,359	116,338	5.9%
75～79	39,893	49,009	88,902	4.5%
80～84	28,108	43,184	71,292	3.6%
85歳以上	21,341	51,558	72,899	3.7%

## ■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
栃木県	73	85.9	72	83.7	75	86.2	79	80.6	74	84.1
北海道					1	1.1	1	1.0		
青森県					1	1.1			1	1.1
岩手県			1	1.2						
宮城県			1	1.2					1	1.1
秋田県					2	2.3	1	1.0		
山形県			1	1.2	2	2.3	2	2.0		
福島県	5	5.9	4	4.7	2	2.3	4	4.1	1	1.1
茨城県	1	1.2	3	3.5	2	2.3	6	6.1	3	3.4
群馬県					1	1.1				
埼玉県	1	1.2	1	1.2					1	1.1
神奈川県									1	1.1
新潟県							1	1.0	1	1.1
三重県									1	1.1
山口県	1	1.2								
鹿児島県							1	1.0		
その他	4	4.7	3	3.5	1	1.1	3	3.1	4	4.5
合計	85		86		87		98		88	

※ 地域は、入学者の出身高等学校の所在地を都道府県別に集計したもの。その他には、外国人留学生・高等学校卒業程度認定試験合格者（旧大学入学資格検定合格者）等を含む。

## [注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成26年度を起点に過去5年間。

## ■ 地域社会のニーズ

【県ホームページ】

地方分権の時代を迎え、国と地方の役割分担や財源配分の見直しなどによる真の地方自治の確立と行政の広域化、行財政改革など体制の整備が必要となっている。また、我が国の国土構造は、20世紀の人口急増と工業化の進展を背景に形成された一極一軸型から、社会経済システムの変化、人口の減少などを踏まえ、自立した地域が連なる多軸型の構造へと転換していく必要がある。

さらに、地域づくりや地域経営においては、活力が低下している地域コミュニティの重要性を再評価し、官民の役割分担の見直しや行政への住民の参画など、行政と民間とのパートナーシップを築きながら、民間の活力と相互扶助の力を積極的に活用していくことが求められる。

## ■ 地域社会産業の状況

栃木県の産業は工業、農業、観光業が盛んである。工業は東北自動車道と国道50号を軸とする地域に北関東工業地域が広がっており、太平洋戦争で軍需産業が集積した宇都宮では機械工業や金属工業、食品・飲料工業が発達している。ほか、東北自動車道沿線では自動車関連工業が、また県南では繊維工業が盛んとなっている。

農業は平野部が米や麦の産地、高原部が酪農地、畜産地となっているほか、いちごやかんぴょうなどの特産物も栽培されている。観光業は北西部の日光・鬼怒川や北部の那須・塩原で盛んで、鬼怒川温泉や日光湯元温泉、那須温泉郷、塩原温泉郷などの温泉、東照宮・輪王寺などの世界遺産、中禅寺湖や戦場ヶ原、那須岳や那須高原など豊かな自然を観光資源とし、浅草・新宿などからの直通特急や新幹線、高速道路でのアクセスが容易な首都圏を代表するリゾート地となっている。これらの地域は日本初の国立公園である日光国立公園の指定地域内にあり、自然保護などの施策も執られている。

## ■ 短期大学所在の市区町村の全体図

関東地方北部に位置し、境界部に海岸線を有しない内陸県である。県内の地域区分は概ね宇都宮市、鹿沼市、下野市、真岡市、さくら市、日光市を中心とした県央、小山市、栃木市、佐野市、足利市など国道50号沿線の県南、大田原市、那須塩原市を中心とする県北に分類される。

人口は県央の宇都宮市に県全体の4分の1に当たる50万人が集中し、小山市、栃木市、足利市、佐野市、那須塩原市が10万人以上の都市となっている。関東地方の北部に位置し、面積は6,408.28km<sup>2</sup>で全国第20位（関東最大の県）、東西約84km・南北約98km。県庁所在地の宇都宮市は、東京から約100km、J R東北新幹線で約50分強の位置にあり、中核市の指定を受けている。

栃木県内の区画図

平成26年4月5日現在



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
<p>評価領域Ⅲ 教育の実施体制</p> <p>○ 図書館の開館時間について、学習環境の整備の面から最終授業時間終了まで延長するなどの検討が望まれる。</p>	<p>平成22年4月1日より閉館時間を授業終了（17時50分）後の18時00分まで延長することとした。（図書館管理規程改正22.4.1）</p>	<p>17時から1時間延長したが、併設大学の学生を含め、1日の利用者数は、数名程度に留まっている。</p>
<p>評価領域Ⅴ 学生支援</p> <p>○ アドミッション・オフィス（AO）入試を実施していることから、入学者受け入れの方針（求める学生像）を入試案内などに明記することが望まれる。</p>	<p>『短期大学案内』及びホームページに加えてAO入試、推薦入試、一般入試の要項（1冊）に掲載している。</p>	<p>平成23年の総合キャリア・フード・アートの3フィールドへの改編についても、学生がより理解を深めたことで、多様な学びにつながっている。</p>
<p>評価領域Ⅴ 学生支援</p> <p>○ 経済的理由による退学者がみられるが、当該短期大学独自の奨学金制度が設けられているにもかかわらず、その利用実績がない。奨学規程も含め、積極的な広報が期待される。</p>	<p>新たに、授業料等納付金の一部減免措置を始めた。年度当初のオリエンテーションで学生に周知するにとどまっている。</p>	<p>平成26年度は該当者1名にこの措置を実施した。 また、平成23～25年度は、東日本大震災の被災学生計3名に対して、授業料の減免措置を行った。</p>
<p>評価領域Ⅷ 管理運営</p> <p>○ 教授会は、学則等の規定に基づいて開催し、適切に運営されたい。</p>	<p>平成21年12月より学科会議を廃し、宇都宮文星短期大学教授会規程に基づき短大教授会として運営しているが、文星芸術大学との合同教授会と2本立てとなっているため、平成27年度からは、夏季休暇中などを除き短大教授会のみで開催とする。</p>	<p>時間的束縛等、教員の負担は解消されるものと思われる。</p>

<p>評価領域Ⅷ 管理運営</p> <p>○ 学生指導・サービス環境の整備を進めているが、教育、経営、財務とのバランスのとれた管理運営面のチェックが求められる。</p>	<p>チェック機能については、理事会をはじめとする教授会、各種委員会、部局長会議および自己点検・評価委員会等がある。</p>	<p>管理運営面のチェックは十分とは言えない。</p>
<p>評価領域Ⅸ 財務</p> <p>○ 余裕資金が十分あるものの、短期大学部門及び学校法人全体の収支のバランスにおいて支出超過があるので、財務体質の改善が望まれる。</p>	<p>人件費の負担は未だに大きい、教員の定年年齢65歳、助手の配置の見直し等を実施している。</p>	<p>平成23年度に文部科学省の実態調査を受け、法人としても、目下、改革・改善を推進中である。</p>

## ② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
なし		

## ③ 過去7年間に文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■ 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成27年度を含む過去5年間のデータを示す。

平成23年度～27年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
地域総合文化 学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	86	87	98	88	92	
	入学定員充足率(%)	86.0	87.0	98.0	88.0	92.0	
	収容定員	200	200	200	200	200	
	在籍者数	172	172	187	185	174	
	収容定員充足率(%)	86.0	86.0	93.5	92.5	87.0	

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率(%)」欄及び「収容定員充足率(%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻ごとに、第三者評価を実施する前年度の平成26年度を起点とした過去5年間のデータを示す。

② 卒業者数（人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域総合文化学科	81	74 (9月卒2名含む)	77 (9月卒1名含む)	82 (9月卒1名含む)	89

③ 退学者数（人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域総合文化学科	16 (除籍4名含む)	13 (除籍3名含む)	6 (除籍1名含む)	8 (除籍2名含む)	14 (除籍4名含む)



## ④ 休学者数（人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域総合文化学科	4	5	2	4	2

## ⑤ 就職者数（人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域総合文化学科	56	54	58	58	69

## ⑥ 進学者数（人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地域総合文化学科	0	2	2	5	4

## (7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成27年5月1日現在

## ① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
地域総合文化学科	7	5	2	1	15				0		家政関係
（小計）	7	5	2	1	15	5		2	0		
〔その他の組織等〕	0	0	0	0	0				0	0	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
（合計）	7	5	2	1	15		8	3	0		

※ 学長・副学長は教授に含まむ

※ 平成27年4月1日より、学科の種類（学科の属する分野の区分）を美術関係から家政関係に変更したため、報告書本文とは、必要な専任教員数・教授数が異なる。

- ・設置基準で定める教員数：美術関係7人→家政関係5人（入学定員100人のため）
- ・設置基準で定める教授数：美術関係3人→1人

## [注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の「その他の組織等」には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

## ② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	9	19	28
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	3	3
その他の職員	1	1	2
計	10	23	33

## [注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は、「兼任」に分類する。

## ③ 校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の の学校等の 専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)[注]	在籍学生一人 当たりの面積 (㎡)	備考（共有 の状況等）
校地等	校舎敷地	3,975	4,606	2,180	10,761	2,000	36.9	共有
	運動場用地	0	5,904	0	5,904			共有
	小計	3,975	10,510	2,180	16,665			共有
	その他	10,813	15,537	0	26,350			共有
	合計	14,788	26,047	2,180	43,015			

## [注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積 ＝ 収容定員 200人×10㎡/人
- 〔イ〕 在籍学生一人当たりの面積＝〔ロ〕÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）  
＝ 16,665㎡ ÷ 本学在籍学生数 174人 + 共用する学校（文星芸術大学在籍学生数）278人

## ④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校 等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積(㎡) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	5,770	7,774	9,290	22,834	2,350	共有

[注]

□ 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積

※ 平成27年4月1日より、学科の種類 (学科の属する分野の区分) を美術関係から家政関係に変更したため、基準面積が変更となった。(美術関係 2,250㎡ → 家政関係 2,350㎡)

## ⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
15	2	20	1	0

## ⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
13

## ⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 [うち外国書] (冊)	学術雑誌 [うち外国書](種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル [うち外国書]			
大学・短大共用	49,230 (7,098)	266 (37)	0	2,096		0
計	49,230 (7,098)	266 (37)	0	2,096		0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	851	105	63,083
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	678		

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

-----本学ホームページ「情報公開」<http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/disclosure/>

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	① ホームページ「情報公開」 教育目的 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/principle/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/principle/</a> ② 『学生便覧』学則
2	教育研究上の基本組織に関すること	① ホームページ「情報公開」 教育研究組織 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/ed-organization/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/ed-organization/</a>
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	① ホームページ「情報公開」 年齢・職階・男女別専任教員数 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/no_teacher.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/no_teacher.pdf</a> 教員の紹介 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/teacher/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/teacher/</a>
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	① ホームページ「情報公開」 入学者受け入れの方針 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/</a> 収容定員及び在学する学生の数 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/fixed_no.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/fixed_no.pdf</a> 卒業した者の数 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/numbers.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/numbers.pdf</a> 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/career_no.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/career_no.pdf</a>
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	① ホームページ「情報公開」 カリキュラム <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/curriculum.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/curriculum.pdf</a> ② 『講義概要（ウェブシラバス）』 <a href="http://slbs.info/BUNSEI/WEB/index.asp">http://slbs.info/BUNSEI/WEB/index.asp</a>
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	① ホームページ「情報公開」 学則 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/code_ubjc.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/code_ubjc.pdf</a> 履修規程 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/rules_courses.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/rules_courses.pdf</a> 学位規程 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2012/rules_degree.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2012/rules_degree.pdf</a> 学位授与の方針 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/</a> ② 『学生便覧』

7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	① ホームページ「情報公開」 施設・設備 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/</a> 図書館 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/library/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/library/</a> 校地・校舎等面積 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/area.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/area.pdf</a>
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	① ホームページ「情報公開」 入学情報（入学金／授業料について） <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/tuition_fees.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/tuition_fees.pdf</a>
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	① ホームページ「情報公開」 キャンパスライフ <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/#soudan">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/#soudan</a> 進路・就職 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/future/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/future/</a> カウンセリング室 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/counseling/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/counseling/</a>

## ② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	① ホームページ「情報公開」 財務状況 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/finance_h26.pdf">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/media/guide/disclosure/2015/finance_h26.pdf</a> ② 財務状況閲覧綴り

[注]

□ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載する。

### (9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

#### ■ 学習成果をどのように規定しているか

現在の学習成果の判定は、定期試験（前期・後期）、レポート提出や制作物、授業への取り組み等を判断材料に成績評価を行い、所定の単位を認定している。

成績評価の仕組みは、オリエンテーション及び各授業内において複数回説明をして学生に周知している。授業科目の単位認定については、原則として3分の2以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たすことが履修規程に定められている。

#### ■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか

学習達成度を確認することを目的として、GPA制度を導入している。GPA制度を用い、個々の学生は、学習成果の比較に用いることができる。学習成果を示す試験等の成績は、100点満点で採点し、95点以上を秀、94～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不可と5段階の評価とし、可以上を合格としている。また秀評価については、成績評価が95点以上、対象人数が科目履修者の5%以内と定められている。『シラバス（講義概要）』に授業の概要や科目毎の成績評価の方法などを記載している。

### (10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

#### ■ オフキャンパス（実施していれば記述する）

実施していない

#### ■ 遠隔教育（実施していれば記述する）

実施していない

#### ■ 通信教育（実施していれば記述する）

実施していない

#### ■ その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

実施していない

### (11) 公的資金の適正管理の状況

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）

特になし

## (12) 理事会・評議員会ごとの開催状況（平成24年度～平成26年度）

## 理事会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7人	7人	平成24年 5月23日 16:00～16:40	5人	71.4%	2人	1/2
		7人	平成24年 5月23日 18:00～18:40	5人	71.4%	2人	1/2
		7人	平成24年 7月26日 16:00～16:30	6人	85.7%	1人	1/2
		7人	平成24年 7月26日 17:40～18:20	6人	85.7%	1人	1/2
		7人	平成24年 9月14日 通知による持ち回り審議	7人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成24年12月 7日 17:30～18:20	6人	85.7%	1人	2/2
		7人	平成25年 3月21日 15:10～16:20	6人	85.7%	1人	1/2
	7人	7人	平成25年 5月28日 16:00～16:30	5人	71.4%	2人	2/2
		7人	平成25年 5月28日 17:40～18:40	5人	71.4%	2人	2/2
		6人	平成25年12月16日 17:30～18:30	4人	66.7%	2人	2/2
		6人	平成26年 3月12日 17:00～18:00	4人	66.7%	1人	1/2
	7人	6人	平成26年 5月30日 通知による持ち回り審議	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成26年 7月 9日* 10:00～10:20	4人	66.7%	1人	1/2
		6人	平成26年 7月 9日* 11:30～12:20	4人	66.7%	1人	1/2
		7人	平成26年12月15日 17:30～18:30	6人	85.7%	1人	1/2
		7人	平成27年 3月18日 16:00～17:00	4人	66.7%	3人	2/2

※ 平成26年7月9日の理事会は、理事、評議員の任期満了に伴う改選を行ったため、理事会は時間をあけて同日中に2回開催した。

評議員会の開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	人 15	人 14	平成24年 5月23日 16:50~17:50	人 13	% 92.9	人 1	1/2
		人 14	平成24年 7月26日 16:40~17:30	人 12	% 85.7	人 2	2/2
		人 15	平成24年 9月14日 通知による持ち回り審議	人 15	% 100.0	人 0	2/2
		人 15	平成24年12月 7日 16:30~17:20	人 13	% 86.7	人 1	2/2
		人 15	平成25年 3月21日 14:00~14:50	人 14	% 93.3	人 1	2/2
	人 15	人 15	平成25年 5月28日 16:40~17:30	人 14	% 93.3	人 1	2/2
		人 14	平成25年12月16日 16:30~17:20	人 10	% 71.4	人 4	2/2
		人 14	平成26年 3月12日 16:00~16:50	人 11	% 78.6	人 1	1/2
	人 15	人 14	平成26年 5月30日 通知による持ち回り審議	人 14	% 100	人 0	2/2
		人 14	平成26年 7月 9日 10:30~11:10	人 12	% 85.7	人 2	1/2
		人 15	平成26年12月15日 16:00~17:15	人 13	% 86.7	人 2	1/2
		人 15	平成27年03月18日 15:00~15:50	人 11	% 73.3	人 4	2/2

[注]

- 平成24年度から平成26年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者と見なす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
- 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に、監事数(現員)を記入し、左側には当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

特になし



## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

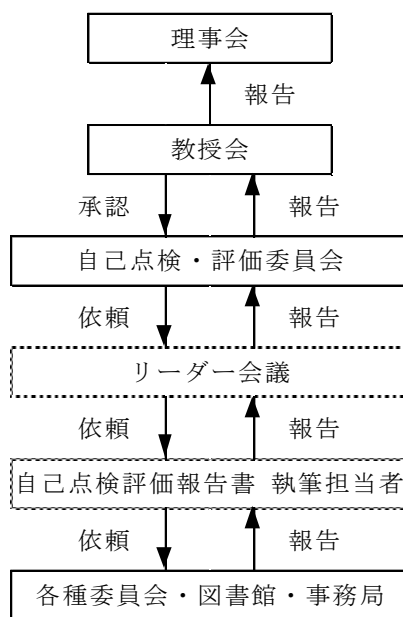
平成25年11月に、自己点検・評価委員会の組織の見直しを行った。報告書作成については、発足当初から一貫して教員・全員参加型の組織を目指している。自己点検・評価及び報告書作成に係る構成員及び担当者は以下のとおり。

平成26年度の自己点検・評価に関する組織及び報告書作成の担当区分

教職員				自己点検・ 評価委員会 構成員	報告書作成 担当者	備 考
	学 長	上 野 孝 子		○		
	副学長	上 野 敬 子		○		
教 員	A L O	藤 生 恵 子	教 授	○	◎	
〃	学科長	喜 山 朝 彦	教 授	○	◎	※評価員
〃	教務部長	碓 谷 貴 裕	教 授	○	◎	
〃	学生部長	湯 澤 敏 子	准教授	○	◎	※評価員
〃		前 田 忠 信	教 授	○	○	
〃		野 澤 謙	〃	○	◎	
〃		高 橋 公 子	准教授	○	○	
〃		樋 山 三 郎	〃	○	○	
〃		阿良山 早 苗	〃	○	○	
〃		中 沖 尚 行	〃	○	○	
〃		川 田 容 子	講 師	○	○	
〃		小 池 典 子	〃	○	○	
〃		工 藤 敬 子	〃	○	○	
〃		大 津 智 仁	助 教	○	○	
事務職員	事務局長	伊 澤 郡 藏		○	○	
〃	総務課長	小 林 正 典			○	
〃	教務課長	小 野 貴 久		○	○	
〃	法人次長	坂 本 哲 夫			○	
〃	教務課	横 山 美 紀			○	

※ 短期大学基準協会

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動は、関係各事務局職員の協力を得て、全教員が参加する組織をもって行われている。

今年度は、下記の「自己点検・評価報告書完成までの活動記録」に記録されているように、リーダー会議を中心に審議が行われ、さらに、自己点検・評価委員会の審議を経て、報告書が完成した。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録  
 (自己点検・評価を行った平成26年度を中心に)

年月日	委員会等	内 容
26. 1. 16	教授会	自己点検・評価報告書作成執筆担当者の決定 報告書作成要領・スケジュールの全般説明
26. 3. 6	第 1回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 4. 7	第 2回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 4. 8	第 3回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 4. 17	第 4回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 5. 22	第 5回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 5. 29	第 6回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 6. 10	第 7回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 6. 12	教授会	平成27年度の第三者評価受審について 評価員候補者の推薦について 報告書作成に向けての作業確認
26. 6. 19	第 8回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 7. 3	第 9回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 7. 8	第10回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 7. 10	教授会	リーダー会議の実施報告 報告書作成の進捗状況報告
26. 7. 17	第11回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
26. 9. 18	教授会	A L O 報告 (説明会における研修内容について)
26. 11. 13	FD研究会	自己点検・評価委員会の組織について 報告書作成の進捗状況報告
27. 2. 12	教授会	報告書作成の進捗状況報告
27. 3. 12	教授会	報告書作成の進捗状況報告
27. 5. 7	第 1回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
27. 5. 14	教授会	自己点検・評価委員会の組織について
27. 5. 19	第 2回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
27. 6. 4	第 3回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
27. 6. 10	第 4回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
27. 6. 18	第 5回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議
27. 6. 25	第 6回 リーダー会議	自己点検・評価報告書素案の審議



## 様式 5 - 提出資料・備付資料一覧

## 3. 提出資料・備付資料一覧

&lt; 提出資料一覧表 &gt;

報告書マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
<b>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</b>	
<b>Ⅰ-A 建学の精神</b>	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 学生便覧 [平成26年度] 2 短期大学案内 [平成26年度] 3 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/</a> 4 新入生合宿研修要項 [平成26年度]
<b>Ⅰ-B 教育の効果</b>	
教育目的・目標についての印刷物	1 学生便覧 [平成26年度] 2 短期大学案内 [平成26年度] 5 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/principle/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/principle/</a>
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1 短期大学案内 [平成26年度]
<b>Ⅰ-C 自己点検・評価</b>	
自己点検・評価を実施するための規程	6 宇都宮文星短期大学自己点検及び評価実施規程
<b>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</b>	
<b>Ⅱ-A 教育課程</b>	
学位授与の方針に関する印刷物	1 学生便覧 [平成26年度] 2 短期大学案内 [平成26年度] 7 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/</a>
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1 学生便覧 [平成26年度] 2 短期大学案内 [平成26年度] 7 ウェブサイト（情報公開） <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/</a>
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1 学生便覧 [平成26年度] 2 短期大学案内 [平成26年度] 8 入学試験要項 [平成26年度] 7 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/</a>
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 平成26年度 ■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、 教員配置（専任・兼任・兼任の別）	9 授業科目担当者一覧表 10 時間割表 [平成26年度]
シラバス ■ 平成26年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	11 シラバス [平成26年度]

<b>Ⅱ－B 学生支援</b>	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	1 学生便覧 [平成26年度] 12 オリエンテーション配布資料一式
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 平成27年度入学者用及び平成26年度入学者用の2年分	2 短期大学案内 [平成26年度・平成27年度] 8 入学試験要項 [平成26年度・平成27年度]
<b>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</b>	
<b>Ⅲ－D 財的資源</b>	
資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年） [書式1] 貸借対照表の概要（過去3年） [書式2] 財務状況調べ [書式3] キャッシュフロー計算書 [書式4]	13 資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年） 14 貸借対照表の概要（過去3年） 15 財務状況調べ 16 キャッシュフロー計算書
資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 過去3年間（平成26年度～平成24年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式）	17 資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表
貸借対照表 ■ 過去3年間（平成26年度～平成24年度） ■ 計算書類（決算書）の該当部分（第6号様式）	18 貸借対照表
中・長期の財務計画	／ 該当なし
事業報告書 ■ 過去1年間（平成26年度）	19 事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成27年5月1日現在）	20 事業計画書 事業収支予算書・資金収支予算書
<b>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</b>	
<b>Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ</b>	
寄附行為	21 学校法人宇都宮学園寄附行為

## ＜備付資料一覧表＞

報告書マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<b>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</b>	
<b>Ⅰ－A 建学の精神</b>	
創立記念、周年誌等	／ 該当なし
<b>Ⅰ－C 自己点検・評価</b>	
過去3年間(平成26年度～平成24年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	1 自己点検・評価報告書 [平成24年度・平成25年度・平成26年度]
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	／ 該当なし
<b>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</b>	
<b>Ⅱ－A 教育課程</b>	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価実施の前年度の平成26年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	2 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	3 GPA一覧表 4 資格取得関連資料 5 プレースメントテスト結果
<b>Ⅱ－B 学生支援</b>	
学生支援の満足度についての調査結果	6 学生生活実態調査票 7 地域総合文化学科アンケート調査票 8 短期大学基準協会 短大生調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	／ 該当なし
卒業生アンケートの調査結果	／ 該当なし
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	9 入学試験要項 10 入学案内(入学手続書類)
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	10 入学案内(入学手続書類) 11 入学前学習資料
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	12 オリエンテーション配布資料 13 教育課程表 14 時間割表
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	15 学生個人履修カルテ 16 学生記録 17 宿所・家庭連絡先届 18 進路登録カード
進路一覧表等の実績についての印刷物 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	19 学生進路一覧
GPA等の成績分布	3 GPA一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果	20 授業評価アンケート設問内容 21 授業評価アンケート結果
社会人受け入れについての印刷物等	22 宇都宮文星短期大学科目等履修生に関する規程

	23 科目等履修生受け入れ要領
	24 入学試験要項(AO入試抜粋)
海外留学希望者に向けた印刷物等	／ 該当なし
FD活動の記録	25 FD活動の記録
SD活動の記録	26 SD活動の記録
<b>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</b>	
<b>Ⅲ－A 人的資源</b>	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書(平成27年5月1日現在で作成)[書式1]、及び過去5年間(平成26年度～平成22年度)の教育研究業績書 [書式2] ■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」を参照	27 教員の個人調書
非常勤教員一覧表[書式3]	28 非常勤教員一覧
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	29 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/topics/category/activity/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/topics/category/activity/</a>
専任教員等の年齢構成表 ■ 第三者評価を受ける年度(平成27年5月1日現在)	30 専任教員等の年齢構成表
科学研究費補助金等外部研究資金の獲得状況一覧表 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	／ 該当なし
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	31 文星紀要[第24号・第25号・第26号]
教員以外の専任職員の一覧表(氏名、職名) ■ 第三者評価を受ける年度(平成27年5月1日現在)	32 学生便覧
<b>Ⅲ－B 物的資源</b>	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途(室名)を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	33 校地、校舎に関する図面 34 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/disclosure/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/disclosure/</a>
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等	35 ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/library/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/library/</a>
<b>Ⅲ－C 技術的資源</b>	
学内LANの敷設状況	36 学内LANの敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	37 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
<b>Ⅲ－D 財的資源</b>	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等 財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	／ 該当なし 38 財産目録及び計算書類
<b>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</b>	
<b>Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ</b>	
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度(平成27年5月1日現在)	39 理事長の履歴書
学校法人実態調査票(写し) ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	40 学校法人実態調査票(写し)



理事会議事録 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	41 理事会議事録
諸規程集 ■ 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。	42 学校法人宇都宮学園規程集
<b>IV-B 学長のリーダーシップ</b>	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書[書式1](平成27年5月1日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間(平成26年度～平成22年度)の教育研究業績書[書式2]	43 学長の個人調書
教授会議事録 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	44 教授会議事録
委員会等の議事録 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	45 各種委員会議事録
<b>IV-C ガバナンス</b>	
監事の監査状況 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	46 監事の監査状況
評議員会議事録 ■ 過去3年間(平成26年度～平成24年度)	47 評議員会議事録
<b>選択的評価基準</b>	
選択的評価基準の評価を希望する場合 ■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■ 資料・データ一覧を様式5に記載する。 ■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。	
1. 教養教育の取り組みについて	／ 該当なし
2. 職業教育の取り組みについて	／ 該当なし
3. 地域貢献の取り組みについて	48 公開講座案内

## [注]

- 「(1)記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名(評価校独自の名称等)を記載する。
- 準備できない資料(例えば、取り組み自体を行っていない場合等)については、該当なし」と記載する。
- 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」にはURLも記載する。
- 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成26年度のものとする。  
ただし、第三者評価を受ける平成27年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成27年度のを備付資料として準備する。
- 「過去3年」「過去5年」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成26年度を起点として過去3年間・過去5年間とする。



## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### ■ 基準 I の自己点検・評価の概要

建学の精神については、戦前から実践綱領としている本学園の「三敬精神」を建学の精神としてきたが、平成元年に宇都宮文星短期大学が設立され、本学もこの「三敬精神」を建学の精神と定め、今日に至っている。この建学の精神については、短大公式ウェブサイト及び『短期大学案内』等により広く学内外に表明している。

教育の効果については、「宇都宮文星短期大学学則」（以下「学則」と表記）に教育目的・目標が明らかにされており、ウェブサイト、『学生便覧』及び『短期大学案内』等により学内外に表明している。本学が設立されて以降、学科の改組及び履修モデルの変更に伴い教育目標の内容に関して見直しを行ってきた。

学習成果は教育の理念、学科の教育目標に示されているほか、『シラバス（講義概要）』（以下『シラバス』と表記）に具体的に記され、また、学習成果の測定には、試験、レポート、制作物及び授業への取組みなどを基に成績評価を行い、評価点から算出される GPA を利用している。

学習成果を焦点とする査定については、主に単位修得及び資格取得などにより行っている。その他、自己点検・評価活動、授業評価アンケート及びFD研究会などをPDCAサイクルの視点に基づき実行することにより、教育の充実と質の向上を図っている。

自己点検・評価については、「宇都宮文星短期大学自己点検及び評価実施規程」（以下「自己点検及び評価実施規程」と表記）を定めている。ただし、現状では、組織の名称及び構成メンバーについては規程とやや異なる点があるが、現実的な運用の面で自己点検・評価委員会が組織化されている。

自己点検・評価報告書を平成15年度から平成20年度までに4回作成したが、平成20年度に認証評価のため作成提出した報告書については、ウェブサイトで公表するとともに、他大学にも送付した。平成20年度の第三者評価において指摘された改善項目については、財務に係わる内容を中心に項目ごとに微妙な差異はあるものの概ね改善に向け、前向きに取り組んでいる。

教育目的・目標とともに学習の成果について、より明確に示すよう教務課と教員が連携しながら検討し、『短期大学案内』及び『学生便覧』等の記載内容に反映させる。また、学科の教育目的・目標の点検とともに、学科を構成する下位レベルの基本的単位である各フィールドの教育目的・目標の必要性についても検討する予定である。

『シラバス』の記載内容は、従来の教員中心のアプローチから、到達目標を明記するなど学生中心のアプローチへ記載内容を改善する方向にシフトしつつある。また、学習成果の査定のためのPDCAサイクルの視点を採り入れ、実践することにより教育の質保証を現状より高める努力している。

さらに、平成25年度より導入した「学生個人履修カルテ」（以下「履修カルテ」と表記）について、その運用や項目設定を年度ごとに確認し、問題点があれば改善するように努める。

## [テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神]

### [区分 基準Ⅰ－A－1 建学の精神が確立している。]

#### ■ 基準Ⅰ－A－1の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学園は、明治44年の建学以来「萬変に処するに一敬を主とす」の古語に集約された「敬の精神」を校是とし、その実践綱領としての「三敬精神」を建学の精神として今日に至っている。「三敬精神」とは「一つ自己（おのれ）を敬え、一つ他人（ひと）を敬え、一つ仕事（こと）を敬え」という三つの教えである。

「自己を敬え」とは、常に自覚・自信を持った人間として事に当たり、自分を大切にし、かけがえのない人生に誇りを持つことである。「他人を敬え」とは、社会の秩序維持のために、常に他人の存在とその立場を理解し尊重して、他人に迷惑を掛けず、進んで社会や他人のための奉仕に努力を重ねることである。「仕事を敬え」とは、どのような困難にあっても自分の職業を愛し、本務を自覚し、その職責を全うしなければならないという勤労の精神を身に付けることである。これら三つの教えは、本学園の教育理念・理想を明確に示している。

このような戦前からの教えの精神を受け継いで、平成元年に宇都宮文星短期大学が設立され、「三敬精神」を建学の精神と定め、今日に至っている。なお、平成16年度からは、建学の精神を第3次産業の分野を中心に拡大して、「文化学科」を「地域総合文化学科」に改組し、建学の精神のより一層の具体化を図ることとした。

学内においては、『学生便覧』や「新入生合宿研修要項」やウェブサイトへの掲載、また、玄関ホール、学生食堂などにも「建学の精神」を掲示し、教職員および学生が日常的に触れることができる環境を整えている。学外に対しては、『短期大学案内』及びウェブサイトで「建学の精神」を紹介している。

理事長、学長は入学式、教授会及び新入生合宿研修等の機会に式辞講話という形式で、建学の精神について言及し、教職員及び学生への理解と浸透を前向きに図っている。また、教員はチューター別ミーティング、「キャリアデザイン概論」を中心とするキャリア教育のさまざまな場面で「建学の精神」について説明し、学生の理解を促し、その共有化に努めている。

平成20年度に実施した第三者評価を契機として、自己点検・評価委員会において建学の精神を確認し、平成20年の自己点検・評価報告書に記載したが、それ以後、これまで定期的な確認は行っていない。

##### (b) 課題

建学の精神についての教職員・学生に対する周知及び共有は概ねなされているが、十分に浸透しているとは言えない側面もある。また、建学の精神についての確認やその解釈の現代的な見直しなどの検討作業は、短大全体では実施されていない。いずれも今後の課題と思われる。

■ テーマ 基準 I - A 建学の精神 の改善計画

建学の精神の定期的な点検については、教授会、FD委員会などで必要に応じて検討を行う。今後、学生の目指す生きかたの多様性や現代社会のニーズなどに即応した建学の精神の新しい解釈などの課題を検討することの是非について議論する。

◆ テーマ 基準 I - A 建学の精神 の関係資料

- 提出資料 1 学生便覧
- 提出資料 2 短期大学案内
- 提出資料 3 ウェブサイト「情報公開」  
<http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/>
- 提出資料 4 新入生合宿研修要項

## [テーマ 基準 I - B 教育の効果]

### [区分 基準 I - B - 1 教育目的・目標が確立している。]

#### ■ 基準 I - B - 1 の自己点検・評価

##### (a) 現状

学科の教育目的は、建学の精神である「三敬精神」に基づき地域文化の探求と発展を目指し、地域の多彩なニーズに応え、「地域総合科学科」構想にそって、創造性豊かな人材を育成することと「学則」で明確に示している。また、教育目標は、建学の精神に基づき学科内に履修モデルとして設定しているキャリアフィールド、フードフィールド、アートフィールドそれぞれのフィールドに関する高等教育レベルの知識や技術・技能を総合的に学びながら、コミュニティや職場に積極的に参加し、中心的な役割を担うことのできる人材を育成することと明確に示している。

前述した学科及び履修モデルとして設定している3フィールドの教育目的・目標は、人材の育成という学習成果を簡略化した形ではあるが示している。さまざまな資格・検定の取得を学習成果ととらえ、「学則」第30条「資格の取得」に明示する8資格以外の多様な資格等についても在学中にチャレンジできるように、『学生便覧』や『短期大学案内』等に明確に示している。

学科の教育目的・目標は、「建学の精神」及び「教育理念」とともに『短期大学案内』『学生便覧』及びウェブサイトで広く学内外に公開している。学内では、学長講話において、建学の精神とともに教育理念や教育目的・目標に言及し、また、学外に対しては説明会時に、建学の精神、教育理念及び教育目的・目標を「入学者受け入れの方針」、「教育課程編成・実施の方針」などと共に説明している。

平成20年4月1日施行の短期大学設置基準の改正に伴い、人材養成等に関する目的を「学則」などに明記することになったことを契機に建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標について総合的に見直し、それらの意義についてもより明確にした。これ以降は、これらの見直し・点検を定期的には行っていないが、平成23年度に履修モデルの基本的な単位が領域からフィールドに改編されたときに、教育目的・目標を点検・見直して「学則」の一部を変更した。

##### (b) 課題

教育目的・目標の点検は、主として教務委員会がカリキュラム改編時にその作業と並行して実施しているが、定期的なチェックや見直しは実施していない。

**[区分 基準Ⅰ－B－2 学習成果を定めている。]****■ 基準Ⅰ－B－2の自己点検・評価****(a) 現状**

本学では建学の精神と教育理念に基づき学習成果を『シラバス』に示している。また、『学生便覧』の資格取得欄には、「学則」第30条に示されている8つの資格であるビジネス実務士、実践キャリア実務士、フードスペシャリスト受験資格、フードコーディネーター、レストランサービス技能検定受験資格、調理師、栄養士及び製菓衛生師受験資格に関する科目名や単位数などを表記、説明しており、学習成果を建学の精神に基づき示している。

学習成果が短期大学評価基準により、自己点検・評価の中心的なものとして位置づけられ、学習成果を査定し改善につなげることが短大教育の新しい趨勢となっていることは十分認識しているが、現時点では、本学はまだこの点に関して試行錯誤の段階にあり、きちんとした制度として確立し、運用するまでには至っていない現状にある。

学習成果を測定する仕組みの前提として本学では、「キャップ制(履修単位数の上限)」を設定している。授業科目を各年次で適切に履修するため、あるいは自学自習に必要な時間を確保し、授業内容の習熟度を深める目的で1年間に履修できる単位数の上限を50単位と定めている。なお、履修単位数の上限50単位は、短大の標準的なキャップ制の単位数としてやや多いとの感は否めないが、フードフィールド製菓衛生師ユニットで学ぶ学生が2年次に製菓衛生師国家試験を積極的に受験する指導を行っていることと関係しているため、上記の単位数の設定となっている。

学習成果を量的に測定する仕組みの基本は、成績評価、単位認定、GPAである。成績評価と単位認定については、定期試験時のレポート・筆記試験、課題提出及び授業への取り組みなど授業科目ごとに各々比率を定めて成績評価している。そして、成績評価の仕組みは、オリエンテーション及び授業の初回に担当教員が学生に対して説明している。授業科目の単位認定については、原則として3分の2以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たすことが「宇都宮文星短期大学履修規程」(以下「履修規程」と表記)に定められている。学習成果を示す試験等の成績評価は、本報告書の「自己点検評価の基礎資料(9)各学科・専攻課程ごとの学習成果について」で述べたように秀(100～95点)、優(94～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点～0点)の5段階とし、秀評価については、成績評価が95点以上、対象人数が科目履修者の5%以内と定められている。

秀評価については、「科目履修者の5%以内」の基準が、運用当初守られていない問題があり、教育の質の保証の観点から、より厳密な秀評価を行うために平成24年度後期の成績評価からは、授業への参加や取り組み、授業発表及び筆記試験などの割合を数値化した内訳を含む秀評価表(基準Ⅱ－A－2を参照)を担当教員が同評価対象学生ごとに1枚ずつ提出する改善策を実施した。

本学では、前述したように成績評価を秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)の5段階で行い、成績を平均化したGPAを全学的に導入している。GPAの総合的、数値的な評価を導入したことにより、将来的に成績評価の方法として新たに採用する構

想・計画の「ルーブリック」の手法などを用いた学習成果の質的な評価を行いやすくし、チューター別ミーティングの場面を中心に学生の学習意欲の向上や質の高い学習へのインセンティブを与える等の点でも効果があるものと考えられる。また、GPAによって自分の学習効果を学生自身が把握できるメリットがあることの意味も大きいと考えられる。GPAでは、単位を取得できなかった不合格科目も成績に加算される。したがって、不合格科目が多いとそれだけGPAも低くなり、学生一人一人の学びへの意欲や取り組む姿勢がはっきりとした形で数値として表れるため、学生にとって明確な履修意思に基づく科目選択を行うことが必要となる。

同時に、教員にとってもGPA導入は、『シラバス』での成績評価基準をわかりやすく、明確に学生に示すことで、厳密かつ透明性（公正性）のある成績評価が強く求められるようになり、将来的には教育の質と評価方法の向上へと繋がる契機になるものと考えられる。さらに平成26年度から成績評価に関する学生の「異議申し立て」の制度設計に向け検討を開始し、当面は掲示板、成績通知書送付の際に文書を入れる等の方法で学生に周知し、現実的な運用を試験的にスタートさせた。

毎年1年生に対して実施している「学生生活実態調査」のアンケート項目の中で、授業（講義、演習、実技、実習）への満足度を5段階に分けて測定している。

学科に対する満足度を調査する「地域総合文化学科に関する調査」では、学科全体のカリキュラム履修上の柔軟性・多様性、専門科目の充実度及び講義内容などへの満足度も回答できるようにしている。

学位授与の方針は「宇都宮文星短期大学学位規程」（以下「学位規程」と表記）及び『学生便覧』に卒業要件を満たし、短期大学を卒業することにより、短期大学士の学位が授与されると記されている。

卒業後の学習成果としては、就職・進学先を『短期大学案内』に掲載しているほか、説明会においても就職・進学先について説明し、紹介している。その他、アートフィールドでは卒業作品展という形で学習成果を学内外に公開し、また、北斗祭（学園祭）では各フィールドの学習成果を披露するとともに一部販売も行っている。

定期試験後、学期ごとの学習成果を「履修カルテ」をもとに1年生はチューターが、2年生にはゼミナール担当教員が定期的に確認をし、必要に応じて学習上のアドバイスや指導を行い、学生生活面での相談などにも応じている。

「履修カルテ」については、その趣旨が「あなた自身の大学生活を実りあるものとし、卒業後の進路を明確にして職業的自立および社会的自立をめざすためにこのカルテを作成します。あなたが適切な大学生活を送っているかどうかを担当教員は毎月あなたと面談して確認します。カルテを作成して計画を遂行するのはあなた自身です。教員はそのあなたを側面から支援します。」と学生の適切な理解を促すように表紙に明記されている。「履修カルテ」の内容は、1. 私の将来の夢と卒業後の職業を実現させるために（自己分析・自己紹介、将来の夢と卒業後の職業、夢と就職を実現するために、大学での学び・授業の目標など）、2. 前期目標と自己評価（具体的目標の設定、授業や学修での学び、資格取得のための学びなど）、3. 後期目標と自己評価（内容は、2と同じ）、4. 授業出席状況と課題提出の確認、5. 履修状況（単位取得、不合格、自己評価）、6. 1年間のふりかえり：年次終了時（がんばってやれたこと、うまくや



れなかったこと)、＜指導記録・学生用＞などの項目から構成されており、それをもとに担当教員と学生の対話を通して、定期的に点検している。現状、本学では学習成果を質的に測定するシステムを未だ確立していないが、この「履修カルテ」を学生一人一人の学習成果の質的な面を把握するための補助的な参考資料として位置づけ、各教員が使用している。

年度単位の学習成果の総括については、卒業判定会議において卒業要件を満たしているかどうかの点検を行うとともに、2年生へ進級する1年生の単位修得状況についても全教員で把握・確認し、意見交換をしている。

## (b) 課題

現在の『シラバス』は、「指導目標」「授業計画」「使用教材等」「成績評価の方法」「授業時間外学習・学習上の助言」の項目から構成されており、従来の教員中心のアプローチにとどまっているため、今後、より一層学生が理解しやすい内容に変更し、学生中心アプローチへの内容の改善が求められる。

「学習成果」への取り組みについては行われているが、多様な学習成果の全体図を全教員が「学習成果」として認識し、十分に理解しているとはいえず、教員間には、この視点に対する認識とそれに基づく対応に微妙な差が生じている。そのため、全教員が「学習成果」についての認識をより深め、『シラバス』、『学生便覧』及びウェブサイトや学内外への説明において分かりやすく的確な学習成果を示すことが今後は求められる。

学習成果という視点を学科レベル、フィールド・ユニットレベル及び科目レベルで教員が整理・分析をして十分に研究していると言える状況には必ずしもない。今後短大FD研究活動の重要なテーマである。また、学位授与に関しては、「学則」及び「学位規程」で規定されているが、より具体的な方針を示す内容ではないため、若干の改善が必要と思われる。学位授与については、より厳密で公正な形で教育の質を保證する観点から、現行の卒業要件単位数62単位以上修得のみの基準から、GPAの面でもある基準の数値以上のポイントを獲得することを卒業単位数と共に卒業の要件とすることを検討することが必要である。

さらに、学習成果の質的な測定については、例えば目標に準拠した評価のための基準づくりのメソッドであり、履修学生が何を学ぶのかを明示する評価基準と学生が学習到達している水準を示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価の指標である「ルーブリック」の手法などを将来導入するためにFD研究を開始し、制度設計に繋げていくことも必要である。

本学は、「地域総合科学科」構想に基づく1学科ではあるが、多様な専門性を持つフィールド・ユニットから構成されており、その内容を網羅し、俯瞰できるカリキュラムマップの作成が強く望まれており、平成27年度発行の『短期大学案内』に掲載予定の方向で具体的な作成作業に着手した。

学習成果の一環である、資格の取得状況・検定試験の結果等については、学内外へ

の情報公開の問題も含め、今後検討の必要がある。

## [区分 基準 I - B - 3 教育の質を保証している。]

### ■ 基準 I - B - 3 の自己点検・評価

#### (a) 現状

自己点検・評価委員会の活動によって全学的な点検・評価活動が行われており、その結果は報告書として提出され、教育の質の向上を含む教育事業全般の改善につながっていると考えられる。関係法令についても文部科学省等の通達やウェブサイト等を確認し、遺漏のないように努めている。関係法令等に変更があった場合は、学長及び教務委員へ通知し、教務委員会等を開催している。学校教育法、設置基準等の変更については、総務課長及び教務課長等が中心に対応し、その都度関係教員へ周知している。また、資格取得等に関する改正などについての的確に対応すると共に、資格要件については厳格に運営できるように教務委員会を中心に組織的な対応を行っている。

学習成果を査定するものとして毎年度末に全教員が出席する卒業判定会議後、2年生へ進級予定の1年生全員の履修状況を確認する作業を行っている。これは、卒業要件である62単位の半分にあたる30単位を目安として1年生が修得しているかどうか、「単位修得状況表」に基づき一人一人の状況確認を行うものである。問題のある学生については、2年次に卒業要件単位数を満たせるようにゼミナール担当教員を中心にGPAの具体的な数値も活用しながら、学習指導をしている。

資格取得の状況については、「学則」に示している8資格及び他資格の取得状況を平成12年度以降、毎年確認し、学習指導に役立てている。平成15年度、19年度及び20年度発行の自己点検・評価報告書には、その状況を掲載している。

平成15年から始めた自己点検・評価は、その後、平成18年度、19年度及び20年度と実施し、現在までに7回報告書を作成した。この自己点検・評価報告書作成では、その都度、本学の建学の精神・教育理念、教育目的・目標、教育の内容、教育の実施体制、教育目標の達成度と教育効果、学生支援、研究活動、社会的活動、管理運営、財務及び改革・改善など大学全般を点検・評価し、内部の質保証を高めてきた。そして、この過程で、教育の向上・充実を目指したPDCAサイクルを展開する努力を行ってきた。

授業評価アンケートをめぐる取り組みもPDCAサイクルである。授業評価アンケートの設計(P)⇒実施(D)⇒結果の分析(C)⇒結果を次年度授業に反映してより良い授業を行う(A)という過程を経て、PDCAサイクルを回しながら教育の改善を継続し、本学の教育の質を保証している。なお、このアンケート調査では、講義・演習、実習、実技用と3種類の異なる設問表を使用しているが、平成24年度には設問表の見直しを実施して、平成25年度からは新たな設問表を使用している。このように、本学では授業評価アンケートをめぐるPDCAサイクルを確実に動かしていると指摘できる。

F D研究会は、教員が授業の内容、方法及び形態などの改善とそれらに関する最新の研究成果や新しい試み等の紹介を目的とした発表の場である。

発表者は発表の計画をたて(P)⇒研究発表を行い(D)⇒発表を評価し(C)⇒改善へとつないでいく(A)という一連のプロセスは、教育の向上・充実のためのP D C Aサイクルとして有効に機能していると言える。また、発表は次に続くP D C Aのはじまりでもある。

## (b) 課題

卒業生及び卒業生を採用している企業へのアンケート調査は過去にキャリアセンターが2回実施しているが、定期的、継続的に行ってはいない。また、授業評価アンケート調査や一部教員の担当科目に限定されるが、授業の公開・参観など学習成果を焦点とする査定も試験的に実施してはいる。しかし、大学の質保証システムをより一層機能させるためには精度を高めた査定の手法を学科レベル、フィールド・ユニットレベル及び科目レベルで開発することが求められる。

大学は自らの教育の質を保証し、学習成果の適切な評価を基盤とした内部質保証システムとしてのP D C Aサイクルを実践させなければならないことを教員は認識しているが、P D C Aサイクルの本質について理解し、それを教育活動の具体的な取り組みにつなげるためには、よりレベルの高い教員によるF D研究と教員間のコンセンサスが求められる。

## ■ テーマ 基準 I - B 教育の効果 の改善計画

学生の視点に立った学習とその成果を提供するためには、現在の『シラバス』の「指導目標」「授業計画」「使用教材等」「成績評価の方法」「履修上の注意」などの記載項目を、より学生が理解、把握しやすい内容に改善する事が必要である。

学習成果を焦点とする査定を学科レベル、フィールド・ユニットレベル及び科目レベルで見直して大学の教育の質保証システムを機能させる。とくに学習成果の量的測定に比べ、本学では不十分な状況にある質的な測定に関してF D研究を展開し、将来の学習成果の質的評価方法設定に向け、積極的に取り組む。また、「履修カルテ」の導入後に、その運用や項目設定が適切かどうかを年度ごとに確認し、問題点があれば改善する。

P D C Aサイクルの考え方が本学の教育の質を保証するための不可欠なシステムであることを教員は認識・理解しているが、今後はP D C Aサイクルをより高次のレベルで活用できるようにするためのF D研究に取り組むことが必要である。

◆ テーマ 基準 I - B 教育の効果 の関係書類

- |      |    |   |
|------|----|---|
| 提出資料 | 1  | 学生便覧  |
| 提出資料 | 2  | 短期大学案内  |
| 提出資料 | 5  | ウェブサイト「情報公開」<br><a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/principle/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/principle/</a> |
| 備付資料 | 6  | 学生生活実態調査票   |
| 備付資料 | 15 | 学生個人履修カルテ   |

## [テーマ 基準 I - C 自己点検・評価]

### [区分 基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に 向けて努力している。]

#### ■ 基準 I - C - 1 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学では建学の精神に基づく教育の目的・目標を学内外に示し、社会的経済的な変化やニーズに対応しながら教育の質を高めるための自己点検・評価委員会を組織して対応している。この活動の根拠としては、「自己点検及び評価実施規程」（平成15年4月施行）を定めている。

規程では、自己点検・評価運営委員会及び自己点検・評価調整会議の2つの組織で構成されるとしているが、現状は組織の名称及び構成人員についても規程とはやや異なる自己点検・評価委員会が組織されているのが実状である。

この自己点検・評価委員会は教授会のメンバー全員（専任教員）と事務局長及びALO補佐が委員となっており、言い換えるならば教授会そのものが教学問題を中心に自己点検・評価活動を展開していると言える。

前述のように、本学では学科レベルでの自己点検・評価を平成15年度から現在まで継続的に実施してきた。そして報告書を作成するたびに教職員がこのテーマについて研究を深め、情報交換・調査を重ねながら執筆に関わっている。その結果、本学の教育事業全般にわたる自己点検・評価を意識し、実践する環境づくりの下地ができたといえる。

フードフィールドの3つのユニット（調理師・栄養士・製菓衛生師）が厚生労働省の指導の下で平成23年度から実施している日報の作成・記録は、日常的な自己点検・評価活動の具体的な一例とみなすことが可能かもしれない。

本学では、定期的には自己点検・評価報告書は作成していないが、平成20年度に認証評価で作成提出した報告書については、ウェブサイトに掲載し、あるいは、刊行した報告書を他大学にも送付した。また、学内においても図書館で教職員、学生および外部の人が自由に閲覧できる環境を整えている。

自己点検・評価委員会の活動については、随時全教員及び一部の事務職員でその内容を共有し、委員ではないがオブザーバーの立場から事務職員でも自由に意見提案をすることができる環境づくりをしている。

平成20年度の第三者評価において、改善を指摘された項目に関するその後の成果については、本報告書の自己点検評価の基礎資料（5）課題等に対する向上・充実の状況①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応についての項で具体的に述べたとおりである。

教授会、各種委員会等で随時行っている自己点検・評価の結果として、「履修カルテ」の導入や第2キャンパスアメニティの充実（学生ホールへの軽食を含む自動販売機の設置、無料送迎バスの乗り入れ）などの学生支援につながり、成果を活用している。

**(b) 課題**

平成15年に施行された「自己点検及び評価実施規程」は、現在の組織や活動とはやや異なる部分があり、規程が形骸化してきており、実態に合致した規程に改正する必要がある。

**■ テーマ 基準 I - C 自己点検・評価 の改善計画**

「自己点検及び評価実施規程」を、実態に見あった規程に改正する必要がある。作成した自己点検・評価報告書は、ウェブサイト等で情報公開するように努める。

**◆ テーマ 基準 I - C 自己点検・評価 の関係資料**

- |      |   |                       |
|------|---|-----------------------|
| 提出資料 | 6 | 宇都宮文星短期大学自己点検及び評価実施規程 |
| 備付資料 | 2 | 自己点検・評価報告書            |

## ■ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 の行動計画

教育目的・目標とともに学習の成果について、よりわかりやすく明確に示すよう教授会、各種委員会、担当課職員等で検討し、『短期大学案内』及び『学生便覧』等の記載内容に反映させる。また、教授会において学科の教育目的・目標を定期的に点検するとともに、学科を構成する下位カテゴリーである各フィールドの教育目的・目標の必要性についても検討する予定である。

『シラバス』の記載内容は、従来は「何を教えるか」という教員中心のアプローチにとどまっていたが、到達目標を明記するなど学生の理解しやすい内容に変更し、学生中心の「学びと成長」というアプローチへ記載内容を改善する方向にシフトしつつある。また、学習成果の査定のためのPDCAサイクルを徹底させ、実践することにより、教育の質を保障する。

さらに、平成25年度より導入した「履修カルテ」について、その運用や項目設定が適切か否かを年度ごとに確認し、問題点があれば改善する。

既に作成した、平成25年度の自己点検・評価報告書については、速やかに公表する。

## ◇ 基準Ⅰについての特記事項

### (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

本学においては、「建学の精神（三敬精神）」を玄関、学生食堂、ホールなどの人目につきやすい場所に掲示し、教職員と学生の双方が日常的に「建学の精神」に触れることができる環境を作り、その精神の適切な理解と浸透に向け、努力している。

### (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし





## 【基準 II 教育課程と学生支援】

### ■ 基準 II の自己点検・評価の概要

本学の三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）は、『短期大学案内』・『学生便覧』などの印刷物の他、ウェブサイト（情報公開）で広く公表しており、中でも入学者受け入れの方針は、上記に加えて『入学試験要項』にも掲載している。

本学では建学の精神である「三敬精神」を実践体得し、所定の単位を修め、豊かな教養と人間性を身に付け、それぞれのフィールドの中で専門的知識・技能を修得した学生に対し卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与している。その他、各種免許、資格、検定及び受験資格が取得できる科目群となっており、学位授与の方針に対応した教育課程を編成している。

しかし、三つの方針に関しては定期的な点検が行われていないため、これらを定期的に実施し、その結果を教職員に浸透させることが重要である。教育課程編成・実施の方針の確認と、合わせてFD研究会をはじめとしたFD活動を活発化させることが望まれる。また、入学者受け入れの方針についても見直し、留学生入試を含めた入試の種類、時期、回数など、現状以外の方法がないか、検討する必要がある。

学習成果の査定については、学習成果の達成度を卒業率、各科目成績、あるいは資格取得状況によって測定でき、その結果をもとにカリキュラム編成や教育体制の改善へつなげている。これらの学習成果についても、可視化にむけて努力することにより、さらなる充実が図れるものとする。また、『シラバス』において、教員中心に示されている表記を学生中心の内容へと改善を図ることや、フィールドごとの到達目標を示すことで、より細やかな学習支援の対応になると考えている。

学生支援については、平成25年度から「履修カルテ」を導入し1年生に対してはチューターが、2年生においてはゼミナール担当教員が学習や生活支援等の学生支援に活用している。

モバイルを用いて授業評価アンケートを行うように改善したことによって、教員は評価の結果を迅速に認識することが出来、授業の改善に活用し、『シラバス』にも反映させている。非常勤講師を含めた教員全員が共通認識を持つこと、それを授業改善に活かせるよう、FD懇談会（仮称）の開催も検討する。

学生は、実習室等のコンピュータを利用し、資料収集やレポートの作成などに積極的に活用している。また、アドビのライセンスを取得しているため、学内だけでなく自宅での利用も可能になっている。

入学予定者に対しては入学前オリエンテーションを、入学後は1・2年生に対しオリエンテーションを実施し、『学生便覧』、『シラバス』、「教育課程表」等を学生に配付し学生支援につなげている。

学生組織として学友会が組織され、サークル活動、新入生歓迎スポーツ大会及び北斗祭（学園祭）などを運営し、学生課が支援している。

第1キャンパスには、学生ホール及びこれに隣接する学生食堂と喫茶、並びに小規

模ではあるが売店が設置されている。第2キャンパスについても学生ホールが整備され、軽食を含む飲食物の自動販売機が設置された。これらの学生ホールにはサイネージ（電子掲示板）により、学内外の各種行事等が案内されている。また、学生・教職員とも利用できる無料送迎バスを運行している。しかし、これらのキャンパス・アメニティに関しては充分とは言えない面があることや、施設設備の経年変化や老朽化の問題があり、中長期的な計画が必要である。

保健室が第1、第2キャンパスに1箇所ずつ設置されているほか専門カウンセラーによるカウンセリングを受けられる体制を整えている。「障害者就業・生活支援センター」等との連携や、SD研修会の一環として障がい者支援をテーマにするなど、身障者支援にとどまらない支援体制を整えている。

進路を支援するキャリアセンターには学生相談室、資料閲覧コーナー及び6台のパソコンが設置されており、週1回ハローワークのジョブサポーターによる相談も行っている。求人情報はデータ化されウェブ上で閲覧できるとともに、メールマガジンによって学生に提供しており、また就職活動に必要な図書を用意するなど、学生の便宜に供している。メールマガジンの登録に関しては、オリエンテーションや学科必修の「キャリアデザイン概論」で指導している。

教員組織としての就職委員会とキャリアセンターが連携・協力しながら、学生の就職に対する指導計画立案、就職に関する情報収集などに取り組んでいる。そのために、就職委員会の開催回数を増やした。

このような現状を踏まえて、平成27年度において、下記の計画を検討している。

- ① FD研究会の定期的開催
- ② 専任教員と非常勤教員との意思の疎通を図るためのFD懇談会（仮称）の開催
- ③ カリキュラムマップの充実
- ④ 施設設備の中長期計画

**[ テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程 ]**

**[ 区分 基準Ⅱ－A－1 学位授与の方針を明確に示している。 ]**

**■ 基準Ⅱ－A－1の自己点検・評価**

**(a) 現状**

学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）の三つの方針を示す重要性について、平成20年に中央教育審議会から示されたが、なかでも学位授与の方針については、財団法人短期大学基準協会が「学習の成果」の明確化の重要性を示したことから、本学でも学位授与の方針を学習成果と対応した内容にするため検討した。本学の学位授与の方針は下記のとおりである。

「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」

建学の精神に基づき、地域総合文化学科として、地域文化の探求と発展を目指し、地域の多様なニーズに応えることができる創造性豊かな人材の育成を図るため、「キャリアフィールド」、「フードフィールド」、「アートフィールド」の三つのフィールドを設けている。各フィールドは、それぞれの専門教育の中で次のような資質の形成に努める。

- (1) キャリアフィールドにおいては、職業及び社会生活に必要な実践的能力の育成を目指し、資格取得が図れるよう専門科目群からなるユニットを配置し、将来の自己実現に向けた多様な選択により、地域社会に生かすことができる資質の形成を図る。
- (2) フードフィールドにおいては、食に関する知識・技術を十分に習得して、それを地域社会の発展に役立てることができる資質の形成を図る。
- (3) アートフィールドにおいては、創造的な芸術の表現能力を磨き、それを地域文化の発展及び産業の振興や街作りに役立てることができる資質の形成を図る。

以上のことを踏まえ、本学では建学の精神である「三敬精神」を実践体得し、所定の単位を修め、豊かな教養と人間性を身に付け、それぞれのフィールドの中で専門的知識・技能を修得した学生に卒業を認定する。

学位授与の方針の中で「所定の単位を修め」については、「学則」及び「履修規程」において具体的に示されており以下に抜粋する。これらは、『学生便覧』に掲載しており、学生がその趣旨を理解しやすいように示している。

「宇都宮文星短期大学学則」より抜粋

(学習の評価)

第22条 試験等の成績評価は、100点を満点とし、秀(95点以上)、優(94点-80点)、良(79点-70点)、可(69点-60点)、不可(59点以下)の5段階とし、不可を不合格とする。

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、学生は本学に2年以上在学し、次により62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目 10単位以上
- (2) 専門科目 (単位互換科目を含む) 52単位以上

(卒業)

第29条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 前条により卒業した者は短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第30条 本学において取得することができる資格の種類は、次のとおりとする。

- (1) ビジネス実務士
- (2) 実践キャリア実務士
- (3) フードスペシャリスト受験資格
- (4) フードコーディネーター
- (5) レストランサービス技能検定受験資格
- (6) 調理師
- (7) 栄養士
- (8) 製菓衛生師受験資格

「宇都宮文星短期大学履修規程」より抜粋

(授業科目)

第3条 (略)

- 2 資格等取得に関する科目は別表2に定める。

(ビジネス実務士の資格取得) 第4条 (略)

(実践キャリア実務士の資格取得) 第5条 (略)

(フードスペシャリストの受験資格取得) 第6条 (略)

- (フードコーディネーターの資格取得) 第7条 (略)  
 (レストランサービス技能検定の受験資格取得) 第8条 (略)  
 (調理師の免許取得) 第9条 (略)  
 (栄養士の免許取得) 第10条 (略)  
 (製菓衛生師試験の受験資格取得) 第11条 (略)

(成績の評価)

第23条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、不可を不合格とする。

2 前項の評価は、次の基準による。

- (1) 秀 100点より95点  
 学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついていると認められる
- (2) 優 94点より80点  
 学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる
- (3) 良 79点より70点  
 学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる
- (4) 可 69点より60点  
 学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる
- (5) 不可 59点以下 (不合格)  
 学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる。または出席不足、試験放棄等

(卒業要件)

第26条 学則第28条の規定による卒業に必要な授業科目及びその単位数は、別表1による。

なお、履修規程第26条(卒業要件)の別表1と、同第3条第2項の別表2(資格取得の要件)については、簡便な表として下記に示した。

表1 宇都宮文星短期大学 卒業要件(「学則」第28条、「履修規程」第26条関係)

	必修科目	選択科目	卒業要件単位数
教養科目		10単位以上	10単位以上
専門科目	6単位	46単位以上	52単位以上
合計			62単位以上

表2 各種資格取得の要件（「履修規程」第3条関係）

	取得要件単位		
	必修科目	選択科目	合計
ビジネス実務士	4単位	12単位以上	16単位以上
実践キャリア実務士	4単位	12単位以上	16単位以上
フードスペシャリスト受験資格（調理師）	31単位	—	31単位
フードスペシャリスト受験資格（栄養士）	32単位	—	32単位
フードコーディネーター3級（調理師）	23単位	—	23単位
フードコーディネーター3級（栄養士）	24単位	—	24単位
レストランサービス技能3級検定受験資格	29単位	—	29単位
調理師	45単位	5単位	50単位
栄養士	50単位	—	50単位
製菓衛生師受験資格	49単位	—	49単位

短期大学士の学位を授与された者は、国際的な通用性が確保されることが期待されているが、本学の学位授与の方針では、地域社会への貢献、発展について明示しており、また、卒業生のほとんどが各フィールドの専門性を生かした進路を選択していることにより地域社会へ貢献している。

学位授与の方針は、ウェブサイト（情報公開）で広く公表されている他、『短期大学案内』『学生便覧』にも記載し、学内外に表明している。

## (b) 課題

学位授与の方針について、「学位規程」で明確に示してはいるものの、「学則」においては規定していない。上記規程や学位授与の方針の定期的な見直しを実施し、非常勤も含めた教職員に浸透させることが重要である。そのためには学習成果の可視化にむけて努力する必要がある。

[区分 基準Ⅱ－A－2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

### ■ 基準Ⅱ－A－2の自己点検・評価

#### (a) 現状

本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）は以下のとおりである。

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」

文部科学省の定める「地域総合科学科」のあり方を踏まえて、キャリア教育および職業教育を体系的に学ばせることを基本として、次のようにカリキュラムを編成する。

1. 社会的・職業的自立のために、教養科目および基礎的職業科目を必修科目として、あるいは選択必修科目として学修させる。
2. フィールドごとに専門的な職業科目を体系的に履修できるよう構成し、基礎的・共通の科目から専門的な科目へ、また、応用実践的な科目へと展開するよう構成する。
3. 職業教育においては、短大の学習と地域社会との繋がりを認識させることや、地域や企業という共同体に生きる知恵を現場実習や学校行事・連携ボランティア活動等において身に付けることができるようにする。

本学の学位授与の方針は、「建学の精神に基づき、地域総合文化学科として、(略)三つのフィールドを設けている。(略)本学では建学の精神である「三敬精神」を実践体得し、所定の単位を修め、豊かな教養と人間性を身に付け、それぞれのフィールドの中で専門的知識・技能を修得した学生に卒業を認定する。」としている。この方針に対応して、教育課程は教養科目と、履修モデルとして設定しているフィールドの専門科目に分かれる。

教養科目は、基礎教育科目とキャリア形成科目から構成される。専門科目は、キャリア・フード・アートの3フィールドに大別され、更に、それぞれの専門科目群であるユニットから構成されている。

キャリアフィールドは、ファッション、医療事務・ビジネス、情報・メディア、観光・旅行の4ユニットから、フードフィールドは、調理師、栄養士、製菓衛生師の3ユニットと補助的ユニットであるアプライドフードから、アートフィールドは、アート実技のイラスト・マンガ、日本画、油画、デザインの4ユニットと補助的ユニットである芸術理論とテクニカルアートから構成されている。この教育課程は、学習成果の一つである資格取得（前述のビジネス実務士、実践キャリア実務士、調理師、栄養士、製菓衛生師等）に対応した編成ともなっている。

成績評価については、「学則」第22条及び「履修規程」第23条に定められている。特に秀評価に関しては、基準Ⅰ－B－2でも述べたような改善を行いながら厳格に適用している。科目ごとの成績評価については、『シラバス』にその方法を示し、これに基づいて行っている。評価方法と評価基準を記述し、評価方法は項目ごとの割合（％）を明記している。また、前期・後期の成績処理にあたっては、採点簿を機械処理することもあり、教務課作成の注意事項の説明資料が非常勤を含めた全教員に配付され、遺漏がないように努めている。

成績処理「採点簿の記入方法」について（一部抜粋）

◇記入上の注意◇

※ 2008 年度入学者より新設された「秀」の評価基準について

- ① 「秀」は受講生の 5%以下とします。
- ② 原則、秀の評価は、受講生の 5%以下としますが、少人数でも秀の評価を受ける学生がいる場合には、その限りではありません。
- ③ 「秀」の評価を受ける受講生が 5%よりはるかに少なく、さらに「該当なし」でも何ら差し支えはありません。
- ④ 演習・実技・実験などで、ある程度以上優秀な成績について、評価の差をつけることが困難で、多数が最上位の評価となってしまう場合には、この最上位の評価を「優」とすることが妥当です。

※ 「秀評価表」について

- ① 「秀」の評価を受ける学生がいる場合には、秀評価の理由を記載する用紙「秀評価表」（別紙様式）提出してください。
- ② 秀評価表は、1名につき1枚提出してください。

図 1 秀評価表

平成 年度 秀評価表( 期)				
科目名				
曜日・時間	曜日・時間			
受講者数	名			
授業担当教員名	名			
学籍番号				
学生氏名				
授業回数・出席回数	授業回数	回	出席回数	回
成績評価の方法 <small>※以下の記載 【成績評価の方法】参照</small>	評価項目	※100点満点とした 場合の評価値	※項目の割合をかけた 配分した点数	
		点	点	
		点	点	
		点	点	
		点	点	
		点	点	
	合計		点	
評価点数	点			
成績評価 担当者所見				

※ 秀評価対象学生ごとに1枚提出(複数名の場合は、コピーしてご提出ください)



『シラバス』については、a. 指導目標、b. 授業計画、c. 使用教材等、d. 成績評価の方法、e. 授業時間外学習・学習上の助言の5項目を示すことになっている。全科目で、指導目標として到達目標の記述、これに対応して成績評価を行うことになっている。『シラバス』作成時の要項についても、教務課が資料を配付し、その内容表記の統一を図っている。

教員の資格・業績に関しては、採用時と昇任・昇格の際にも、「宇都宮文星短期大学教員選考規程」及び「宇都宮文星短期大学教員資格審査基準」により、定期的（年3回）に開催される人事委員会で、学科の教育課程及び当該科目担当者として適任であるか審査し、諮られる。また、教育研究業績と教員個人調書を各教員が毎年更新している。このように、教育課程における授業担当教員についても、業績や資格等に基づいて適切な配置がなされるよう配慮している。

教育課程の見直しについては、方針、編成内容、実施状況等を、教育効果や学生の実態を考慮しながら教務委員会で検討し、最終的に教授会でまとめられる。

なお、本学では、通信による教育は行っていない。

## (b) 課題

『シラバス』には、指導目標として到達目標が示されるようになったが、それらを成績評価する際の具体的な「評価基準」についての記載が徹底されていない。さらに、現在教員中心で示されている目標であるが、学生主体の内容への改善が求められる。

## [区分 基準Ⅱ－A－3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

### ■ 基準Ⅱ－A－3の自己点検・評価

#### (a) 現状

本学の入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）は以下のとおりである。

#### 「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）」

本学が定める地域総合文化学科の三つのフィールドである「キャリアフィールド」、「フードフィールド」、「アートフィールド」の目指す人材育成および資質の形成方針を理解し、何れかのフィールドで意欲的、積極的に学ぼうとする学生を受け入れるため、次の基本方針に則り入学許可を与える。

1. 社会における出来事や現象について、その状況や推移に興味関心を持っている人
2. 社会生活を支えるものとして職業を捉え、それを学生自身の自己実現の手段として考えている人
3. 好奇心や研究心があり、知識や熟練した技術・技能を持ちたいと考えている人
4. 実践的に職業能力を磨き、集団の中で協調的に行動できる人

履修モデルとして設定している3フィールドは、教育課程の上で、特に学習成果の一つとする資格取得に対応した授業科目から編成されている。入学者受け入れの方針で「何れかのフィールドで意欲的、積極的に学ぼうとする学生を受け入れる」ことを表明していることで、地域総合文化学科の学習成果に対応していると言え、『短期大学案内』・『入学試験要項』及びウェブサイトで示している。

一方、入学前の学習成果の把握・評価については明確には示してはいないが、受験者の調査書等に記載されている取得資格や活動等及び入学前学習の課題やプレースメントテストから学習成果（習熟度）を把握するよう努力している。

本学では推薦入試、一般入試、AO入試、及び外国人留学生特別入試により入学者を選抜している。すべての選抜方法において面接・面談を実施することで、入学者受け入れの方針の理解と入学の意思を確認している。

また、入学者の決定は、合否判定会議において本学の入学者受け入れの方針に従い、参考資料（調査書、エントリーシート、課題作文、学科試験、持参作品、面接・面談結果）に基づいて実施されている。

## (b) 課題

入学前の学習成果の把握・評価について明確に示してはいないことも含め、入学者受け入れの方針については定期的に検討する必要がある。入学試験の種類、時期、回数については現状以外の的確な方法がないか検討する。特に、留学生入試については内容、回数、及び日程等について改善する必要がある。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]**

### ■ 基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

#### (a) 現状

基準Ⅰ-B-2で述べたとおり、学習成果にあげられるものとして、「学則」第30条に示されているビジネス実務士、実践キャリア実務士、フードスペシャリスト受験資格、フードコーディネーター、レストランサービス技能検定受験資格、調理師、栄養士、製菓衛生師受験資格の8つの資格がある。

履修モデルとして設定している3フィールド及びそれを構成する科目群であるユニットは8つの資格取得に対応したものともなっており、学習成果には具体性がある。

キャリアフィールド及びアートフィールドにおいては、一般財団法人全国大学実務教育協会認定のビジネス実務士と実践キャリア実務士の資格を取得することができる。希望者は別に定めるビジネス実務士、実践キャリア実務士それぞれの資格取得に関する科目を履修し、その単位を修得することにより資格取得となる。

フードフィールド製菓衛生師ユニットは、2年次に製菓衛生師試験を受験することが可能で、合格者が免許を取得している。調理師ユニット、栄養士ユニットは、所定の単位を修得した者が卒業後、それぞれ調理師免許、栄養士免許を取得することができる。

公益社団法人フードスペシャリスト協会のフードスペシャリスト及び一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会のレストランサービス技能検定は所定の単位を修得し協会の認定試験に合格することで、さらに特定非営利活動法人フードコーディネーター協会のフードコーディネーターは所定の単位を修得することにより、それぞれの資格が認定される。

また、これら「学則」第30条に示されている資格のほかに、キャリアフィールドでは医療事務、コンピュータ会計能力検定や販売士検定等の各種検定試験合格を指導目標とする科目もあるほか、フードフィールド調理師ユニット、栄養士ユニットは、毎年12月に実施される「全国調理師養成施設協会主催調理師養成技術考査」「全国栄養士施設協会主催栄養士実力認定試験」において学習成果の1つでもある技術や実力を確認している。これら各種検定試験については、本学を試験会場に設定しているものもあり、受験しやすい環境を整えるように努力している。

基準Ⅱ-A-1で述べたとおり本学の卒業要件は62単位であるが、これは短期大学として多い単位数ではなく、また、資格取得の要件単位もこの中に含まれており、達成可能であると同時に2年間での獲得も十分可能な単位数である。

卒業や資格取得の要件は、「学則」及び「履修規程」のほかに、「履修案内」として学生便覧にも掲載し学生にも示している。実際、大多数の学生が2年間で免許・資格を取得して卒業することから、学習成果は達成し獲得されているといえる。

各フィールドで取得できる免許や資格は、国や所管省庁が認めた団体で認定されたものであり、多くの学生がこれらを活かして就職している。特にフードフィールドは資格を条件とした専門職としての就職活動が中心となるため就職内定率は比較的順調な傾向にある。平成22～26年度は平均91%の内定率である。このことから学習成果として免許・資格には、実際的な価値がある。下表は資格取得の状況についてまとめたものである。

表3 各種資格の取得状況

資格 \ 年度	平成24年度 (平成25年3月)	平成25年度 (平成26年3月)	平成26年度 (平成27年3月)
ビジネス実務士	取得率 71% 取得者 5 / 希望者 7	取得率 80% 取得者 8 / 希望者 10	取得率 79% 取得者 15 / 希望者 19
フードスペシャリスト	取得率 44% 合格者 11 / 受験者 25	取得率 29% 合格者 10 / 受験者 35	取得率 39% 合格者 7 / 受験者 18
フードコーディネーター	取得率 — 取得者 32 / 希望者 32	取得率 — 取得者 34 / 希望者 34	取得率 — 取得者 36 / 希望者 36
調理師	取得率 93% 取得者 13 / 在籍者(卒業時) 14	取得率 92% 取得者 12 / 在籍者(卒業時) 13	取得率 100% 取得者 14 / 在籍者(卒業時) 14
栄養士	取得率 81% 取得者 25 / 在籍者(卒業時) 31	取得率 92% 取得者 24 / 在籍者(卒業時) 26	取得率 97% 取得者 31 / 在籍者(卒業時) 32
製菓衛生師	取得率 56% 合格者 5 / 受験者 9	取得率 67% 合格者 8 / 受験者 12	取得率 50% 合格者 8 / 受験者 16

※ フードコーディネーターは、2年次年度末に履修状況・単位修得状況を確認の上、申請するために希望者＝資格取得者となる。

基準Ⅰ－B－2で述べたとおり、学習成果を量的・質的に測定する仕組みの基本は、成績評価、単位認定、GPAである。資格取得の状況とともに、入学者が卒業要件を満たして卒業できたか否かも、学習成果を測定する一つの指標と捉え、中途退学者について下表のとおりまとめてみた。中途退学の理由については、経済的な要因、学習意欲の低下や入学前に抱いていた自己のイメージや思いと入学後の実際の教育のギャップ等が考えられるが、過去3年間の平均は5.1%であった。卒業率（卒業生数／入学者数）という学習成果に関しても比較的順調な傾向にある。（表4）

表4 中途退学者の割合

	学年	在籍学生数 (人)	退学・除籍者数 (人)	退学・除籍率 (%)	卒業率 (%)
平成24年度	1年	89	4	4.5	
	2年	83	2	2.4	88.0
	合計	172	6	3.5	
平成25年度	1年	100	6	5.0	
	2年	87	2	3.4	92.0
	合計	187	8	4.3	
平成26年度	1年	91	10	9.9	
	2年	94	4	5.3	89.8
	合計	185	14	7.6	
平均		181	9.3	5.1	

※ 卒業率は、入学者が2年間で卒業した学生の割合を示すものとする。(休学、留年、退学・除籍者を除く)

## (b) 課題

基準Ⅰ－B－2で述べたとおり、学習成果が短期大学評価基準により評価の中心的なものとして位置づけられ、学習成果を査定し改善につなげることが新しい視点となっていることは十分理解しているが、現段階では、本学はまだ試行錯誤の段階にあり、きちんとしたシステムとして十分に系統だてて確立してはいない。

本学では学習支援、学生生活支援、キャリア支援を充実させるためチューター制を取り入れ、「履修カルテ」を用いて定期的なチューター別ミーティングを実施している。ここでは、成績評価や単位認定といった量的・質的に測定する仕組みではなく、学生一人一人から出席状況、科目習熟度、資格取得、卒業後の進路、就職活動、学生生活等について対話型の細やかな面談を行い、学習成果を聴取している。

学習能力などあらゆる面で学生の多様化が進む中、入学前の思いと入学後の教育とのギャップを埋めて、中途退学率の改善を図り、就職率の向上につなげるという目的とともに、この制度により学生から聴取した内容の蓄積を、学習成果を査定するシステムの確立に向けて活用できないか検討を進める準備を始めている。

**[区分 基準Ⅱ－A－5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

**■ 基準Ⅱ－A－5の自己点検・評価**

**(a) 現状**

卒業生の進路先からの評価については、キャリアセンターが平成19年度及び20年度に組織的に就職先及び卒業生に対してアンケート調査を実施し、意見を聴取したが現在は一部の就職先に対して簡単な聴き取り調査を実施するに留まっており、聴取した結果を学習成果の点検に十分活用できる状況には未だない。

**(b) 課題**

学生の卒業後評価への取り組みについては、組織的・継続的に就職先・卒業生に対しアンケート調査を計画・実施して、データを分析することにより、その結果を教育内容に活かすことが必要である。

**■ テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程 の改善計画**

教育課程編成・実施の方針に基づいた学習成果の達成・到達目標を明示するとともに準備学習の内容や方法について『シラバス』に反映させるようにする。また、カリキュラムマップの充実や「ループリック」の手法などを活用すること、そのためにも非常勤を含めた教職員が意志の疎通を図り共通意識を持つことにより、さらなる学習成果の獲得へとつなげる。これらのことから、教育の質の向上のためにFD活動の充実として、定期的なFD研究会の開催を計画する必要がある。入学前の学習成果の把握・評価については、現状以外の的確な方法がないか検討する。学習成果を高めるために、科目成績向上や資格取得向上に向けて各ユニットで必要に応じて補習授業を実施する。また、社会が求める人材教育を検討する意味からも、卒業生及び就職先に対するアンケート調査の定期的な実施について就職委員会で検討する。

## ◆ テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程 の関係資料

- 提出資料 1 学生便覧
- 提出資料 2 短期大学案内
- 提出資料 7 ウェブサイト「情報公開」  
<http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/policy/>
- 提出資料 8 入学試験要項
- 提出資料 9 授業科目担当者一覧表
- 提出資料 10 時間割表
- 提出資料 11 シラバス
- 備付資料 2 単位認定の状況表
- 備付資料 3 G P A 一覧表
- 備付資料 4 資格取得関連資料
- 備付資料 5 プレースメントテスト結果
- 備付資料 15 学生個人履修カルテ
- 備付資料 42 学校法人宇都宮学園規程集
  - 「宇都宮文星短期大学学位規程」
  - 「宇都宮文星短期大学教員選考規程」
  - 「宇都宮文星短期大学教員資格審査基準」

## [テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]

### [区分 基準Ⅱ－B－1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

#### ■ 基準Ⅱ－B－1の自己点検・評価

##### (a) 現状

教員は、学位授与の方針に対応した成績評価の基準に基づき学習成果を評価している。各科目は履修モデルとして設定している3フィールドを構成するユニット(科目群)の一つであり、学位授与の方針は各フィールドで目指す資質の形成を述べている。各科目の具体的な成績評価の方法は、この方針に対応して設定され、『シラバス』に記載されている。

学習成果の状況は、授業で提出する小レポートや課題作品、期末試験や課題レポートをはじめとして、「履修カルテ」を用いた個人面談等を活用し把握するように努めている。この「履修カルテ」を用いた個人面談は、1年生はチューターが、2年生はゼミナール担当教員が学生一人一人について定期的に行っている。本学が小規模な短大であり、少人数教育が可能な利点を生かし、充実した教育環境のもとで、地域総合カレッジとして創造性豊かな人材を育成することを目指している。

学生が回答する「授業評価アンケート」は、前期・後期の全科目を、専任・非常勤教員の区別なく実施している。実施からデータの集計は教務課が担当しており、その結果は各教員にフィードバックされている。『シラバス』を作成する際には、「自己点検・評価関係」欄の記入にこの結果を活用し、授業改善項目を入力している。評価については、各教員はもちろん、学生にも提示して授業改善のための目的で活用されている。

また、実施方法に関しては平成25年度よりモバイルを利用した方式に変更した。これにより、教員は、評価の結果を素早く把握でき、また履修学生に対して授業評価へのコメントも回答している。

担当科目の授業内容について教員間での共通理解、協力・調整に関しては、必要に応じて随時、フィールド・ユニットにおいて行っているほか、一部のフィールド・ユニットでは、非常勤講師とのいくつかの機会を捉えた意見交換の場で意思の疎通を図っている。教育課程の変更を伴うような場合は、最初に教務委員会で検討され、その後教授会で審議されることになる。授業・教育方法の改善にあたっては、このプロセスで幾度か議題にあがり、短大全体で組織的に取り組んでいるが、FD活動として独立したものは、近年その活動が十分とは言えない。

学科の教育目的・目標の達成状況については、年度末に開催する卒業判定会議で、2年生全員の卒業要件単位の修得状況や資格取得の状況に加え、1年生全員の単位の修得状況が全専任教員に開示されるほか、GPAに基づいた成績優秀者の選考があり、全学的な学習成果の状況を把握・評価することができる。

教員は教育目的・教育目標に基づいて、授業科目における到達目標を定め『シラバス』に記載している。また、学生の履修指導については、必修科目、選択科目、教養



科目、専門科目などへの理解、講義・演習・実習などの授業形態や単位制度、GPA制度の学習成果などについて、これまでの高等学校時代とは大きく異なる履修の方法に対し、オリエンテーションを行い、教員が説明・指導する体制を整えている。学生の履修状況については、授業科目の担当教員が一人一人の学生の状況について把握し、チューターにその情報を伝えて学生への個別対応などを行っている。特に、学期ごとに定期試験の結果も踏まえて、全体指導やチューターによる個別指導が実施されている。このように教員が学生に丁寧に履修指導を行うことにより、卒業に至るまでの学習成果につながっていると思われる。

事務局は、総務課、文書秘書課、経理課、教務課、広報入試課、学生課、キャリアセンターからなる。このうち、総務課、経理課、教務課、学生課、キャリアセンターについては、『学生便覧』掲載の学生生活案内において業務内容が示されており、事務職員はこれらの支援業務を遂行する中で、学生の学習成果の状態をある程度把握し、学習成果の向上に貢献している。「学生生活実態調査」の結果をみても、約8割の学生が事務局対応について普通以上と回答しており、事務職員は学生の学習成果が高まるように支援していると言える。

また、教授会では各課長が、各種委員会では所管課長及び事務職員がオブザーバー（補佐的立場）として出席し、教員と情報を共有しており、学科の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。特に、教務課、学生課、キャリアセンターの事務職員は、担当業務を通じて教員と連携して学生に接する機会が多い。

学内においては、カウンセリングに関するSD研修会を実施するなど、学生支援に役立てている。また、本学の教務課長は現在、日本私立短期大学協会の教務委員として定例会議に毎月参加し、その結果は事務職員に報告され積極的なSD活動につながっていると思われる。なお、学外の研修への参加については、年代・性別に若干のかたよりがみられ、全般的には低調な傾向にある。

学生課職員は学生の生活面を中心として、教務課職員は履修・成績・学習面を始め、学生の単位修得状況の把握及び卒業に向けて支援を行っている。

図書館は、「学びのセンター」として教育と研究活動を支援し、本学の専門分野のニーズの多様性に対応できるよう、資料収集・整理保存と迅速な情報とサービスの提供を基本方針としている。

学生が授業に関連する参考図書を利用できるように、各フィールドや講義内容に適した蔵書図書を、図書委員の教員が点検すると共に、「参考質問票」（リクエストカード）を図書館に常備し、学生の購入希望を取り入れ学習支援の充実につなげている。年間図書館予算より、各種の資格試験に関連する資料を集めたコーナーを設置するなど、各フィールドにとってバランスの良い図書の充実を図っている。図書の購入は、「宇都宮文星短期大学図書委員会規程」第2条により図書委員会の審議を経て購入している。授業の参考図書、授業内容や研究のための蔵書の充実を意図している。第2キャンパスのフードフィールドにおいては、授業等で必要な参考図書を各ユニットに貸し出し、各ユニットにおいては書庫で教職員の保管のもとに学生に貸出すことにより、学習資源としての利便性の向上に配慮している。

教員は、コンピュータを講義や指導などに幅広く活用している。また、事務職員は

会議の案内や議事録の送付、相互の情報交換など短大運営上でも積極的に利用している。

また、これらの管理運営に関しては、事務職員（システムエンジニア兼任）2名と専門業者へのアウトソーシングの連携により適切な状態を保持している。

本学では、PC実習室やキャリアセンター、図書館、一部のフィールド・ユニットでコンピュータを学生に開放して、資料収集やレポートの作成などに積極的な利用の機会を勧めている。また、アドビのライセンスを取得しているため、学内だけでなく自宅でもデザイン系ソフトの利用が可能になっている。

教職員に対しての情報技術に関する研修等を行っていないが、アドビ利用やホームページ作成などの利用技術については個々人で努力をしている。

## (b) 課題

非常勤講師に対しては、授業評価アンケートの結果の確認方法や授業改善のための活用について十分に周知されていない。一方、専任教員においては、全員が学習成果の状況について共有しているが、さらなる授業改善に活用するため、FD研究会の定期的な開催が望まれる。

そのような点を考慮し、専任教員と非常勤講師とで意思の疎通と授業内容の向上のために、FD懇談会（仮称）の組織化を図りたいと考えている。

文星芸術大学を併設しているとはいえ、本学は小規模短大であり、事務局組織がやや縦割りの的に細分化されすぎ、また事務職員の配置が固定化している。このことが、事務職員全体での情報の共有や事務局内の横断的な連絡に支障をきたしている面がある。今後、改善に向け検討すべき課題のように思われる。

事務職員については、担当業務以外においても学生の様々な支援に貢献できるように、自己啓発ができる研修等の機会を設定し、能力開発やスキルアップを目指す。

現在、電算室は第1キャンパスにあるため、主に第2キャンパスで学ぶフードフィールドの学生にとって、コンピュータの利用環境が不十分である。

## [区分 基準Ⅱ－B－2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

### ■ 基準Ⅱ－B－2の自己点検・評価

#### (a) 現状

学習成果の獲得に向けた、学習の動機付けのための学習方法や科目選択のためのガイダンスとしては、入学予定者を対象とした入学前オリエンテーション（入学前学習）と、新入生及び新2年生を対象とした年度当初のオリエンテーションを実施し、入学後および新年度の学習がスムーズに行われるように配慮している。

入学前オリエンテーションは、キャリアフィールドとアートフィールドは例年2月中旬頃に行っている。これは両フィールドの授業がともに第1キャンパスで行われ接する機会が多いこと、「学則」に規定されたビジネス実務士、実践キャリア実務士の資格取得を学習成果の一つとしていること、また、この時期は文星芸術大学と合同で卒業制作展を学内で開催しており、特にアートフィールドの入学希望者にこれを鑑賞してもらえるようにしているためである。入学前学習当日の前半は両フィールドが合同で、「短大での学びと履修について－入学前の準備－」と題した体験授業として、教員の紹介、大学での学びについて高校までとの違い、2年間の就職活動のスケジュール、学生生活・キャンパスライフ、入学式等の年度当初行事予定、入学後の具体的な授業や履修について説明を行う。キャリアフィールドは、事前に課していたレポート課題を提出して終了となる。アートフィールドは昼食をはさんで後半、事前に課していたデッサン課題の提出・講評を行い、更に入学までに完成させる課題の説明を行う。

フードフィールドの入学前学習は3月中旬頃、調理師・栄養士・製菓衛生師のユニットごとに行う。コックコート等の採寸・購入、調理道具・包丁の注文・購入を行う他、各ユニットとも、以下のような課題を当日提出するよう事前に連絡している。調理師ユニットでは、新聞・雑誌掲載の食に関するコラムの収集とその感想及び指定テーマの作文、栄養士ユニットでは、高校の化学と生物の復習及び指定テーマの作文、製菓衛生師ユニットでは、新聞・雑誌・関連専門書等に掲載の製菓・製パン・和菓子に関する情報の収集とその感想となっている。

4月初旬に実施しているオリエンテーションでは、新入生に対しては入学前オリエンテーションを踏まえ、より具体的な授業の履修方法、卒業の要件、資格取得の方法、等の教務的な内容、大学図書館の役割と利用の仕方、キャンパスライフ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等ハラスメントやデートDV、学友会、各種サークル等の学友会クラブ紹介等の学生生活に関する内容となっている。このオリエンテーションを締めくくるものとして、日光・鬼怒川方面での1泊2日の「新入生合宿研修」を実施しており、その際に建学の精神や、短大は自ら学びを深めていく場であることを周知するよう努めている。また、特に授業開始に伴い、その手続きとなる履修登録について、履修相談の時間を複数回設けるなど、学生一人一人が確実に履修登録を完了できるよう配慮している。

新2年生に対しては、改めて卒業要件や履修について周知し、2年次の学科必修科目である「ゼミナールⅠ・Ⅱ」について担当教員が直接説明する時間を設けるなど、上級学年としての自覚を促している。

これらのオリエンテーションでは、全学生対象の健康診断、後述するプレースメントテストも実施しているが、入学式を含めた年度当初行事予定として毎年、教務委員会及び学生委員会を中心に検討し、教授会での審議・決定に基づき、内容の改善を図りながら行っている。

学習支援のための印刷物としては、『学生便覧』、『シラバス』、「教育課程表」および資格取得等の案内を、4月初旬のオリエンテーションで全学生に配付している。

『学生便覧』は、履修登録、単位修得から卒業へ至るまでの学生生活全般について、学生に周知し理解を促すためのものである。建学の精神及び本学の三つの方針をはじ

め、短期大学名の由来、管理運営組織図、学則、履修規程、学生通則、履修案内、学生生活案内、図書館利用案内、体育施設使用規定、体育施設使用細則、体育施設使用心得、学友会会則、学友会組織図、父母の会会則、同窓会会則、教室等配置図、教職員名簿の他、願出、届出の書式を添付している。内容は教務委員会及び学生委員会を中心に検討後、教務課と学生課が協力して編集・作成し、毎年新生に配付している。

『シラバス』は、大学で開講している全科目を掲載し、学生の科目選択と履修登録に供するものとしている。基準Ⅱ-A-2でも述べたとおり、指導目標、授業計画、使用教材等、成績評価の方法、授業時間外学習・学習上の助言を掲載している。内容は教務委員会でここ数年見直しが図られてきている。毎年4月初旬に配付できるよう、担当教員が科目ごとに前年度の内容に加筆・修正し、教務課が取りまとめる。毎年全学生に配付している。

基礎学力不足の学生に対する補習授業等については、一部のユニットで実施するにとどまっているが、基礎学力の把握には短大全体で取り組んでいる。全学的なものとして、4月初旬のオリエンテーションの中で、1、2年生全員に国語（栄養士ユニット1年生のみ数学も）のプレースメントテストを実施している。フィールド・ユニットごとには、入学前オリエンテーションにおける課題の提出である。また、1年次の学科必修科目「ライフデザイン総論」では、このプレースメントテストの結果も参考にして初年次教育を行うなど、学生が大学の授業に対応していけるように支援している。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制としては、第一にはチューター制度がある。入学時からフィールドごと（フードフィールドはユニットごと）に、学生一人一人に専任教員がチューターとして付き、面談やメールを通じて履修や生活、進路・就職について相談・アドバイスしている。担当する学生は、1年生は名簿により自動的に振り分けられ、2年生は希望し登録した学科必修科目「ゼミナールⅠ・Ⅱ」担当教員がその役割を担う。このチューター及び「ゼミナールⅠ・Ⅱ」担当教員は、前述の基礎学力不足の学生についても必要に応じて対応し、学習上のアドバイス・助言を行っている。

いずれもチューター別ミーティングを実施することになっており、1年次は学科必修科目「ライフデザイン総論」（前期）と「キャリアデザイン概論」（後期）の中で、2年次は「ゼミナールⅠ・Ⅱ」担当教員が、それぞれ定期的実施している。

平成25年度入学生からは、このチューター別ミーティングに「履修カルテ」を導入することにした。これは、チューターの指導記録方法を統一することで、2年次「ゼミナールⅠ・Ⅱ」担当教員への引き継ぎ、継続指導をスムーズに行えるようにしたものである。

学習上の悩みなどにより成績不良、長期欠席等の問題を抱えた学生に関しては、まずはフィールド・ユニット内の教員間で情報を共有し対応するが、教務課、学生課、あるいは保健室とも適宜連携し、必要な場合は学内のカウンセリングを学生に勧めることもある。また、教授会や学生委員会に報告して対応策を検討するなど、学生生活を支援するための教員組織、事務組織が連携する体制が整っている。

進度の早い学生に対して特段の配慮や学習支援は行っていないが、各フィールドや

ユニットの特色に応じて、各種コンクールへの出展や応募、様々な資格への挑戦を勧めるなどの試みを行っている。

優秀学生は、毎年度2年生について、フィールドごと（フードフィールドはユニットごと）に担当教員が選考し、教授会で決定している。この学生を卒業式において表彰し、表彰状と記念品を授与している。平成26年度の2年生からは、1年次での成績（GPA3.0が目安）に基づき、1名を授業料等納付金の一部免除する措置を導入している。

留学生については、受け入れは行っているが、派遣は行っていない。

## (b) 課題

4月初旬オリエンテーションにおける1泊2日の「新入生合宿研修」に関して、「学習の動機付け」という観点からみた内容あるいは実施時期について例年検討課題にあがっているが、具体的な見直しに至っていない。

基礎学力が不足する学生に対する学習支援、進度の早いもしくは優秀な学生への配慮が十分とは言えない。

留学生の派遣については将来的には必要と認識しているが、実現のための具体的な検討には着手していない。

## [区分 基準Ⅱ－B－3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

### ■ 基準Ⅱ－B－3の自己点検・評価

#### (a) 現状

学生の生活支援のための教員組織として、学生委員会とキャンパスライフ向上委員会を設置し、また、チューター制度を設けている。

両委員会とも学生課を中心とした事務局と連携・協力しながら学生の生活支援にあたっている。学生委員会は学生生活全般を支援し、キャンパスライフ向上委員会は学生が健全で良好な大学生活を過ごすことができる環境づくり、特にセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等ハラスメントやデートDVの防止とその啓発に取り組んでいる。この防止にあたっては、毎年度更新する『学生便覧』の「学生生活案内」1項目として指針等を掲載するとともに、4月初旬のオリエンテーションで指針を掲載したパンフレットを配布し講話を実施している。

チューター制度については前述のとおりであるが、学生一人一人について学業面の指導、大学生活や将来の進路などに関し相談・アドバイスをを行っている。平成25年度入学生からは「履修カルテ」を導入、指導記録方法の統一により、2年次ゼミナール担当教員への引き継ぎ、継続指導がスムーズに行えるようにした。また、「履修カルテ」

の内容についても、教授会において見直しを行っている。

学生が主体的に参画する活動については、学生委員会が学生課と連携・協力しながら、学友会が企画運営するサークル活動や大学行事の承認、監査、補佐及び助言を行い支援にあたっている。

学友会は、在籍する全学生が学生会員となって組織される。年1回開催される学友会総会では、予算、決算報告、事業報告などの他、学生会員の意見の聴取も行っている。組織機関としてサークル代表者委員会、新入生歓迎スポーツ大会実行委員会及び大学祭実行委員会などが設置されている。会則も整備されており、『学生便覧』に掲載され学生に周知されている。以下に、サークル一覧を示す。

表5 文星芸術大学・宇都宮文星短期大学 サークル一覧（平成26年度）

No.	サークル名	活動場所・曜日		活動内容・目的
1	フットサル部	グラウンド 雨天 体育館	月・水曜	週2日練習、月1回に練習
2	バスケットボール部	体育館	火・木曜	バスケットボールを通じて、交流を深める。
3	重音部	映像編集室	火・木曜	かつこい曲作りを目指す
4	軽音部	体育館	月・火・木曜	音楽を通じてのコミュニケーション、バンド活動
5	写真部	デジタル多目的室	不定期	様々な場所での撮影し、自らの視野を広める。
6	漫画研究部	芸術理論講義室3	水・木・金曜	部誌の発行。
7	華道部	華道室	水曜	北斗祭に向けて、週一回お稽古。
8	茶道部	茶道室	金曜	茶道を通しての品格の向上
9	ボクシング部	体育館	金曜	体力づくり、精神を強く、集中力を高める
10	ハンドメイド部	総合キャリア実習室	火曜	北斗祭への模擬店出店、手芸品、アクセサリー等の製作
11	映像研究部	大講義室	月2回程度	映画等の映像作品を鑑賞し映像に関する知識理解を深める
12	文星ボランティア部	学内及び、地域	土曜	学内美化から始まり、地域でのボランティア活動を行う
13	合気道部	マンガ研究室2	週2回程度	合気道の技を通して心と身体をバランスよく使う方法身につける
14	レゴ部	体育館	不定期	各種イベント等への参加、ワークショップ、体験等、作品制作
15	剣道部	体育館	金、土曜	剣道を通して地域交流や剣道文化を広めること

学生のキャンパス・アメニティについては、第1キャンパスには学生ホールを併設する学生食堂がある。第1キャンパス校舎のほぼ中央に位置しており、主に昼食時間帯の営業となっている。売店もあるが、取り扱っているのは主に文星芸術大学の学生が必要とする画材が中心で限定的な内容となっている。他に、ドリンク類の自動販売

機を設置している。

第2キャンパスのアメニティは、ドリンク類の自動販売機の設置にとどまっていたが、平成26年度より管理棟に学生ホールが整備され、軽食を含む飲食物の自動販売機が設置された。これとともに、両学生ホールとも卒業生からの卒業記念品として寄贈されたサイネージ（電子掲示板）を設置し、学内外の連絡事項や各種行事等の情報案内として活用している。

以前は第1キャンパスで、正門脇に一般客も利用できる喫茶を設置していたが、現在は営業していない。月1回程度、製菓衛生師ユニットの授業の一環として、学生が作ったパンやケーキの学内販売を行う場所として利用している。

宿舎が必要な学生に対しては、学生課が窓口となってアパート等の斡旋を行っている。自宅外通学生等の希望者に対して大学が不動産業者より預かっているアパート資料を提供し、学生と業者が直接交渉できるように取り計らっている。なお、学生寮は設置していない。（「学則」第48条において、学生寮の設置は可能である）

通学のための便宜として、無料送迎バスを運行し、駐輪場・駐車場とも設置している。送迎用のバスは4台保有しており、学生・教職員とも無料で利用できる。JR宇都宮駅とキャンパスの間（東武宇都宮駅付近で途中停車）を、始業と終業に合わせ、午前8時台からキャンパス発午後6時まで運行している。4月の授業開始当初は混雑することもあるが、それ以外の期間に特に支障はない。夏期・冬期休業等については、集中講義の開講日など一部期間のみ運行している。また、以前は第2キャンパスで乗車できないことに学生から不満の声が上がっていたため、平成26年度からは停車することになった。

駐輪場は第1キャンパスに2箇所、第2キャンパスに2箇所、駐車場は第1キャンパス及び第2キャンパスの2箇所に設置しているが、十分なスペースとは言えない。

なお、駐車場については、『学生便覧』の「学生生活案内 5.車両・自転車通学について」にあるとおり、有料（月額1千円）としており、学生課に「駐車場使用申請書」と「任意保険証（写し）」を提出し、許可を得た学生が利用できる。しかし、フリースペースが少ないため、両キャンパスの移動や来校者が多数の行事等では、支障をきたすことがある。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度については、本学独自の奨学金制度は規程（「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学奨学規程」）が整備されているに留まり、その実績はない。外部奨学金に対する希望者については学生課が担当し、日本学生支援機構奨学金については受付及び推薦業務を、その他の奨学金については紹介・書類作成等の業務を行っている。これらについては、年度当初のオリエンテーションで学生に周知している。

また、東日本大震災の被災者特別措置として被災した在学生と受験生に対する支援を平成23年度から実施している。5段階に分けた被災状況に応じた納付金減免制度で、学生からの申請に対して学生委員会での審査を経て、教授会で支援学生を決定する。ここ1、2年の申請は数名にとどまっており、措置・制度の継続について、同委員会で検討されている。

学生の健康管理は学生課管轄のもと、第1、第2キャンパスそれぞれに1箇所ずつ

設置されている保健室が取り扱っている。『学生便覧』の「学生生活案内 健康管理」にあるとおり、全学生を対象とする定期健康診断(4月初旬)、健康診断証明書の発行、学内における突発的事故等の応急処置、健康相談、出席停止となる感染症の届出などに対応している。また、全学生が加入する「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」について、事故発生時の報告を受け付けている。

学生の精神的な悩みや心配事については、希望する者は専門カウンセラーによるカウンセリング(保健室を通しての予約制)を受けることができる。これについては年度当初のオリエンテーションや、『学生便覧』の「学生生活案内15.学生生活に関する相談」に掲載して学生に周知している他、チューターやゼミナール担当教員の判断により、学生にカウンセリングを勧めることもある。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取については、本学で独自に作成した「学生生活実態調査」と「地域総合文化学科に関するアンケート」を年1回、全学生を対象に1月中旬に行っている。ほぼ1年間の学生生活を経験した後期試験前に実施することにより、率直な意見を収集できる。本学への志望動機からカリキュラムや履修した授業科目、施設設備、生活実態及び、将来の志望動向等について毎年ほぼ同じ内容の項目で実施してきた。

この2つの調査については、学生の率直な意見を聴取できる反面、他大学との比較検討が難しいこと、集計に時間と手間を費やしてしまう難点があった。見直しを図った結果、平成26年度からは、「短大生調査(一般財団法人短期大学基準協会)」に参加することとした。

外国人留学生に対する日本語教育等の学習支援は、教養科目として留学生用に「日本語Ⅰ・Ⅱ」を選択できるようにしてある他、就学上必要なものを補えるよう各教員あるいは教務課が個別に指導・対応している。生活面での支援は、授業料等納付金の減免、滞在に関する諸手続、奨学金への応募や日本滞在に伴う諸問題について学生課が相談・サポートしている。また、外国人留学生のチューターとなった教員は学習支援と大学生活全般に関する相談・悩みごとに対応している。

社会人学生の学習支援については、特段の体制は整えていない。受け入れについては、主にAO入試を窓口として門戸を開いており、入学後はフィールド・ユニットの担当教員やチューターが履修や大学生活に関する相談等に応じている。

本学を志願する社会人は、フィールド、ユニットの数科目だけの履修を希望する者が多く、科目等履修生での受け入れがほとんどである。

障がい者受け入れのための施設としては、第1キャンパスでは、段差のある箇所、車椅子を使う身障者のためのスロープ(体育館や学生食堂など一部の施設入口)、管理棟のエレベーター、第2キャンパスでは、栄養士棟に身障者用トイレを設置しているが、いずれも限定的なものに留まっている。

学生の社会的活動については、「本学は(中略)地域の多彩なニーズに応え、地域総合カレッジとして創造性豊かな人材を育成することを教育目的とする」(学則第1条第2項)ことから、学生の社会的活動を奨励し、平成20年に発足した学内組織である文星・芸術文化地域連携センターや各教員を介して実施されている。また、平成24年度からは、ボランティア部が設立され、活動を行っている。



これらの学生の社会的活動は、学内では教授会において報告され、学外にむけてはその一部を『短期大学案内』やウェブサイト等で公表しているが、具体的な評価は行っていない。

なお、本学では、長期履修生を受け入れる体制は整えていない。

## (b) 課題

学生のキャンパス・アメニティに関して「短大生調査」においては教室や実習・実験室などは満足、やや満足が多く回答されている。(図2を参照)しかし、第1キャンパス施設(飲食施設や購買など)についてはやや不満の回答が多く見受けられた。第2キャンパスは学生ホールが整備され、軽食を含む自動販売機が設置されるなど改善されたが、第1キャンパスの老朽化など経年変化を考慮し対応措置をする必要がある。また、本来学内における学生駐車場は無料であるが、学外に設置されていた学生駐車場の契約更新が、経営改善の一環から平成26年度途中で契約解除になり、現在校庭の一部を有料のまま学生駐車場としている。このことも含め、十分な駐車場の確保は努力すべき課題である。

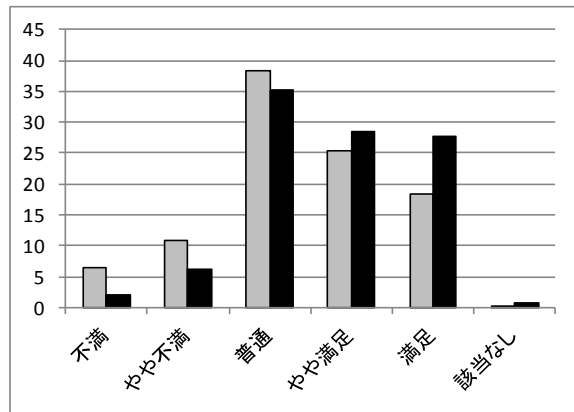
現在、長期履修生についてのニーズがないが、本学は地域総合科学科構想の基、地域に開かれた大学を目指しており、今後の状況を的確に判断し、長期履修生についても受け入れる体制を整える準備が必要である。

図2 短大生調査2014 集計結果（一部抜粋）

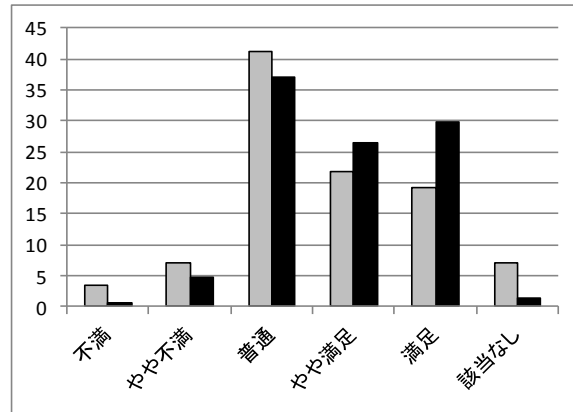
Q16 あなたは、本学の施設やサービスにどの程度満足していますか

凡例: □全体 ■本学

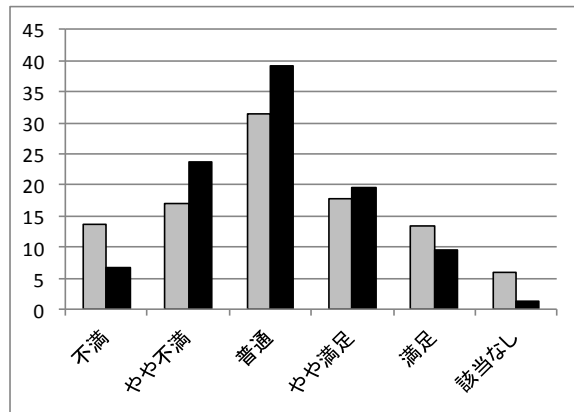
1. 教室(机や椅子、機器など)



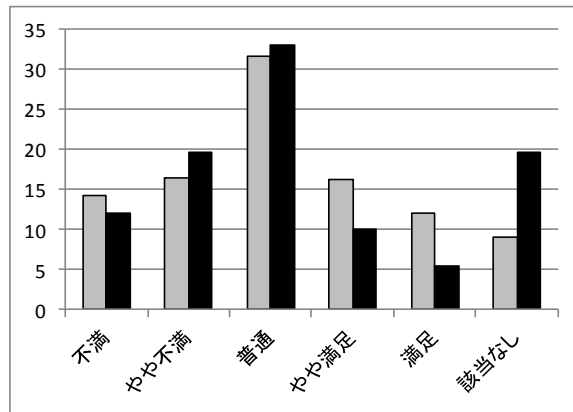
2. 実習室や実験室



3. 飲食施設(学食やレストランなど)



4. 購買施設(生協やコンビニ、ブックストアなど)



『学生便覧』の内容について、近年実績がなく形骸化している「学生相談員制度」が掲載されていたり、セクシャル・ハラスメントに加えてパワー・ハラスメントやアカデミックハラスメント等についても掲載が必要との意見があるなど、見直しの必要がある。

自己点検・評価活動に係わる取り組みとして「学生生活実態調査」と「地域総合文化学科に関するアンケート」を実施しているが、その集計結果についての検討が充分とはいえない。また、「地域総合文化学科に関するアンケート」は当初の目的、すなわち地域総合文化学科の達成度評価に関し適格認定を受けていることから、引き続き実施する必要性の可否について検討を要する。

身障者支援にとどまらず、『障害者就業・生活支援センター』等との連携や、学内的にはSD研修会の開催など、障がい者支援の体制を強化する。

**[区分 基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。]**

**■ 基準Ⅱ－B－4の自己点検・評価**

**(a) 現状**

就職支援のための教員組織として就職委員会を設置し、事務局キャリアセンターと連携・協力しながら学生の就職に対する指導計画立案、就職に関する情報収集及び分析などに取り組んでいる。それとともに、チューター、ゼミナール担当教員やキャリアセンター職員が学生に対し、個別に相談や指導を行うなど就職支援を行っている。

また、授業での取り組みとして、卒業後の就職・進学・社会生活についてイメージや意欲を持てるよう1年次学科必修科目において指導している。前期「ライフデザイン総論」においては、初年次教育、短大生の学びから、卒業後の社会に出た後の生活の設計、後期「キャリアデザイン概論」においては、キャリアセンター協力のもと就職活動の対策や準備などの実践的内容も交えながら、社会的・職業的自立に向けたキャリアガイダンスを取り上げている。また、これらには、とちぎ男女共同参画センター・パルティ、栃木労働局から講師を招いての授業も組み込んでいる。

キャリアセンターでは、企業訪問による状況調査、情報収集を行い就職支援に活用している。ここに設置されている学生相談室では、学生の進路・就職相談等や個別の求人紹介、履歴書添削や面接指導を実施しているほか、資料閲覧コーナーでは、約2,800社の会社案内や求人情報がファイリングされ、常に自由な閲覧が可能になっている。その他、6台のパソコンが設置されており、学生は自由に利用することができる。

キャリアセンターには平成24年度から、週1回ジョブサポーター（ハローワークからの相談員）が相談窓口を開設し、的確な情報提供や就職に関する意識の高揚を図っている。

新着の求人情報はすべてデータ化されウェブ上で閲覧できるとともに、メールマガジンによって新着の求人情報等をスピーディーに学生に提供している。このメールマガジンについては、学生が各自登録して利用することになるが、この登録を徹底させるため、4月初旬のオリエンテーション等で周知・実践指導している。卒業生についても登録を更新することにより、継続して利用できるようにしている。このほか、就職活動に必要な図書（志望動機の書き方、面接攻略本、一般常識問題集等）を常備し、学生の便宜に供している。また、数回ではあるが本学を会場とした企業説明会も実施されている。

就職につながる資格取得の支援として、基準Ⅱ－A－1でも述べたビジネス実務士、実践キャリア実務士、フードスペシャリスト受験資格、フードコーディネーター、レストランサービス技能検定、調理師、栄養士、製菓衛生師受験資格については「学則」及び「履修規程」のとおりである。このほか、授業科目の中には下記の資格や検定について対応した内容、支援する内容を含んでおり、各科目の『シラバス』の指導目標等で取り上げられている。

日本語リテラシーⅠ・Ⅱ…日本語検定3級

販売論…販売士検定3級

接客接遇演習…ビジネス能力検定 3 級  
販売士 I …販売士検定 3 級  
販売士 II …販売士検定 2 級  
ファッション基礎演習 I ・ II  
…日本ネイリスト技能検定 3 級、日本ネイリストジェル初級、ブリンクアート初級  
色彩論 I …色彩能力検定 3 級  
色彩論 II …色彩能力検定 2 級  
医療事務 I ・ II …医科 2 級医療事務認定資格  
コンピュータ会計 I …コンピュータ会計能力検定試験初級  
コンピュータ会計 II …コンピュータ会計能力検定試験 3 級  
プレゼンテーション演習…日本情報処理検定 プレゼンテーション作成検定  
I T 基礎 I …日本情報処理検定 日本語ワープロ検定 3 級  
I T 基礎 II …日本情報処理検定 表計算検定 3 級  
ホームページ制作 II …日本情報処理検定 ホームページ作成検定  
I T 応用 I …日本情報処理検定 1 級、初段  
観光関連法規…国内旅行業務取扱管理者  
ブライダル概論…ブライダルプランナー検定 2 級

単位化はされない支援講座として、下記の検定試験対策の講座も開講している。

ラッピング I …ラッピング検定 3 級  
ラッピング II …ラッピング検定 2 級

学生の進路状況については、ゼミナール担当教員やキャリアセンターが把握するよう努めている。内定等が決まった場合、キャリアセンターにその情報が集約されることになっており、毎年度卒業生の進路状況として人数と内定率が就職委員会（年 5 回開催）及び教授会で報告されるが、この数字の比較分析・検討に留まっている。

進学及び留学を希望する学生については、教員が直接指導するとともに、キャリアセンターと連携しながら支援している。キャリアセンターの資料閲覧コーナーに、全国各大学の編入学の入学案内をファイルしている他、海外留学関係の案内書、小冊子などを常備し、教職員や学生が常時利用できるようになっている。

アートフィールドには、併設の文星芸術大学編入学を志望する学生もおり、それに対応するための実技科目群や同大学との単位互換制度を設けている。

## (b) 課題

進路状況の報告については、人数と内定率に関して説明会等での質問に対応するためのものに止まっており、積極的な就職支援への活用を意図したものとはなっていない。

**[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]**

**■ 基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価**

**(a) 現状**

学生募集要項である『入学試験要項』は4種（系列校推薦、指定校推薦、AO・推薦・一般、外国人留学生特別）刊行されているが、平成26年度要項から、いずれも内容の冒頭に入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を示し、受験生へ本学の方針を周知している。ほかにも、ウェブサイト及び『短期大学案内』に掲載している。

入試関係の問い合わせには教務課が、資料請求関係の問い合わせには広報入試課が中心となって対応している。ウェブサイトでは資料請求と問い合わせに対応できるようにしてあるほか、電話及び直接事務局窓口でも全職員が対応できるようにしている。また、高校側からの要請があれば、必要に応じて当該フィールド・ユニットの教員が入試関係の問い合わせに対応することもある。

広報又は入試事務については、教員組織として入学試験・学生募集委員会を設置し、教務課及び広報入試課と連携・協力しながら体制を整備している。

教務課は、入試計画の立案をはじめ入試要項の作成及び入試事務全般を担当し、広報入試課は、進学説明会、オープンキャンパスや高校訪問等の広報活動の計画立案をはじめ、広報に関する渉外全般を担当している。

広報活動については、栃木県内及び近隣の高等学校に対して『短期大学案内』及び入学試験要項を発送するとともに、広報入試課職員に専任教員が協力・連携する形で、主要な高等学校を訪問する活動を行っている。

近年は特に学生募集における厳しさが増しているため、入試の内容や日程、学生募集に関する検討で、徐々にではあるが改善を重ねてきている。

本学の入試は、系列校推薦、指定校推薦、推薦（Ⅰ期、Ⅱ期）、一般（Ⅰ期、Ⅱ期）、AO（1期～5期）、外国人留学生特別入学試験の6種類で、年間の開催日数が計11日にも及んでいた。このため、平成27年度入試は過去の出願者数の実績から実施回数を見直し、それぞれⅠ期、Ⅱ期として2回ずつ実施していた推薦入試と一般入試を1回ずつに削減した。更に平成28年度入試は、出願者の増加が見られない外国人留学生対象の入試について、内容・回数と日程の検討を行っている。

各選抜方法とも入試事務と試験の担当責任が決められており、可否判定会議を実施して公正かつ公平に選抜している。

可否判定会議は、学長及び学科長をはじめとする全専任教員からなり、各面接教員からの報告及び可否判定資料（受験者の入試結果、調査書の評定点などの一覧）をもとに行われている。

入学手続者については、基準Ⅱ-B-2でも述べたが、入学前オリエンテーション（入学前学習）を実施し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供し、スムーズに短大生活に適応できるように心がけている。

2月または3月の指定した日に入学手続者を集め、入学後の学習が円滑に行われる

ように、授業や履修など大学生活に関する情報を提供している。フィールド・ユニットごとに、高校で身につけた知識や技能と大学での授業内容を結びつけるための準備学習や基礎課題、体験授業なども行い、大学での学習に対する理解を深め、入学までの期間を有意義に過ごしてもらえるようにしている。

入学者に対しては、基準Ⅱ-B-2でも触れたが、新入生オリエンテーションを行っている。入学式当日から数日間をかけて、授業科目の履修や学生生活に関するガイダンスや個別対応の履修相談を行っている。学生一人一人が遺漏なく履修登録が完了できるよう指導しているほか、1泊2日の「新入生合宿研修」では、フィールド・ユニットごとに分かれて教員や学生間で懇談する時間を設けるなど、交友関係の広がりにも配慮している。また、「履修カルテ」作成の趣旨について、この期間に周知を図っている。

## (b) 課題

入学者に対するオリエンテーションの一環である1泊2日の「新入生合宿研修」に関しては、学習支援の観点から見た内容や実施時期について、他のオリエンテーションとの関連や学習支援の面からも検討する必要がある。

## ■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 の改善計画

今後、教員が学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。即ち、科目の学びの系統化とそこで身につけていくべき力を明確に示したカリキュラムマップの作成、これと関連して各授業において学習の評価基準の「ルーブリック」の手法などを活用して明示していくことが課題である。

教員が、学習成果を把握し、その結果をさらなる授業改善に活用するため、FD研究会の開催が望まれる。また、専任教員と非常勤講師との意思の疎通を図り授業内容を向上させ、学習支援に活かすために、FD懇談会（仮称）の開催を検討する。

教育資源に関しては、現在、電算室は第1キャンパスにあるため、主に第2キャンパスで学ぶフードフィールドの学生にとって、コンピュータの利用環境が不十分であるが、栄養士ユニットにおいては4台のパソコンが設置され栄養計算ソフトが導入されるなど、改善もされている。キャンパス・アメニティに関しては、第2キャンパスに学生ホールが整備されたことにより改善されたが、まだ充分とは言えず、施設設備の経年変化や老朽化の問題があり、中長期的な計画が必要である。

## ◆ テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援 の関係資料

提出資料	1	学生便覧
提出資料	2	短期大学案内
提出資料	8	入学試験要項
提出資料	12	オリエンテーション配布資料一式
備付資料	3	G P A一覧表
備付資料	6	学生生活実態調査票
備付資料	7	地域総合文化学科アンケート調査票
備付資料	8	短期大学基準協会 短大生調査
備付資料	10	入学案内（入学手続書類）
備付資料	11	入学前学習資料
備付資料	13	教育課程表
備付資料	14	時間割表
備付資料	15	学生個人履修カルテ
備付資料	16	学生記録
備付資料	17	宿所・家庭連絡先届
備付資料	18	進路登録カード
備付資料	19	学生進路一覧
備付資料	20	授業評価アンケート設問内容
備付資料	21	授業評価アンケート結果
備付資料	42	学校法人宇都宮学園規程集 「宇都宮文星短期大学科目等履修生に関する規程」
備付資料	23	科目等履修生受け入れ要領
備付資料	25	F D活動の記録
備付資料	26	S D活動の記録

## ■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 の行動計画

教育課程編成・実施の方針に基づいた学習成果の達成・到達目標については、フィールドごとのより細やかな対応を考え明示するとともに、準備学習の内容や方法について学生中心のアプローチへと内容を改善し、『シラバス』に反映させるようにする。

入学試験は、留学生入試を含め、入試の種類、時期、回数等現状以外の方法がないか検討する。

入学後において、自己の思いと実際の教育とのギャップを埋めるためにも、入学前教育の充実を図ることが重要だと考えている。そのためには、入学前の学習評価の把握・評価も含めた内容の検討が必要である。

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。さらに、学生自らが主体的に学ぶ環境を整備し、学びの質を高めるための条件を整えたい。

そのためにもFD研究会の開催を計画する必要がある。また、専任教員と非常勤講師との意思の疎通と授業内容の向上のために、FD懇談会（仮称）の開催を検討する。これらのFD活動を活発にし、学習内容・支援を強化する。

教育資源の有効活用については、図書館の充実とその活用について学生への周知方法の検討をする。また、コンピュータ等の整備状況に関して、特に第2キャンパスにおいてはこれらの設備環境が充分とは言えないため、考慮しなければならない。また、経年変化による老朽化の問題もあり、それら教育資源の維持改善のための中長期計画が必要である。

進度の速いもしくは学習意欲の高い学生への支援、または基礎学力が不足する学生に対する対応は依然不十分であり、支援授業について検討する。また、学業成績優秀者への納付金の一部免除等が望まれる。

就職支援のための組織・体制は整っているが、卒業生及び企業等に対するアンケート調査の定期的な実施について就職委員会で検討する。



## ◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

障がい学生の就労支援について、『障害者就業・生活支援センター』と連携し、在学中の生活支援から就業に向けた準備も含めた支援に取り組んでいる。

地域の多様なニーズに応じるため、また学修を積極的に活用するためにも企業とのコラボレーション企画や開発などを行い、地域とのつながりを持った生きた学習を、ゼミナールなどで実施している。県内大手スーパーマーケットとの弁当共同開発を下表に示した。

表6 授業内での産学連携の実績（地域企業との弁当共同開発）

平成23年度	平成24年度	平成25年度
第一回スーパーマーケット お弁当・お総菜大賞	ファベックス惣菜・ べんとうグランプリ	日本食料新聞社惣菜・ べんとうグランプリ
お弁当部門 準グランプリ受賞	2013米飯部門 選奨受賞	健康・ヘルシー部門 金賞受賞

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項  
特になし



## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### ■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学は地域総合文化学科の単一学科であり、キャリア、フード、アートの3つのフィールドで構成されている。厚生労働省の養成施設設置基準の対象であるフードフィールド（調理師ユニット・栄養士ユニット・製菓衛生師ユニット）は、教員数に規定があり、学科全体としては短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラム内容や担当教員等は、それぞれの意向が反映されやすいように各フィールド・ユニットの代表者により構成されている教務委員会で検討され、教授会で審議し決定される。

研究活動の確保のための規程が整備され、個人の研究成果は論文・学会発表や展覧会出品、『文星紀要』掲載のほか、FD研究会・短大研究会で発表する機会を設けている。

本学は学校法人宇都宮学園の事務関係諸規定により事務局内での職務権限と事務分掌を明確にし、SD活動も十分とはいえないが随時行っている。

本学のキャンパスは、文星芸術大学との共用であり、校地、校舎、体育館等は短期大学設置基準に定められた規定を充足している。必要な講義室、実験・実習室と機器・設備を整備している。障がい者対応としては、スロープ、エレベーター、自動ドア、身障者用トイレを設置して、バリアフリーに努めているが十分とは言えない。

図書館も、文星芸術大学との共用施設であり蔵書数・学術雑誌数・視聴覚資料数閲覧座席数は適切で十分である。廃棄システムについて不備であったが、平成26年度に「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館資料管理規程」を作成し、廃棄（規程内では除籍という）について、明確な基準と処分を定めた。施設設備は、「中長期修繕計画」や諸規程により管理されている。また、「災害時備蓄品整備計画（平成25年度～平成27年度）」を5カ年計画に変更して、備蓄品の確保に努めている。

コンピュータは電算室、PC実習室は授業で使用するほか、授業の空き時間には学生が自由に利用できるような環境になっている。学内ネットワークは、学生・事務職員・教員等のエリアに分けて構築し、全ての端末にセキュリティソフトをインストールしている。また、在学生にアドビETLAライセンスを配付し、自宅での学修を可能にしている。Windows XPからWindows 7への統一化を平成25年度夏期に完了した。

現在、財務的には厳しい状態にあり、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の指導による経営改善計画を実施して3か年が経過している。学納金について、授業料は開学以来変更されていなかったが、平成27年度、28年度と段階的に値上げを行う予定であり、経営の改善につながるものと思われる。経理規程などの整備はされているものの施設設備の将来計画などを含む、短期大学経営全体の「中長期計画」が明確ではない。

このような現状を踏まえて、平成27年度において、下記の計画を検討している。

① 短期大学設置基準に定める学科の属する分野の区分の見直しと、経営改善計画にそ

った専任教員数定数および専任教員数の見直しを図る。

- ② 情報の共有や連携をより強化するための事務組織を改編する。
- ③ 財的資源の確保が難しい状況ではあるが、教育研究環境の維持向上やセキュリティの面からも定期点検、修繕計画を企画・立案し、バリアフリー化の推進等、物的資源の整備を段階的に進めていく。

## [テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]

### [区分 基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

#### ■ 基準Ⅲ－A－1の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学の専任教員は、地域総合文化学科のキャリア、フード及びアートの3フィールドのいずれかに配置されている。文星芸術大学との合同教授会、本学単独の教授会には、専任教員が全員参加し、教務委員会を始め、各種委員会は教員によって組織されている。専任教員数は、本学科の属する分野の区分を、開学当初より開講している美術関係としており、短期大学設置基準（別表第一・第二十二條関係）に定めるところは10名であるが、これを上回る、キャリア3名、フード9名（調理師ユニット3名、栄養士ユニット5名、製菓衛生師ユニット1名）、アート2名の計14名（学長、副学長を除く：以下同じ）となっている。これは、厚生労働省養成施設であるフードフィールド（調理師ユニット・栄養士ユニット・製菓衛生師ユニット）における教員数の規定を遵守している点に起因する。

専任教員の採用、昇任は「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則」「宇都宮文星短期大学教員選考規程」「宇都宮文星短期大学教員資格審査基準」に基づき、人事委員会での決定を教授会において承認されることで実行している。職位については、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、特定の分野についての特に優れた知識や経験（ホテルなどでの調理部門の責任者等の実績）等、短期大学設置基準第七章に準拠し、「宇都宮文星短期大学教員資格審査基準」に則り行っている。

定年退職者の補充にあたっては、本学の特長の一つである少人数のきめ細やかな教育を支えるチューター制の適正な維持、そして「地域総合科学科」の特性である多様な科目配置のためには、各フィールドやユニットの学生の構成（男女比）なども考慮しながら、短期大学設置基準を上回って専任教員を採用することもある。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラム内容、担当教員等は、教務委員会で検討され、教授会で審議し決定される。なお、教務委員会は各フィールド・ユニットの代表者により構成されており、それぞれの意見が反映されやすくなっている。専任教員は14名、非常勤教員は54名（大学兼任教員7名、客員教授1名、特任教授2名、大学兼務非常勤講師15名を含む）を配置し、その比率は約1対4となっている。また、補助教員は配置していないが、キャリアとアートではフィールドごとに、フードフィールドでは厚生労働省所管の養成施設としての設置基準と実習内容に沿ってユニットごとに助手（教務課付き）が配置されている。また、アートフィールドではTA（ティーチングアシスタント）も配置している。

##### (b) 課題

現在、専任教員数は短期大学設置基準の定める専任教員数定数を上回る14名である。

財政的に厳しい状況にあっては、短期大学設置基準に定める学科の属する分野の区分を見直すなど、学科の教育課程編成・実施の方針や地域総合科学科としての特性を損なわない範囲で、専任教員数の適正化を図るため、定数設定とその管理について本学の実状を踏まえながら検討することが必要である。

**[区分 基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

### ■ 基準Ⅲ－A－2の自己点検・評価

#### (a) 現状

多様な専門性を有する本学では、専任教員の研究活動も多様である。所属の学会発表、学会活動、アートフィールドでは作品発表、フードフィールド等では学外活動等で成果をあげている。また、地域と連携した研究活動でも成果をあげている。その状況は、管理上自己申告による掲載のためすべてではないがウェブサイトにて公開しているほか『文星紀要』に個人の活動歴として掲載している。研究活動を発表する機会には、文星芸術大学と合同で年1回発行している『文星紀要』、FD研究会、短大研究会がある。

表7 専任教員の研究実績（平成22年度～平成26年度）

単位：件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
著作	0	1	1	1	0
論文・報文	0	0	3	1	1
学会発表	0	0	3	0	0
その他	2	3	3	2	6

主な内容（教育研究業績書より抜粋）

（著作）

- ・『デートDVってなに？男女間のより良い関係を築くために』  
宇都宮市男女共同参画課
- ・「東電福島第一原発事故発生から1年4ヶ月、福島に暮らして」『女性展望』  
財団法人市川房江記念会
- ・『デートDV未然防止啓発プログラム 10代のデートDVーこれってほんとに恋愛？ー』  
とちぎ男女共同参画センター

(論文・報文)

- ・「奈良時代の食事」 ～万葉集を中心にして～ 文星紀要 第24号
- ・「日本料理の変遷」 ～神饌料理から会席料理～ 文星紀要 第25号
- ・「諸外国における栄養士養成のための臨地・校外実習の現状に関する調査研究」  
日本栄養士会雑誌第54巻第8号
- ・男子大学生バスケットボール選手の身体特性及び栄養素摂取の実態について  
文星紀要 第24号
- ・高校男子軟式野球選手への栄養サポート 文星紀要 第26号

(学会発表)

- ・「食育戦隊ヘルシーVの活用」 日本食育学会第7回学術大会
- ・「食育戦隊ヘルシーVの誕生」 日本食育学会第7回学術大会
- ・「産学官連携による未利用素材の活用ーフードバレーとちぎを目指してー」  
第60回日本栄養改善学会学術総会

(その他)

- ・ある大統領の演説・宣言を読み、現代世界を考えるー文化人類学と現代世界(1)  
図書館だより20
- ・〈イノベーション〉する力と〈読書〉ー文化人類学と現代世界(2)  
図書館だより21
- ・最初に購入した洋書から学んだ『内向きに働く力』ー文化人類学と現代世界(3)  
図書館だより22
- ・造形作品写真 「やもめガエルとかたつむり」 文星紀要 第26号
- ・「ガレージキット探究」 図書館だより24
- ・第1回スーパーマーケットお弁当・お惣菜大賞 準大賞  
「鯖のカレー焼きと鶏肉のゆず胡椒焼弁当」新日本スーパーマーケット協会
- ・ファベックス惣菜・弁当グランプリ2013 米飯部門 選奨  
「日本縦断の旅弁当」日本食糧新聞社
- ・ファベックス惣菜・弁当グランプリ2014 米飯部門 金賞  
「ひよこ豆のカレー塩麹チキン添え」日本食糧新聞社
- ・食育戦隊ヘルシーV（ファイブ）の誕生と活動記録の報告 文星紀要 第25号
- ・作品写真 宇都宮市看板用文字図版 文星紀要 第22号
- ・作品写真 宇都宮市スポーツ振興財団シンボルマーク 文星紀要 第23号
- ・造形作品写真 「夜に咲く」 文星紀要 第22号
- ・造形作品写真 「たからもの」 文星紀要 第23号
- ・造形作品写真 「rin」 文星紀要 第24号
- ・造形作品写真 「moon light」 文星紀要 第25号
- ・造形作品写真 「浄」 文星紀要 第26号

研究活動を確保するために「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学個人研究費規程」(以下「個人研究費規程」と表記)が整備されており、研究費の配当金額は、職階ご

とに定めている。財務の問題を中心とする経営改善のため平成26年度から、一律前年比の半額となったが、現状では各個人の工夫と努力で研究活動に支障が出ないようにしている。現在、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している専任教員はいないが、平成26年には基礎研究Cで1件申請を行っている。研究を行う研究室は個人に充当されていて、第1キャンパスに5室、第2キャンパスに8室となっている。助教は業務の都合上助手（教務課付き）と同室となっている。「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則」（勤務時間の特例）第11条2（1）によって、1週4日以上の出勤、講義にあつては10時間以上、講義以外にあつては12時間以上を担当することを原則としている。平成26年度においては、授業日調整のための祝日授業日が年間で4日間あったが、基本的には日曜・祝日のほか授業のない曜日（1～2日/週）や、長期休業中（夏期、冬期、春期）はオープンキャンパスや入学試験等の学事以外の期間が研究、研修等の時間として確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関しては「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学教員の内地研修に関する取扱要領」「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学教員の在外研究員取扱要項（取扱要項実施細則を含む）」により、専攻する学問分野の研究に専念し教授能力及び研究指導能力の向上を図るための派遣、また、国際研究集会の参加も含めた在外研究調査のための派遣についての規程は整備されているが、運用の実績はない。

F D活動については、「宇都宮文星短期大学F D委員会運営要綱」に基づいて、F D委員会、F D研究会を開催している。

また、専任教員と事務組織の関係部署とは、各種委員会とその所管課という形で連携している。特に、新たに取得可能とする資格や恒常的な見直しによって必要なカリキュラム編成や、S D活動によって得られた関係機関からの内容などについて報告や協議の場となる教務委員会やF D委員会の所管課である教務課との連携は密である。各々の委員会の概要や所管課からの連絡等は、教授会で報告されてすべての専任教員が相互理解し、共通認識を持つように努めている。

## **(b) 課題**

教員の研究活動については、F D研究会および短大研究会を組織してはいるが、開催頻度等十分とは言えない状況にあり、その運営にあたっては課題が多い。

個人研究費の配当額は職階の低い、若い世代で少ないため、「個人研究費規程」を見直し、より若い世代が研究活動しやすい環境整備が求められる。また、個人研究費削減の問題に対する対応も今後の課題である。

また、海外での研究活動についての規程は整備されてはいるが、運用実績がない。



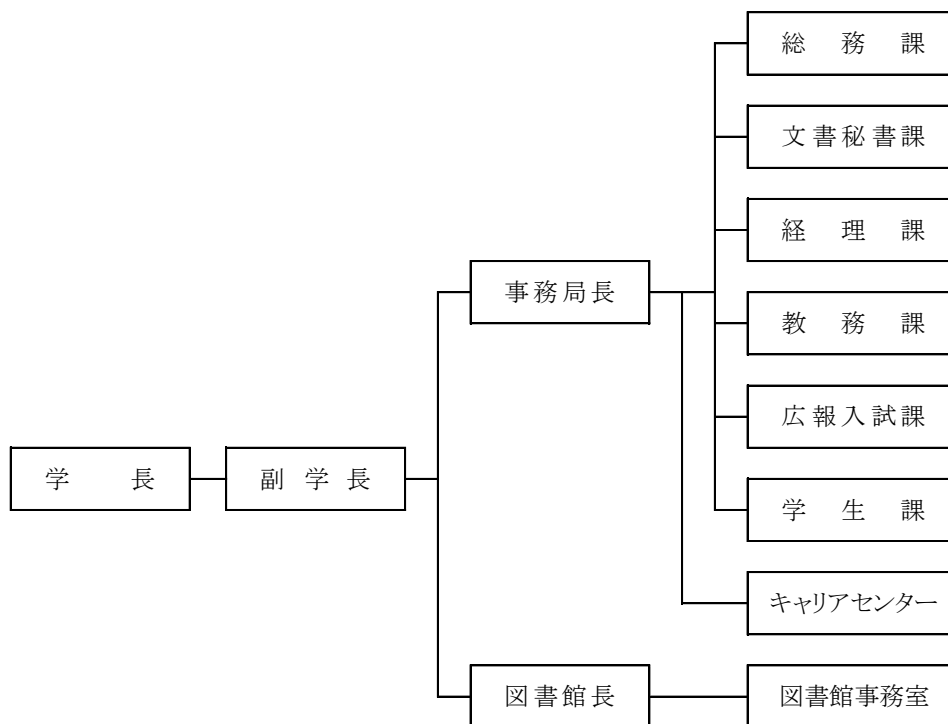
[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

事務局長、各課課長（教務課長、学生課長など）、図書館長のもと、事務職員が配置され責任体制は明確である。（図3を参照）教務課は、入学試験事務全般に始まり教育課程や成績管理も含めた学習成果に係わる内容や、履修、成績、学習、単位の認定や修得状況、卒業に向けての支援などを担当している。総務課は学習環境の整備、修繕などを、学生課は学生生活支援全般を、広報入試課は資料請求関係業務や広報活動を担当している。キャリアセンターは就職や進学情報やに関する情報や資料を整え、外部専門家ジョブサポーター（ハローワークからの相談員）を配置するなどして学生の進路・就職をサポートしている。事務職員は、特に専門的な職能を有している者ばかりではないが、法人内で人事異動があっても、滞ることなく職務を遂行している。とはいえ、その人事配置は固定される傾向にあり、組織横断的にスムーズに業務を遂行する面で若干の問題がある。職務については、「学校法人宇都宮学園事務組織規程」をはじめとした学校法人全体としての事務関係諸規程と、宇都宮文星短期大学の諸規程が整備されている。事務室は、キャリアセンターと図書館事務室は独立しているが、教務課や学生課など他の課は一つになっている。事務職員全員にコンピュータが配置され、FAX、コピー機、印刷機等、事務に必要な機器備品を整備している。

図3 平成26年度 宇都宮文星短期大学 事務組織図



防災対策としては、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学防火管理規程」、防災マニュアルにより年1回全学消防訓練を実施している。また、平成26年度に防災マニュアル（学生用・教職員用）、防災マニュアルポケット版（学生用・教職員用）を作成し、ウェブサイトで公開し、学生及び教職員に周知した。消防施設設備の点検は、年2回業者による定期点検を実施している。

情報セキュリティ対策としては、学内ネットワークにウイルス対策を施している。日常的にはコンピュータなどのメンテナンスは事務職員が行っている。

S D活動に関しては「職場研修推進委員設置要綱」、「文星芸術大学・宇都宮文星短期大学事務局幹部会議要綱」が整備されており、これらに基づいて、研修会へ参加している。外部への研修として日本私立短期大学協会をはじめ、各種団体等が主催する研修会へ積極的に参加し、事務職員の能力開発を行っている。また、十分といえないが学内でS D研修会を開催している。平成26年度は「障害者の就業及び生活支援サポートについて」（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、栃木障害者職業センター）であった。

業務の見直しや事務処理の改善に関しては、定期的には行っていないが、毎日の朝礼で業務報告、連絡することで連携をとっている。また、事務職員は、学生の学習成果を向上させるために、教授会をはじめ各種委員会にオブザーバー（補佐的立場）として出席し、情報を共有している。特に教務課（教務委員会、FD委員会の所管課）や学生課（学生委員会、キャンパスライフ向上委員会の所管課）は各委員会と連携している。

## (b) 課題

事務組織の細分化と人事配置の固定化は依然として課題であり、情報の共有化や教員組織との連携の更なる強化のためにも、組織の改編と事務職員の意識改革が急がれる。また、並行して事務職員数の適正化について見直しを図り、事務職員数の適切な定数管理を実施することも人件費コスト削減の観点からは必要であろう。

**[区分 基準Ⅲ－A－4 人事管理が適切に行われている。]**

### ■ 基準Ⅲ－A－4の自己点検・評価

#### (a) 現状

学校法人宇都宮学園に勤務する、教職員の就業に関する事項は、関係法令の定めるもののほかについて定めた「学校法人宇都宮学園就業規則」、文星芸術大学及び本学の教職員の就業に関する事項を定めた「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則」が整備されており、これらは自由に閲覧することができる。年度当初の教授会で閲覧

場所等就業規則については周知している。これらの諸規程に基づいて、総務課が出勤簿による教職員の出勤状況などの管理運営を、総合的には事務局長のもと適正に管理している。

## (b) 課題

就業規則についての周知はまだ十分といえない。今後、教員に対しては年度当初の教授会の場で、事務職員に対しては朝の定例ミーティングでそれぞれ繰り返し情報を提供していく。

### ■ テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源 の改善計画

短期大学設置基準に定める学科の属する分野の区分を見直し、専任教員数定数および専任教員数を是正する。

教員の研究活動については、FD研究会および短大研究会を組織してはいるが、開催頻度等十分とは言えず、内容についても外部専門家による講演等も含め、年数回ずつ定期的な開催を検討する。

また、海外での研究活動についての規程を、年度当初の教授会で周知徹底するなどして、該当する事項があれば実現に向けて規程の運用を促す。

個人研究費は現状での職階の低い若い世代で少ない配当金額や、平成26年度から実施された個人研究費の削減は経営改善を図りながら見直す必要性がある。

SD活動においては、特に学外での研修会等へ女性職員の参加が少ない。また、学内においてもさらに、研修会の回数・内容等を検討する。

情報の共有や連携をより強化するための事務組織を改編し、事務職員数の適正化と定数管理、人事配置の固定化に伴う事務職員の意識改革などの問題の改善を図る。

就業規則については周知が十分とは言えず、また、閲覧場所等について年度当初の教授会にて周知を徹底する。

◆ テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源 の関係資料

提出資料	1	学生便覧
備付資料	27	教員の個人調書
備付資料	28	非常勤教員一覧
備付資料	29	ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/topics/category/activity/">http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/topics/category/activity/</a>
備付資料	30	専任教員等の年齢構成表
備付資料	25	F D活動の記録
備付資料	31	文星紀要
備付資料	42	学校法人宇都宮学園規程集 「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則」 「宇都宮文星短期大学教員選考規程」 「宇都宮文星短期大学教員資格審査基準」 「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学個人研究費規程」 「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学教員の内地研修に関する取扱要領」 「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学教員の在外研究員取扱要項（取扱要項実施細則を含む）」 「宇都宮文星短期大学F D委員会運営要綱」 「学校法人宇都宮学園事務組織規程」 「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学防火管理規程」 「職場研修推進委員設置要綱」 「文星芸術大学・宇都宮文星短期大学事務局幹部会議要綱」 「学校法人宇都宮学園就業規則」

## [テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

### [区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

#### ■ 基準Ⅲ－B－1の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学の校地は、第1キャンパス・第2キャンパスの文星芸術大学共用部分と合わせて約43,000㎡であり、短期大学設置基準面積、2,000㎡を満たしている。運動用地は、文星芸術大学と共有であるが、約5,900㎡の適切な運動場を有している。体育館も、学生数に十分な面積(678㎡)を有しており、開学以来、式典(入学式、卒業式)、北斗祭(学園祭)の展示スペースやサークル活動等に活用している。

校舎の面積は、第1キャンパス・第2キャンパスの文星芸術大学共用部分と合わせて22,834㎡であり短期大学設置基準の規定を上廻っている。

障がい者に対するバリアフリー化については、第1キャンパスでは、車椅子を使う身障者のために体育館、学生食堂など一部の施設入口の段差のある箇所にスロープ、管理棟にはエレベーターを、第2キャンパスでは、栄養士棟に身障者用トイレを設置しているが、いずれも限定的な範囲に留まっている。

授業を行う講義室は15室、演習室は2室、実験・実習室は20室を設置しており、キャリア・フード・アート各フィールドの教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究の目的を達成するために必要な講義室、演習室、実験・実習室を設置している。特に、実習や演習は、1・2年生の授業科目の配置や内容などで使用する施設が運用上集中しないように配慮している。機器・設備については各フィールドの教育内容に対応し整備されている。また、経年劣化による設備機器・備品の急な破損については、教育に支障がないよう早急に対応している。学内LANにおいては、早期に整備され、インターネットは全学利用可能な環境を整えている。

図書館も文星芸術大学との共用施設であるが、その面積は851㎡であり、蔵書数・学術雑誌数・視聴覚資料数、閲覧座席数は適切で十分である。図書館用図書は、学生の授業関連図書ならびに参考書、学術書、教養書を整備しており、蔵書数は47,660冊(収容可能冊数65,111冊)、学術雑誌数260種、視聴覚資料数2,020件、閲覧座席数105席である。

内容に関しては、地域総合文化学科として、また、各フィールドとしても特徴ある図書を整備するよう努めている。図書館内に「ビジネス関連コーナー」を設置し、キャリアセンターとは趣の異なる就職活動及びビジネス関連図書を収集している。美術分野に関しては、文星芸術大学との共有であるので、常にその内容は充実している。そのため、新規購入についてはキャリアフィールド、フードフィールド(調理師ユニット・栄養士ユニット・製菓衛生師ユニット)の参考図書、関連図書に力をいれている。

購入図書の選定については、教職員及び学生が授業関連図書および教養書等を、購入希望として図書館に提出し、これを図書委員会において選定する。教員からのリク

エストとして年2回「図書館資料購入希望調査」の提出を促しており、それ以外にも随時受付を行っている。リクエストの他、書店からの見計らい図書より選定することもあるが、この場合は可能な限り、図書委員以外の教員および助手（教務課付き）も選書するなど、分野に偏りが出ないように努めている。資料の利用現状を考慮しながら、図書委員および図書館から購入希望を提出する場合もあるが、その際も図書委員会において検討している。

廃棄システムに関しては、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館管理規程」には、廃棄に関する記述がないため、「学校法人宇都宮学園図書館図書管理規程」第7条を適用することとしていた。ただし、これまで廃棄を行っていないので、適用した事実はなかったが、蔵書数が収容可能図冊数に近づいてきたため、平成26年度に「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館資料管理規程」を作成し、廃棄（規程内では除籍という）について、明確な基準と処分を定めた。

「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館資料管理規程」より抜粋

（目的）

第1条 この規程は、文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館の資料の取得及び管理について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における取得とは、資料の選択、購入及び受贈をいう。

2 この規程における管理とは、資料の受入れ、整理、保管、利用、点検、除籍及び廃棄をいう。

（除籍）

第13条 資産として価値を失った図書館資料及び紛失した図書館資料は、図書台帳よりこれを除籍する。

(1) 紛失図書館資料

紛失届のあったもの及び所在不明となって2年以上経過したもの

(2) 破損汚染図書館資料

破損汚染が甚だしく運用に耐えなくなったもの

(3) 重複図書館資料

必要以上の重複図書で長期保存の必要がないもの

(4) 価値減失図書館資料

図書として価値を失ったもの

(5) 数量更生図書館資料

運用または保管の必要上再製本し、数量に変更を生じたもの

2 前各号により、資料を除籍するときは、除籍明細書を作成し館長の承認を受けなければならない。

(除籍後の処分)

第14条 除籍した図書館資料は、蔵書印を消印した上、次の各号により処分するものとする。ただし方法については、館長の決裁によるものとする。

- (1) 寄贈処分
- (2) 売却処分
- (3) 廃棄処分

2 図書館資料が除籍された後、発見された場合は、改めて登録する。

また、文星芸術大学・宇都宮文星短期大学図書館の分館として秋山記念文庫がある。ここでは、源氏物語絵巻を始めとする絵巻物の研究など美術史学のうえで多大な功績を残した美術史家故秋山光和（あきやまてるかず）東京大学名誉教授の蔵書を収蔵している。蔵書（図書）9,686冊 内訳：和書 8,453冊、洋書 1,233冊、蔵書（雑誌）63種類 内訳：和雑誌 59種類、洋雑誌 4種類と膨大である。内容からもわかるとおり文星芸術大学芸術理論の専門分野となっている。

なお、本学は、通信教育による課程を有していない。

## (b) 課題

第1キャンパスでは、車椅子を使う身障者のために体育館、学生食堂など一部の施設入口の段差のある箇所のスロープ、管理棟のエレベーター、第2キャンパスでは、栄養士棟身障者用トイレの設置に留まっている障がい者に対してのバリアフリー化については、障がい者の受け入れ態勢整備のためにも、対策を進めていくことが必要である。しかし、エレベーター・身障者用トイレ等を全校舎に設置となると、建築基準法との関係もあり、既存建物の遡及が発生すると共に多額の費用を要する為、バリアフリー化の推進は、財務基盤の安定により段階的に改善する。

キャリアフィールド、アートフィールドのカリキュラム改編にともなう演習室、実習室等の施設の充実が求められるが、建築物補修、修繕も含め、中長期的な施設設備計画の策定が急がれる。

図書館においては、蔵書の増加にともなう収容スペースの不足、AV機器・コンピュータの老朽化が課題となっており、予算を確保し、図書館施設、設備充実、AV機器・コンピュータの順次整備を適宜行っていく。

**[区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

**■ 基準Ⅲ－B－2の自己点検・評価**

**(a) 現状**

本学の施設設備、物品の維持管理は、「学校法人宇都宮学園経理規程」、「学校法人宇都宮学園経理規程施行細則」、「学校法人宇都宮学園固定資産及び物品管理規程」、「施設管理規程」を整備し適切に実施している。

また、火災・地震対策、防犯対策のための諸規則については、既存の「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学防火管理規程」及び「消防計画」に加え、平成26年度に防災マニュアル（学生用・教職員用）、防災マニュアルポケット版（学生用・教職員用）を作成し、大学ホームページ上で公開し、学生及び教職員に周知した。

消防施設設備の点検は、年2回業者による定期点検を実施している。学生・教職員による消防訓練は防火管理者が年1回企画し、計画的に実施されている。

防犯対策は、正門守衛所において来学者名簿等によるチェック、教職員への駐車許可証の配付により、入校車両の管理を行っている。また、その他の職員（守衛）による学内巡回を実施しているほか、夜間においては、警備会社による機械警備や警備員の巡回等を実施している。

昨年度課題であった防災用品等の装備されていないことについては平成25年度策定した「災害時備蓄品整備計画（平成25年度～平成27年度）」を5か年計画に変更し、着実な整備に向け備蓄品の確保に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、学内ネットワークを学生・事務職員・教員等のエリアに分けて構築し、インターネット接続は、ファイヤーウォール・プロキシサーバ等を導入している。教職員用コンピュータ・学生用コンピュータには全てセキュリティソフトをインストールしている。また、サーバによるユーザ管理を行っており、ユーザごとのID・パスワードによる認証を行っている。

学生用コンピュータは、再起動するとシステム変更がリセットされるソフトウェアを導入しており、不用意に設定変更されたりウイルス等の不正プログラムが残ったりすることがないようにしている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全対策としては、例年どおりクールビズ・ウォームビズを推進し、日常的に夏季は28℃、冬季は20℃に設定するよう取り組んでいる。また、エレベーターの使用制限など無理のない範囲での節電に努めているほか、白熱球からLED電球への移行を徐々に実施するなど、電力消費量の削減に努力している。最大需要電力量は第1キャンパス（文星芸術大学と共有）で平成27年1月期で、それまでの247kw～528kwの範囲を大きく超えて643kwとなり電力消費量も増加した。これは冬期休業後、一気に暖房やOA機器等の使用が開始されたためと思われる。第2キャンパスでは、115kw～248kwとなっており、恒常的な調理機器（冷蔵庫等）の使用に加えて、冬季においては電力消費量とともに増加傾向となっている。

**(b) 課題**



業者へ委託する定期点検等を含め、適切に維持管理しているが、策定した「中長期修繕計画」は、緊急の修繕が多く、実施されなかった計画がある。来年度以降の計画の見直しを図り予算化する。

防災対策については、実施出来なかった救命救急講座の開催、省エネルギー対策については長期休業後（特に冬期休業後）における、電気機器の同時使用を避けるなど、教職員に意識を高める取り組みを推進したい。

防犯対策の一助として、学生の安全に配慮し、教職員が名札身分証を付けるなどの対策を検討する。

設備機器においては、経年劣化にともない生産停止や補修部品の供給がない機器がある。対応するため、機器・備品整備について順位づけをし、予算編成、経費の確保、整備の実施を行っていく。

### ■ テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源 の改善計画

本学は開学して25年を過ぎ、特に第1キャンパスでは老朽化した箇所が多くなってきているが、財的資源の確保が難しい状況にあり、改修や改善等が遅れる傾向にある。しかし、教育研究環境の維持向上を図る為、今後は限られた予算の中で、バリアフリー化の推進等、物的資源の整備を段階的に進めていく予定である。

業者へ委託する定期点検等を含め、適切に維持管理しているが、策定した「中長期修繕計画」は、緊急の修繕が多くなったために実施されなかった計画がある。来年度以降の計画見直しを図り予算化する。

防災・省エネルギー対策については、各種規程・マニュアルを見直し、救命救急講座の開催など、教職員に意識を高める取り組みを推進したい。

◆ テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源 の関係資料

- 備付資料 33 校地、校舎に関する図面
- 備付資料 34 ウェブサイト「情報公開」  
<http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/guide/disclosure/>
- 備付資料 35 ウェブサイト「情報公開」  
<http://www.bunsei.ac.jp/UBJC/campus/facility/library/>
- 備付資料 42 学校法人宇都宮学園規程集  
「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館管理規程」  
「学校法人宇都宮学園図書館図書管理規程」  
「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館資料管理規程」  
「宇都宮文星短期大学教員資格審査基準」  
「学校法人宇都宮学園経理規程」  
「学校法人宇都宮学園経理規程施行細則」  
「学校法人宇都宮学園固定資産及び物品管理規程」  
「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学施設管理規程」  
「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学防火管理規程」

**[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]**

**[区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]**

**■ 基準Ⅲ－C－1の自己点検・評価**

**(a) 現状**

本学では第1キャンパス北校舎棟3階に電算室（Windows）、PC実習室（Macintosh）、南校舎棟2階にOA機器の整備された大講義室を常設し、授業を開講している。

平成22年度にアウトソーシングによるコンピュータ教室環境とネットワーク・サーバ構成の現状について見直しを行い、平成23年度の夏までに機材の配備とネットワーク・サーバの再構築を実施した。

担当している事務職員（システムエンジニア兼任）2名と専門業者へのアウトソーシングの連携により一元管理され適切な状態を保持している。ネットワーク・サーバの再構築で運用方法を変更し、学生一人一人にログイン用のID・パスワードを配付し、ファイルサーバを利用できる環境にし、最新のハードウェアやソフトウェアの導入は、その都度事務職員（システムエンジニア兼任）を中心に検証が行われている。平成26年度、3階電算室に電子黒板のプロジェクトを設置した。機材・ソフトウェアは5年でリプレースを行う予定であり、サポート期間を検討しながら、計画的に整備している。特に、学生の長期休業期間（春期、夏期、冬期）に事務職員（システムエンジニア兼任）によるメンテナンスを実施するなど、計画的に維持、整備し適切な状態を保持している。Windows XPからWindows 7への統一を平成25年度夏期休業中に完了した。

情報処理から創造性の高い内容まで幅広い分野の情報技術の修得のためMicrosoft Excel、Word、Accessの授業を専門科目として開講している。具体的には情報処理を習得するための専門科目としてIT実務演習Ⅰ・Ⅱ、情報ネットワーク論、プレゼンテーション演習、IT基礎Ⅰ・Ⅱ、IT応用Ⅰを、視覚・聴覚伝達、情報伝達、簿記など専門性の高い専門科目として、メディアクリエイトⅠ・Ⅱ、ホームページ制作Ⅰ・Ⅱ、Webデザイン、コンピュータ会計Ⅰ・Ⅱ、コンピュータミュージックⅠ・Ⅱを開講している。フードフィールド栄養士ユニットでは給食管理システムソフト「Mr. 献ダテマン」を導入し給食経営管理の修得に活用している。平成23年度よりプレゼンテーション作成検定試験（日本情報処理検定協会主催）、平成24年度よりホームページ作成検定試験（日本情報処理検定協会主催）を学内で実施し、学生の幅広い分野での情報技術向上と目標設定を提供している。課題レポートの条件として、Wordなどのアプリケーションソフトの使用を課す、またアクティブラーニング時のグループ発表ではPower Pointを用いてのプレゼンテーションを課すなど情報技術の活用を効果的に授業に取り入れている。平成25年度よりビジネス実務士資格取得の必修科目である情報活用演習Ⅰ・Ⅱは専門科目から教養科目（キャリア形成科目）に編成した。また、

平成25年度より全学コンピュータに搭載されているソフトのバージョンをアドビ ETLAライセンスにより統一管理をし、クリエイティブ系ソフトを学内・自宅ともに使用できるようになった。

情報技術向上のために教職員へのトレーニングの提供は実施していないが、学生支援としてホームページ内キャリアセンターページでの求人採用情報の掲載（学内でのみ閲覧可能）をはじめ、教職員によるブログ、facebook、twitter等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した本学情報の発信と共有を促進している。また、多くの教職員がWord、Excel、Power Pointを利用して資料作成に情報技術を活用しているが、利用技術については個々人で向上の努力をしている。

また、電算室、PC実習室のコンピュータは、授業の空き時間には学生が自由に利用できるような環境になっており、下表にコンピュータ等の環境を示した。

表8 学生が使用可能なコンピュータ・機器

講義室・実習室	コンピュータ・設置機器
北校舎棟3階 電算室	Windows 51台（教員用 1台）
管理棟2階 電算室	Windows 36台（教員用 1台）
北校舎棟3階 PC実習室	Macintosh 22台
図書館	Windows 6台 検索用PC 1台 DVDプレイヤー5台 BDプレイヤー5台
キャリアセンター	Windows 4台 Macintosh 2台 ※ 父母の会所有

## (b) 課題

学内LANは整っているが、今後は無線LANの環境整備が課題と思われる。

第2キャンパスにおいては、学生が自由に使用できるコンピュータが少ないため、第2キャンパス学生ホールに、環境の整備が求められる。

教員の授業内容、授業形態（実習、演習、講義）や専門分野などにより情報技術の活用に個人差がある。事務職員も含め、各自でスキルアップを図ってはいるが、個人では限界があるため、トレーニングの提供が求められる。

アドビETLAライセンスは全学で契約しているが、在学生全体数のうち、このライセンスを学修等で使用している学生がキャリア、アートフィールドに限られているため利用している数が少ない。ライセンスの契約更新時にライセンス全体数の見直しが必要と思われる。

■ テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 の改善計画

教職員のソフトウェア技術向上とセキュリティの知識拡充目指した講演会開催を事務職員（システムエンジニア兼任）2名を中心に随時行い、個々人の能力向上の努力と併せていく。

教職員で本学ホームページやSNSへ記事を投稿する操作をはじめとする利用にあたっての研修会を開催しネットマナーについても周知する。

◆ テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 の関係資料

提出資料 36 学内LANの敷設状況

備付資料 37 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

## [テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]

## [区分 基準Ⅲ－D－1 財的資源を適切に管理している。]

## ■ 基準Ⅲ－D－1の自己点検・評価

## (a) 現状

現在、財務的には厳しい状態にあり、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の指導による経営改善計画を実施し3か年が経過している。

資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり支出超過状態である。(表9、表10、表11)

支出超過は財務状況調べのとおりであるが、ある程度の入学者数の確保による収入と、新たな設備投資等を控え、必要な修繕のみに留めているなど支出の削減などで年次推移はあるものの改善に向けさらに努力する必要がある。

表9 資金収支内訳表 (宇都宮文星短期大学)

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学生生徒納付金収入	170,425	182,345	177,675
手数料収入	1,041	1,762	1,535
寄附金収入	1,000	220	10,000
補助金収入	71,734	46,153	42,024
資産運用収入	282	314	381
資産売却収入	100	0	0
雑収入	6,352	4,707	13,794
借入金等収入	0	0	35,000
収入の部合計	250,934	235,501	280,409
人件費支出	197,332	186,871	189,852
教育研究経費支出	40,744	42,874	46,340
管理経費支出	44,077	46,344	46,692
借入金等利息支出	0	0	170
借入金等返済支出	0	0	35,000
施設関係支出	0	0	2,653
設備関係支出	2,300	6,462	1,463
支出の部合計	284,453	282,551	322,170
資金収支差額	△ 33,519	△ 47,050	△ 41,761

表10 消費収支内訳表 (宇都宮文星短期大学)

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学生生徒納付金	170,425	182,345	177,675
手数料	1,041	1,762	1,535
寄附金	1,000	220	10,000
補助金	71,734	46,153	42,024
資産運用収入	282	314	381
資産売却差額	99	0	0
雑収入	6,352	4,707	13,794
帰属収入合計	250,933	235,501	245,409
基本金組入額合計	0	0	△ 11,135
消費収入の部合計	250,933	235,501	234,274
人件費	197,791	186,871	189,852
教育研究経費	86,233	87,742	92,049
(うち減価償却額)	(45,472)	(44,868)	(45,709)
管理経費支出	63,643	65,573	66,281
(うち減価償却額)	(19,488)	(19,229)	(19,590)
借入金等利息	0	0	170
資産処分差額	33,260	4,169	0
徴収不能額	170	0	930
消費支出の部合計	381,098	344,355	349,283
消費収支差額	△ 130,165	△ 108,854	△ 115,009

表11 貸借対照表

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産	16,474,958	16,047,178	15,738,777
流動資産	1,082,218	883,959	881,033
資産の部合計	17,557,177	16,931,136	16,619,810
固定負債	610,180	526,446	467,858
流動負債	400,964	470,823	575,466
負債の部合計	1,011,144	997,269	1,043,324
基本金の部合計	21,800,468	21,575,455	21,684,924
収支差額の部	△ 5,254,435	△ 5,641,588	△ 6,108,438
正味財産 (資産－負債)	16,546,033	15,933,867	15,576,486

過去3年間の貸借対照表による財務の状況は、法人全体として固定資産の償却分が新規取得分を上回っており、また、流動資産の現金預金も減少しているために資産の部の数値を減少させている。負債の部では、固定負債の長期借入金及び長期未払金の数値は減少したが、流動負債の短期借入金及び未払い金の増により負債の部が増大した。

学生数の顕著な減少は見られないが、財政的には厳しい状況が続いており、借入金等外部資金の調達による運営が必要である。

退職金給与引当金については、平成24年度 458,360円を繰り入れし、引当金29,371,600円の100%引当計上を行っている。平成25年度は1,282,954円繰り入れ、平成25年度は繰り入れ無、平成26年度は2,342,034円繰り入れし、引当金28,192,629円の100%引当計上を行っている。

資産運用に関しては、「学校法人宇都宮学園固定資産及び物品管理規程」「引当等特定資産運用規程」等規程を整備している。

過去3年間の帰属収入の合計に対する教育研究経費の割合は次のとおりであり、帰属収入の20%を越えている。

表12 帰属収入の合計に対する教育研究経費の割合（平成24～26年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人全体	26.31%	25.13%	25.26%
短期大学	34.36%	37.28%	37.51%

※ 平成26年度 法人教研費／法人帰属収入：659,782千円／2,575,256千円

※ 平成26年度 短大教研費／短大帰属収入：92,049千円／245,409千円

教育設備環境については、実習用機材への配分と、学習資源として図書への配分がなされている。

過去3年間の本学の定員充足率については次のとおりであり、概ね妥当な水準である。

表13 定員充足率（平成24～26年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入学定員に対する充足率	87.0%	98.0%	88.0%
収容定員に対する充足率	86.0%	93.5%	92.5%

収容定員の充足率は、概ね90%前後であり、入学定員、収容定員ともに確保できずに至っていることもあり、財務については、前述したように厳しい状況となっている。



**(b) 課題**

財的資源については、開学以来検討が行われなかった学生納付金の見直しについて平成27年度入学者からを行ったが、収入増加を図るため、さらに見直すことが必要である。

財政状態の改善が大きな課題である。まずは、財政基盤を安定させるために、学生数の確保が必要である。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

**■ 基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価****(a) 現状**

短大の2年間を将来の夢を実現するステージとして捉え、人生設計を真正面から取り上げる学科に改組し、取得できる職業資格を拡大するため、数回の変遷を経て、キャリア・フード・アートの3つのフィールドに編成し直し、それぞれに多様なユニット（専門科目群）を設け、大幅な教育課程の変更を行った。

地域社会のニーズに応えるべく立ち上げたフードフィールドでは厚生労働省の養成施設設置基準が適用されるため、学生数確保の面では比較的順調にある水準を保ったものの、結果として短期大学設置基準を上回る教員数が必要となり、また、非常勤講師数の増加も伴い、財務状況に影響を与えたと考えられる。

現在の財政状況経営実態、財政状況に基づいて、策定までは至らないものもあるが、改善に取り組んでいる。

将来的には収容定員の未充足状態を解消するとともに、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」に示した獲得学生目標数（平成28年度の各フィールド・ユニット別：キャリア20名、調理師ユニット15名、栄養士ユニット40名、製菓衛生師ユニット20名、アート15名の計110名）を確保し、赤字幅の軽減を図る。学納金計画は、授業料等納付金は系列高校からの入学者増加を目的として入学金免除としている。また、授業料の再検討も行っている。

人事計画については、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」の途中であるが、人件費比率が高い数値で推移しているため、教員にあっては定年年齢を順次引き下げ、本年度、最終定年年齢は65歳となった。また、事務職員の定数を設定し、事務職員の採用、配置などを中心に事務職員数適正化の方向で見直し、状況によっては削減を図り、その定数管理を徹底することも重要と考えられる。

施設設備の将来計画が明瞭ではないが、修繕や小規模な整備など必要最小限にとどまっている。

特別補助金や施設設備に関する補助金の受給、科学研究費補助金等の申請に関して認識が不足しており、また、推進体制や周知も十分とは言えない。しかし、平成26年

には基礎研究Cで1件の科学研究費補助金申請を行っている。寄附金の取り扱いについては、平成21年度に受配者指定寄附金制度・特定公益増進法人の証明書を受ける手続きを済ませ募集準備は整ってはいるが、東日本大震災が発生したことなどから一般に向けた募集活動の実施は行っていない。因みに平成22年度及び23年度の受配者指定寄附金制度による寄附金は2件、特定公益増進法人制度による寄附金は5件であり、その額は1億円に満たない。

遊休資産については、学校敷地外の実習庭園は、学生の利用が活発ではないため、平成26年6月に借地契約を解除し、正門前の学生駐車場は平成26年12月に同じく借地契約を解除した。

14人という専任教員数は短期大学設置基準を上回っているが、厚生労働省養成施設設置基準が適用されるフードフィールド（調理師ユニット・栄養士ユニット・製菓衛生師ユニット）では、専任教員数の規定があり経費のバランスは取れているとは言えないが、現状では教員数の見直しは難しい。詳細については表14に示した。

表14 年度別 入学者数と充足率及び専任教員数 (単位：人)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	入学者数 合計	平均充足率
キャリア	19 (3)	15 (3)	15 (3)	64	
調理師	15 (4)	14 (3)	9 (3)	48	
栄養士	27 (4)	36 (4)	32 (5)	137	
製菓衛生師	14 (1)	19 (1)	20 (1)	70	
アート	12 (3)	14 (2)	12 (2)	46	
合計	87 (15)	98 (13)	88 (14)	92%	91%
充足率	87%	98%	88%		

※入学定員数100名

※（ ）は各フィールド・ユニットに配置されている専任教員数

学内に対する経営情報の公開については、各年度、決算後に閲覧資料を作成後、事務局に常備し全ての教職員が閲覧可能となっている。また、教授会や毎週水曜日の事務局内職員会議で、収支決算報告書等の細部にわたる報告は行っていないが、人件費比率等の一部は報告され、危機意識はある程度の共有が出来ていると言える。

## (b) 課題

「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」が計画通りに進捗するために、収入の確保と支出の削減について包括的かつ継続的な改善に取り組む必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源 の改善計画

人件費の削減や、授業料等納付金の再検討を行い、財政を改善する。

◆ テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源 の関係資料

- 提出資料 13 資金収支計算書・消費収支計算書の概要
- 提出資料 14 貸借対照表の概要
- 提出資料 15 財務状況調べ
- 提出資料 16 キャッシュフロー計算書
- 提出資料 17 資金収支計算書・資金収支内訳表・  
消費収支計算書・消費収支内訳表
- 提出資料 18 貸借対照表
- 提出資料 19 事業報告書
- 提出資料 20 事業計画書・事業収支予算書・資金収支予算書
- 備付資料 38 財産目録及び計算書類

## ■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 の行動計画

教員の研究活動については、FD研究会および短大研究会を組織してはいるが、開催頻度等十分とは言えず、内容についても外部専門家も含め、年数回ずつの定期的な開催を検討する。

また、海外での研究活動についての規定は整備されてはいるが、運用実績がない。今後、年度当初の教授会での周知と並行して、該当する事項があれば実現に向けて規程の運用を促す。個人研究費の配当額は職階の低い若い世代で少ないため、「個人研究費規程」を見直し、すべての教員が研究活動しやすい環境の整備が求められる。

SD活動においては、特に学外での研修会等へ女性の派遣が少ないため、参加を促す。また、学内においてもさらに、研修会の回数・内容等検討する。そのための規程整備が望まれる。

就業規則について周知が十分とは言えず、また、閲覧場所等について年度当初の教授会で周知されているものの、閲覧者は僅かである。繰り返しの周知で徹底を図る。

本学は開学して26年となり、第1キャンパス校舎には老朽化がみられるが、財的資源の確保が難しい状況にあり、緊急の修繕にとどまっているため、「中長期修繕計画」実施を見送っている。しかし、優先順位を見定めるなど、来年度以降の計画見直しを図り予算化する。

防災・省エネルギー対策については、各種規程・マニュアルを見直し、救命救急講座の開催など、教職員に意識を高める取り組みを推進したい。

教職員の個人での努力と併せて情報技術向上を目的とする、また、ウェブサイトやSNSへ記事を投稿する操作をはじめとする利用にあたってのネットマナーの周知を目的とする研修会を開催する。

## ◇ 基準Ⅲについての特記事項

### (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

テーマⅢ-D財的資源でも述べたが、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の指導により、平成24年度～28年度の5か年に渡る経営改善計画を実施しているところである。収支のアンバランスは続いており、現在、学科の新設や学生募集の停止、さらに入学定員の見直しは予定していないが、教職員一丸となって、特に、支出の削減を常に念頭に置いて日々短大の運営に当たっている。教育の質を保証することを前提に、人的資源・物的資源・技術的資源をはじめとするその他の教育資源については、一定水準を保ちつつ、可能な限り更新・補充するよう努力している。合わせて財政基盤の安定のため、学生数の確保による消費収入の増を図るとともに、法人全体としても見直しと対策を行っている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし



## 【基準IV リーダーシップとガバナンス】

### ■ 基準IVの自己点検・評価の概要

理事会等は、「学校法人宇都宮学園寄附行為」（以下「寄附行為」と表記）に基づき管理運営されている。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理しており、また、規程に基づいて理事会を招集・開催し、学校法人の意思決定機関として運営している。

理事は法令に基づき構成されているが、理事会の審議と決定事項が、学校関係者（ステークホルダー）から評価され、理解を得られているとは言いがたい。このため、選任する人材の傾向に配慮し、学内外の情報収集により審議を活発化させ、社会へ情報発信していくことが必要となっている。

現理事長、現学長とも学校法人の要職を歴任、兼任してきており、建学の精神及び教育理念・目的を理解している。現在までに、本学の美術学科を改組転換した文星芸術大学に続き、同大学院、同大学附属中学校を開学させており、法人の運営を率いて学園の発展に寄与している。また、文化学科を、文部科学省提唱の「地域総合科学科」の構想と考え方に基づいた「地域総合文化学科」に改組転換し、食関係の調理、栄養、製菓・製パンの3分野を加えてきた。その後も教育課程の履修モデルについて再検討を指示し、現在の3フィールドに改編するなど、短大の向上・充実に向けて努力している。

教授会は、「学則」等の規定に基づいて開催している。毎月定例開催しているほか、緊急案件等については、学長の招集により臨時に開催することもあり、本学の教育研究上の審議機関として運営している。議事録は、学長の管理のもと、総務課が整備・保管している。学習成果は、卒業判定や、履修状況、GPA、各種資格の取得状況、卒業生の進路状況等の報告により認識している。

本学は、文星芸術大学を併設しており、同大学と開催する「合同教授会」に関して、運営のあり方あるいは規程の整備についての検討が必要である。

教育上の各種委員会が設置され、規程あるいは運営要綱に基づき運営されている。委員会で検討された内容は教授会に報告され、教授会において審議・決定されている。また、一部を除き、各種委員会には学長も委員長または委員として名を連ねており、おおむね適切に運営されているが、特にFD委員会の開催が不十分となっており、計画的に開催していくことが必要となっている。

監事の業務及び評議員会の開催は、「寄附行為」に基づいている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について理事会に出席して意見を述べ、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事会の諮問機関として、理事の定数7名に対し、2倍を超える15名で組織され、私立学校法第42条の規定に従い運営している。

ガバナンスについては、「寄附行為」をはじめ、経理に関する諸規程に基づいているが、現在、法人は文部科学省、日本私立学校振興・共催事業団の指導により、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」に基づいた事業計画と予算の編成を行っている。

予算執行管理について、各部署に責任者を設置、必要性に応じた計画的執行、基本計画の策定と見直しや調整、短期・中期の計画的な予算編成と効率的な執行を推進することが必要となっている。

また、準備が整っている寄附金の募集活動を積極的に実施し、実績額を増額していくことが求められる。

財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき閲覧できるようにしている。また、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」を定めている他、教育情報をウェブサイトで公表し、財務情報も公開している。

以上を踏まえて、平成27年度において、下記の計画を検討している。

- ① 「合同教授会」について、その運営を見直す。
- ② 各種委員会について、可能なものは年間の開催予定を策定する。
- ③ 各フィールド・ユニットでの予算の執行について、目標値を設定する。



[ テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ ]

[ 区分 基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 ]

■ 基準Ⅳ－A－1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長、理事会および理事について、学校法人の管理運営体制に関し「寄附行為」において定められているものを抜粋する。

「学校法人宇都宮学園寄付行為」より抜粋

(決算及び実績)

第11条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第12条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第22条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(理事の選任)

第18条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の設置する学校の校長（学長を含む。以下同じ。）のうちから、理事会において選任した者 1人
  - 2 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人
  - 3 学識経験者又はこの法人に対する功労者のうちから、理事会において選任した者 4人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長及び副理事長の職務)

第19条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(監事の選任及び職務)

第22条 (略)

2 (略)

3 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(役員解任)

第25条 (略)

2 役員は次の理由によって退任する。

1～2 (略)

3 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4～6 (略)

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

理事長は、「寄附行為」第19条によって、学校法人を代表し、その業務を総理している。法人の決算及び事業の実績については、同第11条、第12条第1項及び第22条第2項第3号によって、毎会計年度終了後2月以内に、監事が監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出、理事長が評議員会に報告し意見を求めている。条文では明記されていないが、理事会の議決を経て評議員会へ報告されている。

現理事長は平成25年度からその職務にあたっているが、平成24年度までは副理事長を務め、短大副学長も長く兼任していた。この間、平成11年4月には、前理事長とともに本学の美術学科を改組転換し、文星芸術大学を開学させ学長に就任、平成15年4月には同大学院芸術研究科美術専攻修士課程（前期）、平成17年4月には大学院芸術研究科美術専攻博士課程（後期）を開設するとともに、同大学附属中学校も開学させ校長に就任した。また、法人の系列校である宇都宮学園高等学校と宇都宮女子商業高等学校の校名をそれぞれ、文星芸術大学附属高等学校、宇都宮文星女子高等学校に変更し、「文星」としての一体感をPRするなど、学校法人の運営を率いてきた。平成25年度までは附属中学校校長とともに附属高等学校校長も兼任しており、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与している。

理事会は、「寄附行為」第31条によって、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、理事長が招集し議長を務めている。定例の5月、12月及び3月を含め複数回開催されている。

理事会には、本学学長が平成24年度までは理事長として、平成25年度からは副理事長として名を連ねており、第三者評価に対する役割と責任を負っている。

理事会の開催は、私立学校法の規定に沿って定められた「寄附行為」に基づいており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、学校法人の意志決定機関として運営している。

情報公開に関しては、私立学校法第47条の定めるところに従い、「寄附行為」第12条及び「学校法人宇都宮学園財産目録等閲覧規程」において定めている。また、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」でも、文書等の開示及び情報の提供に関する必要事項を定めている他、ウェブサイト上の情報公開でも財務情報を公表している。

学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の整備に関しては、学校法人宇都宮学園規程集として、「寄附行為」をはじめ、法人傘下の6校（芸術大学、大学院、短期大学、附属高校、女子高校、附属中学校）の学則、組織、人事、教学、庶務、文書、経理、その他の項目でまとめられている。また、法令の改正や環境の変化などに伴い適宜改正・新規制定するなど整備している。

理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき、「寄附行為」第18条によって選任されており、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を持っている。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定も、「寄附行為」第25条において準用されており、法令に基づき構成されている。

## (b) 課題

「理事会は、総括的にいうと審議活動はあまり活発に行われているとは言えない。一つには、理事が学校の現場の状況が十分に把握できていないため発言が遠慮がちになりやすい傾向にあるからである。また、高齢の理事が多く、その審議には多少停滞気味の点も感ぜられるところがあった。

その反省から最近では、社会第一線にたって活動している現役の人材を理事、評議員に選任する傾向にあり、審議が活発化してきたところである。もう一つは、最近の学校経営は、変化がめまぐるしく、新たな課題が次々と現れ、その概念規定も定かでないことを議論しなければならないという事情がある。言い換えるならば、社会の大きな変化に対応しようとしてきたが、目前の変化を取り入れることに精一杯で、変化の行方までの目配りが足りなかった。

理事会は、学校の関係者（生徒・父母・教職員等ステークホルダー）から適切に役割を果たしているとは評価され、また、理事会の決定事項に理解を得る必要がある。

すなわち、付託された大きな責任を果たす場面をステークホルダーに認知してもらうことである。しかしながら、その『役割と責任』は『十分に果たしている。』とまでは言えないのが現状である。」（平成26年7月10日「学校法人宇都宮学園経営改善計画平成24～28年（5カ年）」P.45）

これは、学内外の必要な情報の収集に関して、役割分担等、組織が体系化されておらず、個人的なものにとどまっていることが原因の1つとも考えられる。また、情報の発信についても、「寄附行為」第12条に定める「閲覧に供」する十分な場所が確保さ

れていないなどの問題がある。

#### ■ テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ の改善計画

「理事会の審議活動はあまり活発に行われていなかったことへの反省から理事、評議員の選任の刷新及び学校関係者（ステークホルダー）の意見なども取り入れ、社会に発信（情報公開）する工夫をしていく。そのために、教育にとって何よりも大切な中長期的な将来を見据えた教育計画を立てる。」（平成26年7月10日「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」P.1）

#### ◆ テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ の関係資料

- 提出資料 21 学校法人宇都宮学園寄附行為
- 備付資料 39 理事長の履歴書
- 備付資料 40 学校法人実態調査票（写し）
- 備付資料 41 理事会議事録
- 備付資料 42 学校法人宇都宮学園規程集
  - 「学校法人宇都宮学園財産目録等閲覧規程」
  - 「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」

[テーマ 基準Ⅳ－Ｂ 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ－Ｂ－１ 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準Ⅳ－Ｂ－１の自己点検・評価

(a) 現状

学長について、「宇都宮文星短期大学学長選任規程」においては以下のように定められている。(抜粋)

「宇都宮文星短期大学学長選任規程」より抜粋

(学長の資格)

第2条 学長となることのできる者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(学長の選任)

第3条 理事長は、学長の選任にあたっては、広く学園内外から学長となる候補者を選考し、教授会の同意を得た後、理事会の承認を得るものとする。

2 前項の教授会の同意については、構成員の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者の同意がなければならない。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。(略)

現学長は、平成7年11月の元理事長・前学長上野秀文の逝去により、その後任として理事長と学長の両職務を引き継いだ。当時の法人はまだ、宇都宮学園高等学校（現文星芸術大学附属高等学校）、宇都宮女子商業高等学校（現宇都宮文星女子高等学校）と本学の3校であったが、平成11年4月には短大の美術学科を改組転換し、文星芸術大学を開学させた。この後、1学科となった本学は入学者数がやや低迷してきたこともあり、文部科学省提唱の「地域総合科学科」の構想と考え方にもとづき、平成16年4月には文化学科を改組転換して「地域総合文化学科」を設置、食文化として調理、栄養、製菓・製パンの分野を加えてきた。平成23年度からは教育課程の履修体系についての再検討を指示し、これまで1学科4領域であったのを1学科3フィールドに改編するなど、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短大の向上・充実に向けて努力している。なお、平成25年度の入学者数は、定員（100名）には至らない98名であったが、これら食関係3分野がその約7割を占めるまでとなっている。

平成25年4月には、文星芸術大学学長を兼務している上野憲示が理事長に就任し、後進に道を譲るような形で副理事長に就任、引き続き教学運営の職務遂行に努めている。

教授会は、「学則」及び「宇都宮文星短期大学教授会規程」（以下「教授会規程」と表記）において以下のように定められ、短期大学の教育研究上の審議機関として運営

している。

「宇都宮文星短期大学学則」より抜粋

## 第9章 教授会

(教授会)

第38条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第39条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

「宇都宮文星短期大学教授会規程」より抜粋

(目的)

第1条 本短期大学の重要事項を審議、決定するために教授会を置く

(構成)

第2条 教授会は、学長及び副学長、専任の教授、准教授、講師、助教をもって構成する。

(議長)

第3条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

(開催)

第4条 教授会は、構成員の3分の1以上の要求があった場合は、これを開かなければならない。(略)

(成立)

第5条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし人事および学則に関する事項を議する場合は3分の2以上の出席を必要とする。

(議決)

第6条 教授会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、人事及び学則に関する事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## (議事)

第7条 教授会は、次の事項を審議し、本学の方針を決定する。

- (1) 学長、副学長、学科長の選出に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 留学及び派遣に関する事項
- (4) 各種委員選出に関する事項
- (5) 学則に関する事項
- (6) 教育課程に関する事項
- (7) 教育及び研究に関する施設の設備並びに廃止に関する事項
- (8) 入学、進学、卒業、休学、退学に関する事項
- (9) 試験に関する事項
- (10) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (11) その他本学の教育、研究及び運営に関する重要な事項

## (事務)

第8条 教授会の事務は、事務局長が総括し、総務課において処理する。

## (議事録)

第9条 教授会の議事録は、学長が管理する

教授会の組織・構成は、広く教員の意見を求めるために、審議・決定は「教授会規程」第2条に基づき、学長及び副学長、専任の教授、准教授、講師、助教によって行われている。また、「学則」第39条に基づき、審議・決定のために必要な情報や参考意見等を求めるために事務局長、事務局各課長またはその代理がオブザーバー的に参加している。加えて、書記の補佐として助手(教務課付き)1～2名を出席させている。

教授会の開催は、夏期休業中にあたる8月を除き、毎月1回定例開催(原則第2木曜日)している。本学は文星芸術大学を併設しているため、この定例開催時にはまず、文星芸術大学との「合同教授会」を開催し、大学、短大に共通する事案について報告や連絡を行い、必要があれば協議を行っている。この合同教授会終了後に、「教授会」として本学教員のみでの教授会を開催している。なお、平成20年10月までは、この教授会を「学科会議」として開催していたが、同年の第三者評価での指摘を受け、同年11月に教授会に昇格させた。また、この定例開催以外でも、緊急を要した案件等については「臨時教授会」として、案件担当者の要請を受け、学長が招集し開催することもある。

議長は、合同教授会では理事長・文星芸術大学学長が務め、教授会では慣例として教務部長が議事進行役を務めている。短大学長はいずれの教授会においても、開会・閉会にあたってのあいさつの他、必要な意見を述べ、議事進行に加わっている。

平成20年度の第三者評価で指摘されて以降、毎回の教授会で出席者は名簿に署名又は押印し、教授会構成員の出席は記録している。毎回の欠席者は1～2名であり、い

ずれもやむを得ない事情によるものである。また、「教授会規程」第5条により教授会が成立しなかったことは現在までない。

議題及び教授会で配付される資料等については、合同教授会では、事務局総務課が中心となってとりまとめ、出席者全員に配付している。教授会は教務部長を中心に、助教、助手（教務課付き）の補佐のもとにとりまとめて作成し、毎回出席者全員に配付している。

議事録については、「教授会規程」第9条（議事録）において、学長が管理することとなっている。合同教授会の議事録については、総務課が書記を務め整備・保管しており、教授会資料として毎回、前回議事録が出席者に配付される。教授会の議事録については、書記を助教及び補佐として出席が認められた助手（教務課付き）1～2名が務め、教務部長を中心に全専任教員及び関係各課がこれをチェック後、総務課が整備し保管している。

教授会においては、特に年度の終りから始まりにかけて、2年生全員についての卒業判定会議及び1年生全員についての単位修得状況の確認作業、GPAによる入学式、卒業式での代表者や成績優秀者（平成26年度から授業料等納付金の一部免除）の選考と決定、各種資格の取得状況の報告、前年度卒業生の就職・進学等の進路状況の報告等を行っている。現在のところは、これらにより学習成果を把握し、認識するよう努めている。また、現在の「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」の三つの方針は、教授会での審議・検討を経て決定されたものであり、これらについても認識を有している。

教育上の委員会については、教務、入学試験・学生募集、将来計画、就職、学生、人事、図書・紀要、ギャラリー運営、広報、キャンパスライフ向上、自己点検・評価運営、FDの各種委員会が設置されている。各委員会とも、規程あるいは運営要綱に基づき運営されている。年間計画に沿って開催されるものと案件に応じて適宜開催されるものがあるが、委員会で検討された内容は教授会に報告され、必要に応じ教授会において審議・決定されている。また、図書・紀要、FD以外の各種委員会には学長も委員長または委員として名を連ねており、一部を除きおおむね適切に運営されている。

## (b) 課題

現学長については、健康であるが高齢であることが案じられる。学長在任期間が20年に及ぼうとしているのは、「宇都宮文星短期大学学長選任規定」第4条により多選が可能であり、学校法人の創立者である上野家が要職を務めることが既定事実化しているからであると思われる。学校教育法の一部改正に伴い学長が短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮することがより一層求められている現状で、今後従前とは異なる学長選任の在りかたを検討することの必要性も課題として浮上してくると考えられる。



平成20年度の第三者評価で指摘された合同教授会について、運営のあり方あるいは規程の整備について度々審議に上がっており、見直しを図る。

教授会について、専任教員の人員削減に伴い、資料の作成・とりまとめや書記の補佐を務めることができる助手（教務課付き）が不足するため、これを事務局総務課が担当できないか検討する。

各種委員会については、現在12の委員会がある。しかしながら現在、本学の専任教員は14名であり、授業時間割の編成や教員の出講日の関係から、会議の開催を原則として木曜日としている。委員会によっては、各フィールド・ユニットから代表者を委員に選出しなければならない、各教員がいくつもの委員を兼任しなければならないなど、このため、委員会の開催が立て込み、将来計画委員会等、一部委員会の開催・運営が不十分である。特にFD委員会を平成26年度に開催できなかったことは大いに反省しなければならない。

#### ■ テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ の改善計画

平成27年度から、文星芸術大学が毎月定例の教授会を水曜日に変更する。これを機会にとらえ、合同教授会の運営について見直す。

教授会について、資料の作成・とりまとめや書記を事務局総務課の担当とする。これにより、大学、短大における教授会の準備や議事録の整備・保管の担当部署が一元化されることにもなる。

各種委員会について、年間の開催日が多い委員会は、教務委員会にならって年間の開催予定を計画する。

#### ◆ テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ の関係資料

- 備付資料 42 学校法人宇都宮学園規程集  
「宇都宮文星短期大学学長選任規定」  
「宇都宮文星短期大学学則」  
「宇都宮文星短期大学教授会規程」
- 備付資料 43 学長の個人調書
- 備付資料 44 教授会議事録
- 備付資料 45 各種委員会議事録

[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ－C－1 監事は寄付行為の規程に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準Ⅳ－C－1の自己点検・評価

(a) 現状

監事について、「寄附行為」においては以下のように定められており、法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。理事会の開催される場合には必ず出席するほか、年1回ではあるが公認会計士とともに連携して理事会に出席して意見を述べている。毎年5月に開催される理事会及び評議員会には監査報告を提出してその承認を得ている。

「学校法人宇都宮学園寄附行為」より抜粋

(決算及び実績)

第11条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

(役員)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 7人
- 2 監事 2人

(監事の選任及び職務)

第22条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。）

又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務を監査すること。
- 2 この法人の財産の状況を監査すること。
- 3 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 4 第1号又は第2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 6 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

**(b) 課題**

平成26年6月付けで公認会計士から、理事長及び副理事長に対し、法人の経営状況についての指摘があった。これを受け理事長は、文星芸術大学及び本学の教員に対し、夏期賞与50%削減について理解と承認を願う文書を7月初めに配付している。5月に理事会が開催されているが、この件に関する経緯等について、文書配付まで教員に知らされることがなかった。また、冬期賞与では教員は引き続き50%削減のまま、事務職員についても5%削減されることとなった。

**[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]**

**■ 基準Ⅳ-C-2の自己点検・評価****(a) 現状**

評議員会について、「寄附行為」においては以下のように定められており、理事の定数7名（前掲の同第17条第1項第1号）に対し、2倍を越える15名で組織している。また、同第36条により私立学校法第42条の規定に従い運営している。

「学校法人宇都宮学園寄附行為」より抜粋

（評議員）

第26条 この法人の評議員は、15名とする。

（評議員会）

第34条 評議員会は、評議員をもって組織する。

2～8 （略）

9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10（略）

（諮問事項）

第36条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- 2 事業計画
- 3 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 4 寄附行為の変更
- 5 合併
- 6 目的たる事業の成功の不能による解散
- 7 寄附金品の募集に関する事項
- 8 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

## (b) 課題

理事同様「高齢者」が多く、「学校法人宇都宮学園経営改善計画」で理事、評議員の選任の刷新を指摘しているが、ほとんどが重任されている。

[区分 基準Ⅳ－C－3 ガバナンスが適切に機能している。]

### ■ 基準Ⅳ－C－3の自己点検・評価

#### (a) 現状

ガバナンスに関しては、「寄附行為」、「学校法人宇都宮学園経理規程」(以下「経理規程」と表記)、「学校法人宇都宮学園経理規程施行細則」、「学校法人宇都宮学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人宇都宮学園引当特定資産運用規程」、「学校法人宇都宮学園財産目録等閲覧規程」、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」等の規程がある。以下、「寄附行為」、「経理規程」について抜粋する。

「学校法人宇都宮学園寄附行為」より抜粋

### 第三章 資産及び会計

(予算及び事業計画)

第10条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第12条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第22条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

「学校法人宇都宮学園経理規程」より抜粋

### 第1章 総則

(経理単位)

第5条 学園の経理単位は次のとおりとする。

- (1) 法人本部
- (2) 文星芸術大学
- (3) 宇都宮文星短期大学
- (4) 文星芸術大学附属高等学校
- (5) 宇都宮文星女子高等学校
- (6) 文星芸術大学附属中学校

- 2 前各号の経理は各単位毎に区分し法人事務局において統一処理する。

(経理責任者)

第7条 法人事務局に経理責任者をおき法人事務局長をもってこれにあてる。

### 第2章 勘定科目及び帳簿

(会計伝票の作成)

第11条 会計伝票は原則として予算の配布を受けた各経理単位において作成する。

- 2 会計伝票は所定の手続により起票者及び各経理単位の責任者が押印の上その取引に関する証拠を添付し理事長の承認を得なければならない。

### 第3章 金銭会計

(金銭の定義) 第15条

(金銭出納) 第16条

(出納責任者) 第17条

(金銭出納の方法) 第18条

(領収証の発行) 第19条

(支払の方法) 第20条

(残高照合) 第21条

(金銭の過不足) 第22条

(仮払金の支出) 第23条

### 第4章 資金会計

(資金の定義) 第24条

(資金の調達) 第25条

(資金の運用) 第26条

(資金繰)

第27条 経理責任者は、年次資金計画を作成し、これに基づいて各経理単位と緊密なる連絡をとり、月次資金計画を作成しなければならない。

(金融機関との取引) 第28条

(資金の借入) 第29条

(短期借入金) 第30条

(学校債の発行)

第31条 学校債の発行は、理事会の決議に基づき経理責任者がその事務を行う。

(資金の貸与) 第32条

(有価証券) 第33条

### 第5章 物品会計

### 第6章 固定資産会計

### 第7章 予算

(予算期間)

第49条 予算期間は1会計年度とする。

2 前項の規定にかかわらず長期計画を必要とするものについては長期の予算期間にすることができる

(予算の編成)

第50条 理事長は、毎年3月31日までに、あらかじめ評議員会の意見をきいて予算案及び事業計画案を編成し、理事会に提出してその承認を得なければならない。

## (予算責任者)

第52条 予算の編成及び執行のため、法人事務局に予算総括責任者をおき各経理単位にそれぞれ当該責任者をおく。

- 2 予算総括責任者は法人事務局長をもってこれにあてる。予算総括責任者は予算の編成及び執行の事務について責任を負う。

## (予算編成委員会)

第53条 予算案作成のため、予算年度毎に予算編成委員会を設置する。

## (予算の配布)

第54条 予算が成立したときは、これを各経理単位予算責任者に配布する。

現在、法人は文部科学省、日本私立学校振興・共催事業団の指導により、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」に基づいた事業計画と予算の編成を行っている。

毎年度の法人の事業計画と予算は前年度中の3月に、理事長が評議員会の意見をきいて編成し、理事会の承認を得て成立している。これが各経理単位に指示され、本学及び文星芸術大学は経理課が予算責任者となり、人件費、教育研究経費、管理経費、施設関係、設備関係の項目別に執行している。

日常的な出納業務は「経理規程」第3章金銭会計（第15～23条）において定められ、経理課が担当している。金銭の収納に関しては、学生に対する各種証明書発行時の手数料徴収等、一部を申請窓口となっている各課が行うが、授業料等納付金は銀行振り込みで、入学検定料についてはコンビニエンスストアでの納付もできるようにしている。支出に関しては、物品等の購入にあたって事前に伝票を同課に提出することになっており、理事長への報告と承認が必要となっている。

財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書は監事による監査が行われ、法人の経営状況及び財政状態の適正な表示が確認されている。なお、これらについては監査報告書と共に年度ごとにまとめられ、全教職員が閲覧可能な様に事務局に常備している。

公認会計士による監査は、定期的実施され、報告書は事務局に保管されており、監査意見には適切に対応している。

資産及び資金の管理は諸規定に基づき、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。運用に関しては、預貯金の利息等、わずかである。また、有価証券は保有していない。

「寄附金の取り扱いについては、平成21年度に受配者指定寄附金制度・特定公益増進法人の証明書を受ける手続きを済ませ募集準備は整っており、当初、学園創立100周年記念事業の展開の一つとして募集活動を行う予定であったが、東日本大震災が発生したことや法人傘下の系列学校との連携が整わずに募集を見送りすることとなった。現在、一般に向けた募集活動の実施は行っていない。平成22及び23年度の受配者指定

寄附金制度による寄附金は2件、特定公益増進法人制度による寄附金は5件であり、その額は1億円に満たない。」(平成26年7月10日「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年(5カ年)」 P.43)

学校債の発行については、「経理規程」第31条にあるが実施していない。

月次試算表については、「経理規程」第27条に月次資金計画の作成が定められているが、現状は経理課が月次集計表を作成し理事長に報告するにとどまっている。

財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法第47条の規定に基づき、「寄附行為」第12条第2項及び「学校法人宇都宮学園財産目録等閲覧規程」によって、年度別に閲覧できるようにしている。また、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」でも、文書等の開示及び情報の提供に関する必要事項を定めている他、教育情報を短期大学のウェブサイトで公表し、財務情報も公開している。

## (b) 課題

予算管理の現状について、「毎年度の予算編成は、各学校が個別に過去の実績額に応じて各経費の見直しを図り予算額を策定し、予算編成会議において法人部門が取りまとめを行っている。予算の執行等調達及び支出業務についても各学校が個別に行っており、統一的な調達指針等は存在しない。消耗品等の調達関係、清掃・警備等の委託関係及び施設設備保守等の修繕関係は各業務で異なっており、具体的な業務内容の見直しについて検討されていない。

(略)

基本的に収入予算とバランスが取れる支出予算の積算が必要であり、特に中長期的な財務計画の策定がなされていないこともあり、予算の執行管理についてはチェック体制の不備から厳格な予算執行管理ができていない。さらに、各科目予算について具体的な見直し、妥当性・必要性の検討、予算執行後の効果の検証等が必要である。」(同 P.39～40)

また、予算及び事業計画について、経理課は把握しているが、教員には周知されていない。このため、毎年必要となる備品・消耗品関係の支出は問題ないが、設備・備品等について、特に高額なものの修繕・修理・更新等を教員から要望するシステムが整っていない。

寄附金については、「各校事務局経理等の担当部署の寄付金募集のための実施体制・連携、書類整備、意見調整などの立ち遅れから募集活動が実施できなかった。

教職員を含む学園関係者及び企業や同窓生全般に対し、極めて経済情勢の悪い不景気な状況で税制上の優遇のみで寄附を募ることは難しく、寄附事業の内容を趣意書で伝えることが重要となる。」(同経営改善計画P.43)

本学は学納金収入の割合が高く、寄付金収入は他の短期大学と比較しても低率であるため寄付金収入の割合を高めていくことが課題である。



## ■ テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス の改善計画

予算執行管理について、「予算の執行等調達及び支出業務は各学校が個別に行い統一的な調達指針等は存在していなかったことへの反省から、各部署に予算に係る責任者を設置し、予算執行管理を徹底する。また、全学を挙げ教職員の各経費節約意識の向上を図る。」（同経営改善計画P.1）「各部署に予算に係る責任者を設置し、…必要性に応じ予算の計画的執行に努め…高額な予算額策定にあたっては、基本計画を策定し、見直しや調整を行い、収入予算に見合った支出予算とする。また、短期・中期の計画的な予算編成と効率的な執行により経費節減を推進する。」（同P.40）

寄附金について、「各学校の創立記念日に合わせた募集の他、同窓会組織を通じた募集等を通年事業とする。そのため、各校の同窓会組織等との連携を図りながら実施する。

募集の準備はできているところから寄附金募集要項の内容を確立し、平成25年度より募集を開始する。

- 1) 募集方法・手続きについては、次の要領で実施する。
- 2) 依頼対象先…在学生の保護者、卒業生、教職員、一般（取引先業者関係）
- 3) 手段…趣意書、募集依頼文の送付、各校同窓会・父母会の総会や役員会で寄附金募集の説明と依頼
- 4) 時期…毎年度当初における学納金納付書類発送時に募集案内、依頼文を同封する。
- 5) 管理…各校事務局経理担当者

また、本学の寄附金募集の実績としては、平成22年度が初めてであり、学校の同窓会の役員等からの寄附である。今後積極的に募集をするが、目標額については実績額を基本に増額していく。」（同P.43～44）

## ◆ テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス の関係資料

- 備付資料 42 学校法人宇都宮学園規程集  
「学校法人宇都宮学園寄附行為」  
「学校法人宇都宮学園経理規程」  
「学校法人宇都宮学園経理規程施行細則」  
「学校法人宇都宮学園固定資産及び物品管理規程」  
「学校法人宇都宮学園引当特定資産運用規程」  
「学校法人宇都宮学園財産目録等閲覧規程」  
「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」
- 備付資料 46 監事の監査状況
- 備付資料 47 評議員会議事録

## ■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス の行動計画

平成27年度から、文星芸術大学が毎月定例の教授会を水曜日に変更したことに伴い、合同教授会の毎回の開催をなくする。但し、併設大学として共同・共通して行う学事があり、これらの報告や連絡等、情報の共有化が必要となるため、年4回（年度開始の4月、夏期休業中の8月及び後期授業終了後の2月、3月）のみ合同教授会を開催する。

各種委員会の開催について、教務委員会に加えて、入学試験・学生募集委員会、学生委員会及び就職委員会でも、年間の開催予定を計画する。

予算の執行状況について経理課から、平成26年度12月時点での各フィールド・ユニットでの実績が各担当教員に報告されるようになった。これは、平成27年度の予算編成にあたり、経費節減のため、前年度より5%削減の目標が課せられることになったためである。

### ◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

現在、法人は文部科学省、日本私立学校振興・共催事業団の指導により、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 平成24～28年（5カ年）」に基づいた事業計画と予算の編成を行っており、法人全体としての改善にあたっている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項  
特になし

**【選択的評価基準】 教養教育の取り組みについて****(a) 現状**

目的・目標は明記していないが、社会人としての基礎を身につけさせる事を目指して教養科目を開設している。平成25年度からは、さらなる社会人基礎力を身に着けるため、教養科目の区分を基礎教育科目（一般教養とされる人文・社会・自然などの分野）とキャリア形成科目（特に、企業や組織の中で必要とされる能力を修得する科目群）に分けて設定した。卒業要件62単位中、教育科目10単位以上、専門科目52単位以上になっている。（「学則」第 28条）

**(b) 課題**

現状では、変更の計画は無いが、社会の情勢を考慮し見直すことが望まれる。

**(c) 改善計画**

なし



## 【選択的評価基準】 職業教育の取り組みについて

### (a) 現状

本学ではすべてのフィールドにおいて免許や資格取得のための科目を多く設置し、職業教育に力を入れている。検定に合格しなければ取得できない資格については、本学を受験会場に設定するなどの維持する配慮をしている。

本学に入学した学生の多くは、卒業後の進路に就職を希望している。そのため、将来社会人、職業人になるための基礎力を養成することを目的に「ライフデザイン総論」「キャリアデザイン概論」を設けている。この2科目は学科必修科目で、学生各自の生活設計、人生設計に役立たせている。学内での学習と合わせて、学外実習や企業訪問・会社説明会等を毎年企画し、実際の仕事内容についての理解をより一層深めるよう図っている。

専門学校との差別化を明確にするために、短期大学以上でなくては取得できない資格取得に必要な科目を設置している。実際に、各フィールド・ユニットで取得した免許や国家資格、各種協会認定された資格を生かして多くの学生が就職している。

各種の説明会やオープンキャンパスにおいて、受験生や保護者に、各フィールド・ユニットの具体的な内容や指導の方針、取得可能な免許や資格、また就職先について詳細な説明を行っている。高等学校の進路指導担当者、担任教員にむけては、教員が高校訪問をし、また学内においても教員対象の進学説明会を行っている。

特に、高校訪問時には出身学生の近況や進路状況についても報告し、本学への進学を検討している受験生がより理解を深められるよう、円滑な継続を図っている。

系列の文星芸術大学附属高等学校・宇都宮文星女子高等学校を始め、県内外の高等学校において教員が出張授業や体験授業を実施する中で、職業教育について説明する機会を設けている。

キャリアセンターとチューター、ゼミナール担当教員との連携を密にし、就職に関する学生指導を積極的に行っている。外部で実施している職業教育に関連する各種セミナーへの参加や、就職関連の科目の授業で本学を訪れたゲスト講師と情報交換することで、学生指導に関しての資質向上に努めている。また、平成25年度から、導入している「履修カルテ」を活用し、チューター、ゼミナール担当教員はより充実した指導が可能になった。

本学は社会人受験者や科目等履修者を受け入れており学び直しの場合として門戸を開いている。

職業教育の効果は、資格取得の割合で確認しており、教育内容の確認・方法の見直し等、改善に取り組んでいる。

### (b) 課題

受験生には、進学説明会や出張授業や体験授業などで、短大全体の説明と各フィールド・ユニットの内容や指導の方針、取得可能な免許や資格、また就職先について詳細な説明をする機会があるが、保護者には、説明する機会が少ない

**(c) 改善計画**

保護者の同行が多数みられるオープンキャンパスで、保護者を対象とした短大の説明会を実施する。

## 【選択的評価基準】 地域貢献の取り組みについて

### (a)現状

本学では公開講座は毎年、キャリア、アート、フードの各フィールドで開催している。その特徴は教養系の講座だけでなく、大学施設の開放も含めたパソコン、美術、調理などの実習系の講座を企画実施していることである。受講生は比較的高い年齢層が多く、地域の生涯学習施設としての面も持ち合わせていることがうかがえる。参加者は、平成23年度は3フィールド41名（ファッション、日本画、調理師、製菓衛生師）、平成24年度は2フィールド13名（観光・旅行、ファッション、日本画）、平成25年度は2フィールド 10名（日本画、調理師）、平成26年度は3フィールド17名（アート、調理師、製菓衛生師）である。公開講座は基本的に、本学の専任教員がそれぞれの専門分野に関連した講座を開講し、誰でも参加できるように広く地域社会に公開している。受講者の構成は、主として本学が位置する宇都宮市内の在住者で構成されている。講座の内容にもよるが、女性層が中心を占めており、男性の参加は少ない。

また、正規授業の開放として、科目等履修生の制度があり、受け入れは、平成23年度4名、平成24年度5名、平成25年度3名、平成26年度4名であった。

また、地域社会の各種機関・団体との交流活動としては、以下のようなものがあげられる。

- 市民による町作り振興拠点カフェ・ギャラリー（宇都宮市市街地空き店舗対策事業・経済産業省補助事業）での卒業制作展
- 県内大手スーパーチェーンとの弁当共同開発
  - ・平成21年より「産・学」の連携事業として継続中。
  - ・平成23年には「鯖とカレー焼と鶏肉のゆず胡椒焼弁当」で第1回スーパーマーケットお弁当・お惣菜大賞お弁当（米飯）部門で準グランプリを受賞。
  - ・平成24年には「日本縦断の旅弁当」でファベックス惣菜・べんとうグランプリ2013米飯部門で選奨を受賞。
  - ・平成26年には「ひよこ豆と野菜のカレー塩麹チキン添え」で日本食糧新聞社惣菜・べんとうグランプリ2014健康・ヘルシー部門で金賞（グランプリ）を受賞。
- 栃木県立豊学校高等部技術科への出張授業（調理実習・製菓実習）
- 鹿沼市農産加工技術指導員協議会との産学連携事業（ジャム、ソースなどの開発）
- 栃木県農業振興公社との食育講座
- 食育啓発キャラクター（ヘルシーV）活動（テレビ東京）
- 地元野菜を使ったスイーツの開発（CRT栃木放送）

### ボランティア活動等

- 地元自治会との交流会（昼食会）
- 幼稚園訪問（お菓子作り）
- とちぎ小児糖尿病サマーキャンプ（医療スタッフ補助）

- 平成26年度みやの環境創造提案・実践事業プレゼン
- 平成24年7月、学内にボランティア部を設置し、大学近隣の道路清掃をはじめとした活動を行っている。

**(b) 課題**

公開講座の開催内容によっては、計画しても参加者が集まらず、開催しない講座がある。

**(c) 改善計画**

公開講座については、統一テーマ（「花」「旅」「愛」）での展開や、宇都宮市の中心部での夜間の開催などを試みたが、統一テーマの廃止や開催日時の見直しなど、より魅力ある内容を企画し、参加者が参加しやすいように運営する。